

平成30年 7 月 3 日 (火曜日)

第 4 号

平成30年第2回  
北海道議会定例会 予算特別委員会第1分科会会議録

## 第4号

平成30年7月3日（火曜日）

出席委員	交代委員
委員長	
松山丈史君	
副委員長	
丸岩浩二君	
池端英昭君	
久保秋雄太君	
梅尾要一君	
宮川潤君	
梶谷大志君	
笠井龍司君	
田中芳憲君	
東国幹君	
大河昭彦君	浅野貴博君
志賀谷隆君	
竹内英順君	

交通政策局次長	宇野稔弘君
計画推進担当局長	谷内浩史君
研究法人室長	横田喜美子君
ロシア担当局長	篠原信之君
交通・物流連携担当局長	遊佐貴志君
新幹線推進室長	田中勝君
総務課長	萩野浩子君
計画推進課長	石川政宣君
研究法人室参事	芹田雅浩君
ロシア担当課長	曾根宏之君
情報政策課長	千葉繁君
地域創生担当課長	堤俊輔君
企画・連携担当課長	橋本幸尚君
交通企画課長	田中仁君
鉄道交通担当課長	中尾敦君
鉄道支援担当課長	佐々木敏君
交通・物流担当課長	折谷徳弘君
新幹線推進室参事	高橋良男君
航空課長兼 空港運営戦略推進室 参事	清水茂男君

## 出席説明員

総合政策部長	小野塚修一君
総合政策部 交通企画監	黒田敏之君
総合政策部次長	山本文彦君
情報統計局長	村上順一君
地域創生局長	北村英則君
地域振興局長	佐々木徹君
交通政策局長	柏木文彦君
航空局長	竹花賢一君

会計管理者 兼出納局長	小玉俊宏君
出納局次長	山中博君
会計管理室長	久保田聡君
総務課長	蝦名互君
財務指導課長	稲場雅邦君
経理課長	船木誠君
調達課長	川田和明君

【第1分科会 7月3日 第4号】

総務部長  
兼北方領土対策  
本部部長  
中野祐介君

総務部職員監  
山岡庸邦君

総務部危機管理監  
橋本彰人君

総務部次長  
兼行政改革局長  
古屋義則君

人事局長  
佐藤則子君

財政局長  
森隆司君

法務・法人局長  
兼大学法人室長  
村井篤司君

危機対策局長  
辻井宏文君

北方領土対策局長  
平塚利晃君

総務課長  
青木真郎君

財産活用担当課長  
野崎直人君

行政改革課長  
田辺きよみ君

人事課長  
猪口浩司君

給与サービス担当課長  
増田弘幸君

財政課長  
古岡昇君

法制文書課長  
佐藤充孝君

大学法人室参事  
上野豊君

危機対策課長  
加納孝之君

防災教育担当課長  
三角靖枝君

北方領土対策課長  
中島竜雄君

共同経済活動  
担当課長  
山田哲史君

---

議会事務局職員出席者

議事課主幹  
西本司君

議事課主査  
井溪雅晴君

同  
中川雅年君

同  
伊勢村亮君

同  
高橋学君

同  
羽生孝之君

同  
小野寺輝彦君

同  
浅水舞君

---

午前10時1分開議

○松山丈史委員長 これより本日の会議を開きます。  
報告をさせます。

---

〔井溪主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、吉川隆雅議員の委員辞任を許可し、梅尾要一議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

1. 本日の会議録署名委員は、

久保秋雄太委員  
宮川潤委員

であります。

---

○松山丈史委員長 それでは、議案第1号を議題といたします。

1. 総合政策部所管審査（続）

○松山丈史委員長 7月2日に引き続き、総合政策部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

笠井龍司君。

○笠井龍司委員 おはようございます。

きょうは、道総研の質問の1本でまいりたいと思います。

それでは、伺ってまいります。

北海道立総合研究機構、いわゆる道総研では、総勢700名を超える研究員により、農業、水産、森林、産業、環境・地質、建築の6研究本部体制で、道民生活の向上と道内産業の振興のために、幅広い研究開発や技術の支援などが行われていると承知をしているところでございまして、私も、かつて何回か関連の質問をさせていただいております。

本年は、道総研の第2期中期目標期間の4年目でありまして、道においても、平成32年度からの中期目標の検討を進められる時期に来ていると思うわけでございますので、これまでの取り組みに対する評価や今後の取り組みなどについて、以下伺ってまいりたいと思います。

初めに、道総研では、食、エネルギー、地域の三つをテーマに、分野横断型の戦略研究に取り組んでいるものと承知をしているところであります。

現在の取り組み状況と期待される効果についてどのようになっているか、伺います。

○松山丈史委員長 研究法人室参事芹田雅浩君。

○芹田研究法人室参事 戦略研究に係る成果などについてであります。道総研の戦略研究については、道の重要な施策等にかかわる分野横断的な研究として、道総研の各研究分野間の連携及び大学や企業等との連携により実施しております。

現在、取り組みを進めている三つの戦略研究では、まず、食関連として、来年度までの5年間で、素材・加工・流通技術の融合による新たな食の市場創成の研究に取り組み、レトルトパウチ技術を活用し、添加物が不要で、果実本来の味と香りを長期間保つレアフルの製品化や商標登録等を行ってきており、これらの成果の活用により、地域果実加工産業の拡大等が期待されるところであります。

また、エネルギー関連としては、今年度までの5年間で、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築の研究に取り組み、地域から発生するごみを燃料とする、小型で、ダイオキシンの発生が少ないボイラーの開発等を行っており、これらの成果の活用により、エネルギー自給率の向上等が期待されるところであります。

さらに、地域関連としては、来年度までの5年間で、農村集落における生活環境の創出と産業振興に向けた対策手法の構築の研究に取り組み、下川町や南富良野町などとの連携協力のもと、地域交通に関するコスト情報を収集するなどして、農村集落での集住化と拠点整備の手法の開発等を行ってきており、これらの成果の活用により、地域において、集住化を検討し、集落の定住促進や集落機能の持続性向上等につながることを期待されるところであります。

○笠井龍司委員 今、御答弁がありました。食、エネルギー、地域の三つの戦略研究の中で、食関連では、レアフルという果実の技術が商標登録されているわけではありますが、製品化されたものは、私は食べたことがないのですけれども、見た目がすばらしく、食味も、フレッシュさがあって、すばらしいものではないかなと思います。

【第1分科会 7月3日 第4号】

ぜひ、営業的な戦略というか、こういったものを多くのところで活用いただけるように、道としても取り組まれるといいと思います。

また、エネルギー分野の研究は、本年度が最終年度とのことでありますが、エネルギーは、道民生活と道内産業の根幹を支えるものでありまして、なくてはならないものであります。

道では、道総研のエネルギーに関する戦略研究について、今後、どのような展開を期待するのか、伺います。

○松山丈史委員長 研究法人室長横田喜美子君。

○横田研究法人室長 エネルギー分野の研究開発などについてでございますが、道総研においては、広く地域に分散するエネルギー資源を有効に利活用できる技術・支援システムの開発、モデル地域を対象とした事業化、普及の可能性等の調査などを推進してきたところです。

道では、現在、道内各地に豊富に賦存する多様なエネルギー資源を活用するため、北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づき、地域・産業特性に応じたエネルギーの分散型利用モデルの構築など、エネルギー分野の研究成果が活用できる取り組みを進めているところです。

道といたしましては、引き続き、道総研が、本道が持つ優位性を生かした研究開発を戦略的に進め、道と連携しつつ、環境と経済が好循環する持続可能な社会システムの構築に貢献することを期待しております。

以上でございます。

○笠井龍司委員 道は、省エネ・新エネ促進行動計画をお持ちでありますから、道総研の研究成果を存分にしっかり活用して、SDGs じゃないですけども、お話がありました、環境と経済が好循環する持続可能な社会システムの構築にぜひ貢献していただきたい、そう思う次第でございます。

次は、野生生物に関する研究について伺ってまいります。

道総研では、道民生活の向上と道内産業の振興はもとよりでありますけれども、本道の豊かな自然を次世代に引き継ぐための研究も行われていると承知しております。

とりわけ、本道の2大野生生物でありますヒグマとエゾシカの適正な保護と管理のための研究は、人体や作物の被害の防止も含め、本道固有、かつ道民生活に密着したものだと考えているところでありますが、道総研ではどのような研究が行われ、どのような成果が道民に活用されているのか、伺います。

○芹田研究法人室参事 ヒグマやエゾシカに関する研究についてでございますが、ヒグマやエゾシカは、本道の豊かな生物多様性を構成する重要な要素であります。農林業被害などの人間とのあつれきが深刻な問題となっていることから、道では、管理計画を策定し、地域の実情に応じた保護管理対策に取り組んでいるところであります。

そうした中、道総研では、エゾシカの個体数及び個体数指数の推定や、ヒグマの生息及びあつれき動向の把握などの研究に取り組んでおり、その科学的な知見が道の施策に活用されておしま

す。

また、ヒグマによる人身事故の発生時における発生原因の究明と、市町村に対する再発防止策の助言などを初め、エゾシカの効果的な捕獲を可能にする小型囲いわなの開発や、エゾシカ肉の地域資源としての利用を拡大するための、捕獲ストレスに着目した肉質評価研究の実施など、各地域の状況に応じた、人間と野生動物の共存に向けた取り組みを支援しているところであります。

**○笠井龍司委員** 今、御答弁にあったとおり、野生動物による被害の対策を含めて、それぞれの管理計画があります。大概は、外部有識者のいろんな意見をまとめているような印象があったわけですが、こうしたことにも道総研のそれぞれの研究機関がしっかりと対応し、それが道の施策に活かされていて、非常に有益な立ち位置にあるのだなと思います。

適正な保護管理というのは、ある意味、人間のエゴかもしれませんが、本道の豊かな自然の中で野生生物と共存していくことを次世代へ引き継ぐのは、私たちの重要な使命であるわけでありまして、ぜひ、北海道らしい自然を守るために、今おっしゃったような方向で、研究や取り組みを進めていただきたいと思います。

ヒグマやエゾシカについては、本道固有の在来種であり、将来にわたって共存すべき対象でありますけれども、一方で、最近、テレビでも、池の水を全部抜くなどといった企画で、外来種の駆除の必要性などが改めてクローズアップされているわけであります。

道内では、アライグマによる被害を訴える自治体も多くなってきていると聞いておりますけれども、道総研では、本道の自然環境を脅かす外来種についてどのような研究を行っているのか、伺います。

**○芹田研究法人室参事** 外来種に関する研究についてであります。道では、生態系への影響、農林水産物の被害が問題となっているアライグマやセイヨウオオマルハナバチなど、外来生物法に基づく特定外来生物について、防除実施計画を策定し、防除を実施してきたところであります。

アライグマについては、市町村にも防除実施計画の策定を促し、連携した防除を進めてきましたが、生息または目撃の情報がある市町村は、平成4年度の13市町村から、29年度には151市町村に拡大し、農業被害額は、23年度の1億2000万円をピークに減少したものの、26年度以降、増加に転じ、28年度には9000万円に達したところであります。

こうした中、道総研においては、今年度から、新たに、各地域の状況に応じた防除目標を立てるための調査手法や効果的な捕獲手法を確立するための研究を、当別町をモデル地域として実施するとともに、来年度から重点的に取り組む研究項目に位置づけ、アライグマ対策の強化につなげたいとしております。

**○笠井龍司委員** 外来種、特に、ここではアライグマについて着目したわけですが、議会議論のいろいろな場面で、これまで何度もアライグマ対策の質問が出ておりました。

今年度は、当別町をモデル地域として、来年度から重点的に取り組むということでございませ

【第1分科会 7月3日 第4号】

たけれども、適正な保護管理は非常に難しいものでありますので、ぜひ、研究成果をさらに出して、次につながるような研究を進めていただきたいと思います。

次ですが、道総研の研究開発は、設立者である道が策定した中期目標を達成するために、道総研が策定する中期計画に基づいて行われているものと承知をしております。

道においては、今後、中期目標の検討が本格化されるものと考えますが、その検討の中では、本道が抱えるさまざまな課題の解決に向け、行政の視点だけではなく、さまざまな分野のスペシャリストの集合体であり、研究開発のプレーヤーである道総研が、どのように将来を見据えて研究開発を進めるべきと考えているのかということなどについて、道総研の考えをしっかりと聞くことも重要ではないかなと考えるわけであります。

道は、この点についてどのようにお考えになっているのか、伺います。

**○横田研究法人室長** 中期目標の策定についてでございますが、道では、日ごろから、道総研の農業や産業技術などの各研究本部と、関係する各部が、随時、情報や意見の交換を行うとともに、毎年、道総研の理事長など役員の方々と道の幹部職員が、今後の重点的な研究の取り組みや道の施策との連携などについて、率直な意見交換をする場を設けております。

また、現在、道総研において、時代の変化に対応した柔軟かつ的確な研究開発を進めるため、今後おおむね10年間における研究開発の方向性について、道総研自身の考え方を明らかにする、研究開発の基本構想の見直し作業を行っているところです。

道といたしましては、平成32年度からの第3期中期目標を策定するに当たっては、基本構想を含め、道総研の考え方を伺うとともに、道議会はもとより、関係する企業や団体、道民の皆様方の御意見を踏まえ、検討を進めてまいります。

以上でございます。

**○笠井龍司委員** 両者は日ごろからコンセンサスを図っており、独立行政法人である道総研の独自の研究開発の基本構想の見直し作業もあるということですので、ぜひ、そういったものを踏まえながら、道における中期目標の策定にしっかり生かしていただきたいと思いますようお願いいたします。

道総研の業務のうち、研究開発と並び、大きな柱となっておりますのは、事業者等への技術支援であります。特に、近年、急速に進化しているICT技術を本道産業や道民生活に取り入れるための技術支援は、今後の道総研に期待する大きな役割ではないかなと考えます。

道総研では、今後、IoT、ロボットなどICT技術を活用するための支援や、そのための研究開発にどのように取り組もうとしているのか、伺います。

**○芹田研究法人室参事** ICTに関する技術支援等についてでございますが、道総研では、工業試験場内に、道内初の、国際規格に適合した電波暗室や、電磁波を遮蔽するシールドルーム、低温試験室、防水試験室を来年3月を目途に整備し、これらによる、寒冷地のIoT関連研究に取り組むとともに、設備を道内企業に活用してもらうことにより、1次産業、運輸、物流及び防災などの分野における寒冷環境対応型IoT製品の開発を支援することとしております。

また、工業試験場内に、食品加工の分野に特化したロボット等の機器を本年11月末までに整備し、ロボット導入の担い手、いわゆるロボットシステムインテグレーターを育成する本道初の拠点として、実践的な技術の習得への支援を行う予定であります。

道総研では、ロボットシステムインテグレーターと食品加工メーカーのマッチングや、新たなロボット活用技術の研究開発により、企業のロボット導入に係る総合的な支援を行う考えであります。

**○笠井龍司委員** 道総研では、本道初の低温試験室や防水試験室を整備し、また、ロボットシステムインテグレーターを育成する本道初の拠点として、新たな投資をされるということでした。ぜひ、有効に活用される方向に導いていただくよう、道としての支援をしていただきたいと思います。

これまでお聞きしたように、道総研の研究は、非常に広範にわたり、かつ、どれも重要なものであると思います。また、ICT関係の技術支援などの新たな役割も期待されているところであります。

これらに対応するためには、限られた研究資源である人員や予算をいかに有効に活用するかが重要であると考えられるわけであります。

道及び道総研は、今後の研究推進体制をどのようにすべきだとお考えになっているのか、伺います。

**○横田研究法人室長** 道総研の研究推進体制についてでございますが、現在、道総研においては、今後おおむね10年間における研究開発の方向性について、道総研自身の考え方を明らかにする、研究開発の基本構想の見直しに向け作業を進めており、その中で、今後の研究開発を効果的、効率的に進めていくために必要な推進体制についても検討されると承知しております。

また、道総研では、食、エネルギー、地域の三つを重点領域と位置づけ、戦略的に取り組んでおり、今後、一層の取り組み強化が期待されるところです。

こうしたことも含め、道といたしましては、道総研が、道の施策や社会情勢の変化を踏まえるとともに、中長期的な視点に立って、効果的、効率的な研究開発を行うため、不断に研究推進体制の見直しを行うべきと考えております。

以上でございます。

**○笠井龍司委員** 道としては、不断に体制の見直しをしっかりと行うべきだと考えている、そういった御答弁が最後のくだりにございました。道としても、次期中期目標や中期計画の策定にあわせて、そういったことも検討していただきたいと思います。

道総研は、スペシャリストの集合体でありまして、個々の研究員が持つポテンシャルを最大限に引き出すことも、人員の有効活用という観点から重要だと思っております。ぜひ、研究員のモチベーションの保持や向上に配慮して、そういった見直しが行われるよう、改めてこの場でお願いをしておきたいと思っております。

本年4月に地方独立行政法人法が改正されまして、法人の業務実績評価については、これまで



【第1分科会 7月3日 第4号】

評価委員会が評価していたものが、今後は、設立者である知事がみずから評価することになったと承知をしております。

道においては、今後、評価委員会の意見を聴取した上で、みずから評価されるものと思いますが、先ほど来お話ししてきたように、道総研の業務は広範多岐にわたっておりまして、道庁の関係部も非常に多いものとするわけでありまして、

総合政策部のみでは判断が難しいものとするわけでありまして、今後、どのような仕組みで評価を進められるのか、お考えを伺います。

**○横田研究法人室長** 法人の評価についてでございますが、地方独立行政法人法の一部が改正されたことにより、道総研の各事業年度の業務実績評価、及び、中期目標期間終了時の業務実績評価については、評価の主体が、外部有識者等で構成される評価委員会から、設立団体の長である知事へと変更される中、道といたしましては、評価の実効性を確保する観点から、有識者等の知見を活用する必要があるため、引き続き、評価委員会から意見を聞いた上で評価を行うこととしているところです。

今後の評価につきましては、本年6月に、関係部を構成員として設置しました地方独立行政法人北海道立総合研究機構業務実績評価等検討会議において、評価委員会からいただく意見を参考にしつつ、評価を進めることとしており、評価結果については、道議会に報告するとともに、公表してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○笠井龍司委員** 評価委員会が直接は評価しませんが、その御意見を聞きながら、道がしっかり評価するということですので、適正な評価がされるものと期待をしておきたいと思っております。

質問としては最後になります。

先ほど申し上げましたけれども、これから、道において中期目標の検討が本格化することになります。

道総研は、他県に類を見ない総合的な研究機関であり、他県ではこれだけの規模のものはないというふう聞いておりまして、道総研の活発な活動が、道民生活の向上と道内産業の振興には欠かせないものとするわけでありまして、

改めて、道総研に対する部長の認識と、道としての支援など、現時点でのお考えをお聞かせいただければと思います。

**○松山文史委員長** 総合政策部長小野塚修一君。

**○小野塚総合政策部長** 道総研に対する認識などについてでございますが、道総研は、これまで培ってきた豊富な知識や技術はもとより、幅広い分野にわたる研究開発機能が結集された強みを生かし、食産業の振興など、経済の活性化や、環境と調和した持続的な地域社会の形成など、道の重要な施策の推進に資する研究機関として、大きな役割を担っているものと認識しているところでございます。

このため、道といたしましては、戦略的な研究開発予算の確保や道職員の派遣など、研究開発機能の充実強化に向けた支援に努めているところであり、今後とも、道総研が、道との緊密な連携のもとで、総合力を生かした研究開発を効果的に推進し、地域や企業等の多様化するニーズに応え、本道産業の振興や道民生活の向上に、より一層貢献できるよう支援してまいります。

以上でございます。

○**笠井龍司委員** 最後に申し上げて、終わりますけれども、独立行政法人である道総研の独自の考えとしての基本構想を把握した上で、次期中期目標の策定時には、特に、重点的な研究に対してはしっかり支援するのだという強い気持ちで、目標等々の策定に当たっていただきますよう、お願いをして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○**松山丈史委員長** 笠井委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

大河昭彦君。

○**大河昭彦委員** よろしくお願いたします。

まず初めに、SDGsについて伺ってまいります。

今月、大変喜ばしいことに、北海道が、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsの達成に向けて先進的な取り組みを行っているSDGs未来都市に選ばれました。今回、国では、全国で29自治体を選定しており、道内では、札幌市、ニセコ町、下川町が道とともに選ばれております。

SDGsについては、今議会でも議論が交わされておりますが、年内のビジョンの策定や新たなネットワーク組織の立ち上げなど、道として、SDGsの推進に積極的に取り組む姿勢を示されたことは、ちょうど1年前の第2回定例会での代表格質問で、初めてSDGsについて質問をさせていただきました我が会派として、大変喜ばしく思っております。

SDGsの重要性に鑑み、そのビジョンの策定やネットワーク組織の立ち上げは何を目的に行うのか、まず伺います。

○**松山丈史委員長** 計画推進担当局長谷内浩史君。

○**谷内計画推進担当局長** ビジョンやネットワーク組織についてであります。SDGsの推進に当たりましては、道民の皆様を初め、市町村、企業、団体、NPOなど多様な主体の理解と参画が広がり、幅広い分野や地域でさまざまな取り組みが展開されることが重要であります。

このため、道といたしましては、策定を予定しているビジョンにおきまして、本道におけるSDGsの推進に向けた基本的な考え方を初め、目指す姿や、優先的に取り組む課題と対応方向、推進手法などを道民の方々にわかりやすくお示しし、多様な主体と共有しながら、それぞれの取り組みを促進し、持続可能な地域づくりを進めてまいりたいと考えております。

また、今後立ち上げることとしているネットワーク組織につきましても、SDGsの実践者や関心のある方々に広く参加していただき、情報共有、先行事例の発信、連携した取り組みの実施など、官民一体となった、SDGsの広範な取り組みの推進につなげることを狙いとしております。

○大河昭彦委員 ビジョンの策定に当たり、関係団体や実践者、有識者による懇談会を開催し、その意見も聞きながら検討を進めるようであります。SDGsは、17のゴール、169のターゲットが設定されており、広範な分野にわたっております。

懇談会のメンバーの選定のためにも、優先的に取り組む目標、ターゲットを、本道の実情に合わせ、あらかじめ決めて検討する必要があると考えますが、見解を伺います。

○松山文史委員長 計画推進課長石川政宣君。

○石川計画推進課長 ビジョンの検討についてでございますが、このたび取りまとめたビジョンの骨子案では、ビジョンの位置づけや目指す姿、推進手法、さらには、SDGsの目標などを踏まえ、本道の実情に応じて優先的に取り組む、「あらゆる人々が将来の安全・安心を実感できる社会の形成」や「環境・エネルギー先進地「北海道」の実現」を初めとした五つの課題など、基本的な項目をお示したところでございます。

道といたしましては、こうしたビジョンを多様な主体と共有し、道のみならず、それぞれの主体において、SDGsの広範な目標に向けた、幅広い分野や地域における取り組みが展開されるよう、今後、SDGsの普及活動や実践に取り組んでいる団体、企業、NPO、学識経験者等の御意見なども伺いながら、優先課題やそれに沿った対応方向などについて、具体的な検討を進めてまいりたいと考えてございます。

○大河昭彦委員 SDGsについて、我が会派では代表格質問で、国の第5次環境基本計画がことし4月に閣議決定されたことを踏まえ、道の環境基本計画も、SDGsの考え方を活用し、環境、経済、社会の統合を目指した計画に改定すべき旨、質問しましたが、スピード感を持ってSDGsの推進に取り組む姿勢は感じられませんでした。

SDGsの中心は環境だと考えますが、これでは、各部のSDGsに対する理解はどこまで進んでいるのか、不安です。

北海道SDGs推進本部を所掌する総合政策部として、各部の理解はどの程度進んでいると考えているのか、また、今後、どのように推進本部を運営していくのか、所見を伺います。

○松山文史委員長 総合政策部長小野塚修一君。

○小野塚総合政策部長 SDGsの推進についてでございますが、道民の方々と力を合わせ、SDGsの取り組みを着実かつ効果的に展開していくためには、道において、振興局を含め、全庁を挙げた取り組みを進めることが重要なことから、4月に、知事をトップとするSDGs推進本部を設置したところでございます。

道では、これまでも、北海道グローバル戦略や北海道スポーツ推進計画など23の計画で、SDGsの要素を反映した策定や改定を行うとともに、150年事業を初め、各種事業等でSDGsをテーマとした情報発信を行うなど、さまざまな機会を活用し、道民の方々への普及啓発に取り組んでいるところでございます。

こうした中、推進本部の幹事会において、外部講師による研修会を開催するなど、職員のSDGsへの理解を深めるための取り組みも進めているところであり、道といたしましては、今後と

も、SDGs推進本部のもと、ビジョンの策定やネットワーク組織の立ち上げ、多様な主体と連携した取り組みなど、SDGsの推進に全庁一丸となって取り組んでまいります。

以上でございます。

**○大河昭彦委員** ただいま、SDGsに関して議論をさせていただきましたけれども、これらについては、知事のお考えを直接お伺いしたいと思っておりますので、委員長のお取り計らいをお願い申し上げます。

次に、交通政策について伺います。

JR北海道に係る問題については、今定例会においても議論されております。

言うまでもなく、JR北海道は民間企業であり、株主は国であります。民間企業は、売り上げを多くして、利益を出さなければ、倒産します。

民営化当初より、積雪寒冷、広域分散型の本道では、乗客密度が極めて低く、当然、赤字路線も多かったわけで、国鉄時代には、深名線、歌志内線など、採算のとれない路線は、地方交通線対策と称して鉄路が廃止され、民営化以降も、同様に、バス転換に同意させられているなど、なし崩し的に廃線を余儀なくされそうであります。

人のみならず、物流や福祉の側面からも、鉄道は残すべきであります。そのためには、あらゆる困難を乗り越えて、国の主導でJR関係各社を再度合併させ、トータルで黒字化を図ったほうが、国が行うJR北海道への支援は少なくなるはずであります。それができないということであれば、国営に戻して、全線残すべきであると考えております。

先週、6月28日の特別委員会で、JR北海道の島田社長は、地域とともに鉄道の維持に向けて全力を挙げる方針であり、地域に対して真意を丁寧に説明し、理解を得ながら問題解決に当たっていくと述べ、交通政策総合指針の考え方も踏まえ、検討協議を重ねて、鉄道の維持に全力を挙げる姿勢を強調されましたが、肝心かなめの自社の「経営再生の見通し」の具体の成果については答弁を控えるなど、関係者と一体となって取り組むという言葉とは乖離した姿勢と言わざるを得ませんでした。

そこで伺いますが、先日の参考人招致の質疑で、JR北海道は、維持困難線区問題の解決に当たり、輸送密度200人以上2000人未満の8線区については、地域とともに鉄道維持に向けて全力を挙げる方針であることを改めて示すとともに、輸送密度200人未満の線区についても、地域協議の結果が維持存続となれば、8線区と同様に国に支援を求めていくという新たな考えを示しました。

この点は、道の交通政策総合指針でも触れておりませんが、道の受けとめと、今後の地域協議での対応について伺います。

**○松山文史委員長** 交通政策局次長宇野稔弘君。

**○宇野交通政策局次長** 地域への対応についてでございますが、先月28日の北海道地方路線問題調査特別委員会での参考人招致の質疑におきまして、JR北海道の社長からは、道の交通政策総合指針を重く受けとめるとともに、維持困難線区問題の解決に当たっては、地域の皆様との合意

形成の上、問題を解決する方針が変わりがない旨の発言があったところでございます。

道といたしましては、今後とも、指針の考え方にに基づき、地域において十分な議論を尽くし、理解を得ながら対応してまいる考えでございます。

**○大河昭彦委員** 「経営再生の見通し」に関するJ R北海道の説明では、詳細な施策の検討、収支試算は行っているが、支援の枠組みが明らかになっていない現状では、それを明示することはできないと繰り返し述べております。

6者会議において、知事は、J R北海道が前向きな見通しを示したのは、地域における検討協議を進める上での大変大きな足がかりになると述べられましたが、実効性が担保されなければ、地域協議の足かせにしかありません。

一方で、J R北海道は、試算ではあるものの、国には取り組みの効果額を伝えていることを明らかにしました。国には伝えて、地域には答えないという、地域との信頼回復を図りたいとする言葉とは相反するJ R北海道の姿勢を道はどのように受けとめ、どう対応していくのか、伺います。

**○松山丈史委員長** 鉄道交通担当課長中尾敦君。

**○中尾鉄道交通担当課長** J R北海道の「経営再生の見通し」（案）についてであります。先月17日に開催された関係者会議において、J R北海道から、将来の経営自立に向けた「経営再生の見通し」（案）が初めて示され、経営基盤の強化などの内容について説明を受けたところであり、今後、地域での検討協議を進めていく上での足がかりになるものと考えております。

しかしながら、今回の案におきましては、数値についての説明がなく、グループ企業も含めた経営改革などについて、いかに具現化し、実効性のあるものにしていくかなどといった課題があると認識しております。

道としては、引き続き、J R北海道に対し、今回の関係者会議での議論や地域の意見などを踏まえ、収支の見通しを明らかにするなど、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう、強く求めてまいります。

**○大河昭彦委員** J R北海道は、先月開催された交通・物流連携会議の中で、貨物列車が走ることによる線路の負荷が非常に大きく、アボイダブルコストルールにより、線路使用料の大半を負担している状況であることを説明し、一方、J R貨物からは、このルールは国鉄改革のスキームとしてできたものであり、会議の場で議題として議論するのはおかしいとの発言があったと聞いておりますが、私としては、本来、国が調整に当たり、J R両社と協議を行うべきものと考えております。

J R北海道は、「経営再生の見通し」（案）の中でも、2030年度までの期間においてお願いしたい支援として、青函トンネルの維持管理のために費用がかかることや、貨物列車の走行割合が高いことなどの北海道の特殊性を踏まえた支援を求めておりますが、線路使用料などに対する道の認識と対応について伺います。

**○中尾鉄道交通担当課長** 線路使用料についてであります。J R北海道においては、危機的な

経営状況にある中、現行のアボイダブルコストルールのもとでの線路使用料は、線路等、鉄道施設の整備に必要なコストを十分に反映していないとの問題提起をしていると承知しております。

一方、JR貨物においては、現在の線路使用料制度は、国鉄の分割民営化に際し、同社が国鉄の長期債務の一部を承継したことによる収益の調整措置として設定している経緯を踏まえ、現行ルールを維持することが望ましいとの考えを示しております。

道としては、JR北海道の厳しい経営状況や、貨物列車の走行割合が高いといった本道の特殊性を踏まえ、これまで、貨物列車の走行に伴う負担軽減措置などを国に重ねて求めてきていただいておりますが、引き続き、国に対し、JR貨物の経営の安定確保や荷主への影響に十分配慮しつつ、実効ある支援を行うよう求めてまいりたいと考えております。

**○大河昭彦委員** 少し時間がオーバーしておりますけれども、伺います。

夏までに大まかな方向性を取りまとめる国の抜本的支援策は、いまだに、その概要すら明らかになっておりませんが、JR北海道の「経営再生の見通し」の取り組みの成果を最大限発揮させるという前提に立てば、数字的なものも含めて、相当大きな支援スキームになることが期待されます。

さきの6者会議において、棚野町村会長は、今回の解決策が、JR北海道の経営努力でここまでやります、国もこうします、残った部分を地方で持ってくださいという方向性にならないように十分配慮していただきたい、やはり、30年前のスキームが現実にとおりにならなかったことは大きな問題点であると述べており、率直、かつ、この問題の核心をつく言葉であります。

国の支援策が明らかになった後の議論において、棚野会長が懸念を示されたように、なし崩し的に地域が負担を強いられることは避けなければなりません、道としてどのように取り組み、この問題を解決していかうとするのか、所見を伺います。

**○松山丈史委員長** 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

**○黒田総合政策部交通企画監** 今後の道の取り組みについてでございますが、先般開催された関係者会議におきましては、JR北海道から、将来に向けた「経営再生の見通し」（案）が示されました。また、国からも、今後、財政当局などと調整を進め、夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるとの考えが改めて示されたところでございます。

道といたしましては、今後、JR北海道に対し、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう求めますとともに、国に対しては、持続的な鉄道網の確立に向けた法改正や、道、市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、支援についての考え方を示すよう強く求めてまいります。

以上でございます。

**○大河昭彦委員** ただいま、交通政策についていろいろと議論させていただきましたけれども、これらについても、知事のお考えを直接お伺いしたいと思いますので、委員長の取り計らいをお願いいたします。

ありがとうございました。

○松山文史委員長 大河委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

志賀谷隆君。

○志賀谷隆委員 それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、J R北海道問題についてであります。さきの6者会議後、J R北海道の島田社長による唐突な記者会見がありました。

このような中、先日の北海道地方路線問題調査特別委員会において、我が会派の同僚議員の質問に対して、参考人として出席をいたしましたJ R北海道の島田社長は、経営手法の見直しや改革の一環として、地域に入り、地域と相談しながら、地域の活性化につながるものについて、一つでも多く実現していくよう努力するというふうに答弁をされたわけであります。

道においても、幹部の地域入りなどを通じて、積極的に取り組まれているものと承知をしておりますが、このたびの島田社長の発言を踏まえて、こうしたJ R北海道の動きを後押しして、路線見直しに関する地域の検討協議をさらに推進すべきと考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○松山文史委員長 鉄道支援担当課長佐々木敏君。

○佐々木鉄道支援担当課長 地域における検討協議についてであります。J R北海道においては、北海道に根差し発展する交通事業者として、地域の皆様との信頼関係のもと、道の交通政策総合指針の考え方にに基づき、持続的な鉄道網の確立に向け、取り組みを進めることが必要と考えているところでございます。

道におきましては、J R北海道に対し、指針の考え方を十分に踏まえ、地域と真摯に向き合い、丁寧な議論を積み重ねるよう求めるとともに、地域の皆様が目指す将来像を実現するための取り組みが着実に進むよう、引き続き、知事を初め、道幹部が地域に入り、関係者会議の結果など、地域が必要とするさまざまな情報を提供しながら、沿線地域の皆様とともに検討協議を加速してまいります。

○志賀谷隆委員 次ですが、国交大臣は、夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるという考え方を示しております。

道では、これまでの間、事務的なものを含めて、国などと、さまざまな打ち合わせや情報交換を積み重ねてきたものと考えておりますが、現時点における見通しについてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 交通政策局次長宇野稔弘君。

○宇野交通政策局次長 国との協議の状況についてでございますが、道では、これまで、国に対し、本道固有のコスト負担の軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した、設備投資等に対する支援策など、国の実効ある支援を求めてきているところでございます。

国土交通省からは、6月17日の関係者会議におきまして、国の支援策について財政当局との調整を加速し、本年夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるとの考え方が改めて示されたところ

るであります。

道といたしましては、引き続き、支援の考え方を早期に示すよう、国に働きかけてまいります。

○志賀谷隆委員 次ですが、6月17日に開催された6者会議において、JR北海道から、初めて、「経営再生の見通し」（案）が公表されました。

この「経営再生の見通し」（案）に関する受けとめがさまざまであることは十分承知をしておりますが、「経営再生の見通し」（案）に関するJR北海道の取り組みなどに対する道としての率直な受けとめ、評価について改めてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 鉄道交通担当課長中尾敦君。

○中尾鉄道交通担当課長 JR北海道の「経営再生の見通し」（案）についてであります。先月17日に開催された関係者会議においてJR北海道から示された「経営再生の見通し」（案）については、経営基盤の強化に向けた取り組みについて、札幌圏における取り組みが中心となっており、地域ともしっかり向き合い、全道の鉄道ネットワークを支えていくといった視点が欠けていることや、グループ企業も含めた経営に関する仕組みの改革を実効性のあるものとすべきといった課題などがあり、JR北海道においては、地域の立場に立って改善を行っていく必要があると考えております。

道としては、引き続き、JR北海道に対し、関係者会議での議論や地域の意見などを踏まえ、収支の見通しを明らかにするなど、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するよう求めてまいります。

○志賀谷隆委員 島田社長が、先日の特別委員会に参考人として出席をいたしました。そのときに、我が会派の同僚議員からは、現行法での支援の期限となる2020年度までの改革効果の必要性を踏まえて、まずは、この2年間で、どのような改革努力、改革効果を見せるのかというふうな質問をいたしました。

島田社長からは、短期間で効果が発現されるものは多くないことから、地域と一緒に実現していくというプロセスのあかしを見せていくことが求められていると思うなど、積極的な姿勢が示されたところであります。

こうした姿勢は、地域にとっては遅きに失したとも感じられるところではありますが、まさに、JR北海道自身が地域の信頼を獲得していくためには、今後、どのような取り組みが必要と考えるか、道の所見をお伺いいたします。

○松山文史委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 JR北海道の取り組みについてでございますが、JR北海道におきましては、道民の皆様に責任を有する公共交通の担い手としての使命を自覚し、北海道に根差し、地域とともに発展するとの経営理念に立ちながら、安全運行の徹底はもとより、利用者の方々の利便性、快適性の向上に最大限努めていく必要があると考えているところでございます。

また、JR北海道問題の解決に当たりましては、道の交通政策総合指針の考え方を十分に踏ま



【第1分科会 7月3日 第4号】

え、持続的な鉄道網の確立に向け、関係機関の皆様と一体となった取り組みを行うことが非常に重要でありますことから、今後、「経営再生の見通し」（案）をさらに具体化するとともに、地域の皆様に対して丁寧な説明を行うよう強く求めてまいります。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 次に、JR日高線についてであります。

JR日高線については、被災後、不通となって、はや3年が経過をしておりますが、いまだ、被災した海岸の復旧のめどが立っていない状況にあります。

今、地域では、日を追うごとに被災箇所が拡大するとの懸念を抱いておりますが、国土保全上の観点からも、被災海岸における復旧を急ぐことが、路線見直しの議論以上に喫緊の課題であると考えております。

しかしながら、被災海岸のうち、JR北海道が所有する鉄道海岸については、JR北海道が厳しい経営状況にあることなどから、放置され、手つかずのまま、全く復旧のめどが立っていない状況でございます。

日高線は、輸送密度200人未満のいわゆる赤字線区でありまして、JR北海道では、バス転換に向けた協議を行いたいとの意向があることは十分承知しておりますが、路線見直しに関する地域との丁寧な協議などを行うと同時に、被災海岸における復旧に向けても、地域や関係機関との協議を急ぐ必要があると考えます。

道は、現状をどのように認識し、また、今後、どのように対応するのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 交通政策局長柏木文彦君。

○柏木交通政策局長 JR日高線についてであります。JR北海道が所有する日高線の鉄道護岸につきましては、平成27年の被災後、消波堤ブロック等の整備など、応急措置はされているものの、3年以上にわたり、抜本的な対策が行われていない状況が続き、地域住民の皆様からは、被災箇所の拡大や景観への影響など、不安の声が上がっており、道としても、護岸問題は重要な課題と受けとめております。

道といたしましては、これまで、地域住民の暮らしにさまざまな影響が出ている中、早期の解決を待ち望む沿線自治体の皆様の思いを受けとめ、日高管内の首長と道、関係機関で構成する協議会などにおきまして、持続可能な地域交通のあり方や護岸問題について検討を進めてきているところであり、今後とも、地域の皆様のお考えを十分に伺いながら、地域交通の確保に向けて積極的に取り組んでまいります。

○志賀谷隆委員 JR北海道に関する問題について伺ってまいりましたが、先ほども申し上げたとおり、国は、ことしの夏ごろまでに大まかな方向を示すということを考えており、その期限は目前であります。この問題につきましては、知事のお考えを直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いを申し上げます。

次に、交通・物流連携会議についてであります。

道は、本年3月に策定された北海道交通政策総合指針の推進に当たって、関係者が一体となって施策の展開を図っていくこととしておりますが、重点戦略等の施策を効果的に推進するため、学識経験者、交通・物流事業者、経済団体等が参画する北海道交通・物流連携会議を設置したところであります。

この会議においては、今後、ワーキンググループを設置し、災害発生時などにおける対応強化や本道の物流対策について検討を進めていくものと承知しておりますが、会議の進め方について、以下、数点お伺いをいたします。

まず、災害発生時における対応強化について、ワーキンググループにおいて、今後、どのように検討を進めていくのか、伺います。

○松山文史委員長 交通・物流担当課長折谷徳弘君。

○折谷交通・物流担当課長 災害発生時等の対応強化に係るワーキンググループについてであります。台風や大雪などの災害等による交通障害の発生時において、その影響を最小限に抑え、多くの観光客等に安心して旅行を続けていただくためには、利用者目線に立った適切な交通情報の提供や、駅、空港など交通拠点における案内機能の強化など、関係者が連携した対応が重要であると認識しております。

このため、ワーキンググループでは、災害などの発生時において、交通機関の運休、遅延や道路の通行止めなどの情報を関係機関が相互に共有していくための方策を初め、利用者が必要とする交通情報の洗い出しや提供方法など、関係機関が連携しながら、対応の強化に向けた検討を進めてまいります。

○志賀谷隆委員 次に、本道の物流対策については、ワーキンググループにおいて、今後、どのような検討を進めていくのか、お伺いをいたします。

○折谷交通・物流担当課長 本道の物流対策に係るワーキンググループについてであります。本道において、将来にわたって安定的な物流体制を確保していくためには、共同輸送など、運送事業者の連携による輸送の効率化や、輸送モード間の連携強化等の取り組みを進めていくことが重要と認識しております。

ワーキンググループでは、トラック輸送の効率化や、農産物などの安定的な輸送に資する鉄道貨物輸送のあり方、海上輸送における航路拡大などのほか、効率性や経済性も考慮しながら、各輸送モードが連携した輸送方策の検討を行うこととしており、方策の実現に向けて、関係者が一体となって議論を進めていく考えでございます。

○志賀谷隆委員 交通・物流連携会議における議論だけではなくて、幅広い関係者からの意見を踏まえていくことも重要と考えますが、今後の進め方について所見を伺います。

○松山文史委員長 交通・物流連携担当局長遊佐貴志君。

○遊佐交通・物流連携担当局長 交通・物流連携会議についてであります。交通政策総合指針の推進に当たっては、交通事業者はもとより、行政、関係団体など多様な主体が連携して、各般の施策に取り組むこととしており、重点戦略等の施策を効果的に推進するため、交通と物流が連

携した取り組みなどについて議論を進めることとしております。

施策の推進に向けては、連携会議での議論やワーキンググループでの検討のみならず、ヒアリング等により、会議の構成員以外の個別事業者等からも、広く、現状や課題等の把握を行うほか、必要に応じて、地域の意見等を伺うなど、より効果的な施策の推進が図られるよう、検討を進めてまいる考えでございます。

○志賀谷隆委員 しっかりやっていただきたいというふうに思います。

次に、北極海航路についてであります。東アジアとヨーロッパを結ぶ新たなルートとして注目されております北極海航路は、地理的優位性のある本道にとって、経済活性化等を図る上で、さまざまな可能性を秘めていると考えられます。

昨年12月から、ロシアで開発が進むヤマルLNG基地からの輸送が開始されたところであり、最近、商船三井が運航する砕氷LNG船が、北極海からベーリング海峽を経由しての東アジア向け運航を開始するなど、北極海航路の実現に向けた機運も高まってきていると考えます。

そこで、以下、道の取り組みについて伺いをいたします。

まず、道では、北極海航路の活用に向けて、北極海航路の利活用に向けた方針を策定されましたが、さまざまな取り組みを進めていると承知しております。

方針の策定以降、どのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

○折谷交通・物流担当課長 北極海航路に関するこれまでの取り組みについてでございますが、道では、平成28年2月に策定した、北極海航路の利活用に向けた方針に基づき、道内の港湾が寄港地として活用されるよう、これまで、物流ルートの中継拠点として必要な機能や、燃料供給などの航行支援に必要な設備の検討のほか、貨物の確保に向けて、本道と欧州間、ロシア間の双方向での貨物ニーズの把握や、航路利用に係る課題を整理し、荷主、港湾管理者等への情報提供を行うなどの取り組みを進めてきたところでございます。

また、各港湾管理者においては、北極海航路を航行する船舶の寄港誘致を進めてきたところであり、昨年9月には、欧州から北極海航路を経由して中国へ向かう貨物船が、苫小牧港と釧路港に寄港したところでございます。

○志賀谷隆委員 国では、本年5月に閣議決定をされた第3期海洋基本計画におきまして、北極域研究船の建造に向けた検討を進めることや、我が国の海運企業等の北極海航路の利活用に向けた環境整備を進めることを示しておりますが、航路の利活用に向けては、このような国の指針も踏まえて、関係者とも連携した取り組みを進めていくことが必要と考えます。

道として、今後、どのように取り組んでいくのか、所見をお伺いいたします。

○遊佐交通・物流連携担当局長 今後の取り組みについてでございますが、北極海航路が本格的に運用された際に本道に及ぼす経済効果などを確実なものとするためには、道内の港湾が我が国における拠点となることが重要でございますが、貨物量の確保や航路の安定性などの課題もあるところでございます。

道としては、北極海航路の利活用に向けて、輸送品目の検討や輸送の検証等を進めるほか、貨

物の集約による、中継港、ハブ港としての拠点化に向けた検討等を行い、今後とも、国や港湾管理者、学識経験者、民間企業などと一層の連携を図り、航行船舶誘致の取り組みを進めるとともに、北極域研究船の検討が促進されるよう国に働きかけるなど、本道の港湾が、北極海航路における物流や研究等の拠点として活用されるよう取り組みを進めてまいる考えでございます。

○志賀谷隆委員 第3期海洋基本計画においては、北極政策が初めて主要政策になったわけでありますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

次に、サハリン州との交流についてであります。北海道とサハリン州とは、平成10年に、友好・経済協力に関する提携議定書を締結して以来、経済や文化、スポーツなど、さまざまな分野において、各界各層の方々による交流が進められてきたというふうに承知しております。

こうした中、本年は、提携20周年という節目の年であり、サハリン州との交流と、さらなる信頼関係の構築を進めることが、地域の活性化、北方領土問題を抱える本道にとって、ますます重要になるものと考えます。

そこで、以下お伺いをいたしたいと思います。

まず、道では、議定書の締結当時、どのような目的で提携を行い、今日まで、どのような実績を積み上げてきたのか、所見を伺います。

○松山文史委員長 ロシア担当課長曾根宏之君。

○曾根ロシア担当課長 提携の目的と実績についてであります。道とサハリン州は、提携以前から、スポーツや文化など、市民レベルでの交流を積み重ねてきており、平成10年に、両地域の友好関係の促進と互恵的な経済協力の拡大を図り、永続的な善隣関係を築くため、友好・経済協力に関する提携議定書を締結しました。

平成12年には、この提携に基づき、経済交流の促進を目指した経済交流促進プランを策定し、さらに、平成20年には、両地域の住民同士の信頼の醸成を土台とした堅固な関係が結ばれるよう、青少年や文化、スポーツなど、新たに友好分野を加えた友好・経済交流促進プランを策定したところです。

これまでの間、このプランに基づき、民間企業や友好団体を交え、ビジネスセミナーの実施や友好団体の相互派遣などの取り組みにより、両地域の金融機関や大学、自治体間の連携が進み、道産食品、寒冷地技術商品の販路拡大、オフィスビルや道路など建設・インフラ分野への道内企業の参画、両地域の双方による医療・保健分野の協力関係の構築など、幅広い分野で具体的な相互協力につながってきています。

以上です。

○志賀谷隆委員 実績などについて伺いましたが、提携20周年の本年、道は、サハリン州との間でどのような取り組みを進めるのか、所見を伺います。

○松山文史委員長 ロシア担当局長篠原信之君。

○篠原ロシア担当局長 本年の取り組みについてでございますが、サハリン州との提携20周年となる本年は、知事会談を実施し、次の交流ステージにつながるよう、友好・経済交流促進プラン

【第1分科会 7月3日 第4号】

を改定するとともに、北海道・サハリン州友好・経済協力推進協議会のサハリン側との合同会議を開催し、今後の取り組みの方向性などについて議論を深めることとしております。

また、北海道フェアや、日ロ双方の文化を紹介するフェスティバルの開催、女性の視点を生かした交流や、初となる、青少年冬季スポーツ大会への北海道選手団の派遣など、さまざまな分野における経済交流や人的交流を通じ、相互理解をより一層促進してまいる考えでございます。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 20周年の事業にしっかり取り組んでいただきたいというふうに思います。

最後に、地域振興についてであります。本定例会の一般質問において、我が会派の議員が、日本海地域の総合的な振興方策について伺いをいたしました。

道内には、日本海地域に代表されるような疲弊した地域が多々あるものと考えますが、このような中で、道南地域では、昨年、「北前船寄港地・船主集落」が日本遺産に認定されまして、今後、地域観光を牽引していくことが期待される明るい動きもあります。

しかし、この道南も含めて、道内で地域間の格差を抱える地域の振興に向けて、道としてどのように取り組んでいくのか、以下、数点伺ってまいりたいと思います。

まず、各地域の人口についてですが、道内における人口動態、移動状況がどのようになっているのか、伺います。

○松山文史委員長 地域創生担当課長堤俊輔君。

○堤地域創生担当課長 道内の人口動態等についてであります。本道の人口は、1997年をピークに減少に転じ、全国を上回るスピードで人口減少が進行しており、直近の2015年国勢調査の数値を前回の2010年の調査と比較しますと、全道では、約550万人から約538万人へと12万人減少し、市町村別で見ますと、札幌市や千歳市など8市町村で増加しているものの、その他の市町村では減少となっております。

また、人口移動の状況については、総務省が公表した、2017年の1年間における住民基本台帳人口移動報告によりますと、本道全体では6569人の転出超過となっており、近年、改善傾向にあるものの、振興局別で見ますと、石狩を除く全ての振興局で転出超過となっております。

特に、札幌市については、道内の他地域との移動の状況を見ると、1万1682人の転入超過となっており、札幌への人口集中が進んでいる状況でございます。

○志賀谷隆委員 私が住んでいる函館市も、年間で3000人くらい、人口が減っております。そういう現状にあるというふうに思います。

本年3月に、国立社会保障・人口問題研究所から、2045年の地域別の将来推計人口が発表されました。

これによると、全国の7割以上の市町村の人口が、2015年に比べて2割以上減少するという内容でしたが、道内のどの地域がより厳しい推計結果となっているのか、伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 将来推計人口についてであります。国が公表している地域別将来推計人口におきまして、2015年と、30年後の2045年の人口を比較しますと、札幌市では、約195万人

から約181万人へと7.5%の減少にとどまりますが、道内85市町村で50%以上減少すると推計されております。

また、振興局別に見ますと、檜山、留萌、宗谷、日高の4振興局では、50%以上、人口が減少するという推計となっております。

○志賀谷隆委員 道内では、人口の札幌一極集中が進んでいることが改めてわかったところであります。

次に、経済の面で、地域ごとにどのような格差があるのか、お伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 地域の経済の状況についてであります。道民経済計算における直近の振興局別総生産を見ますと、札幌市を含む石狩が8兆1474億円で最も多く、全体の44.1%を占め、次いで、上川が1兆5876億円、胆振が1兆5662億円となっております。

1人当たり総生産は、根室が465万円と最も高く、次いで、宗谷が415万円、胆振が388万円となっており、石狩は344万円で8位となっているところでございます。

また、平成29年の6圏域別の各種経済指標を見ますと、道央圏域は、百貨店、スーパーの販売額の60.4%、新車登録台数の61.3%、新設住宅着工戸数の67.1%を占めている状況にあります。

○志賀谷隆委員 経済指標についても、札幌、道央圏への一極集中があるという現実でございます。

次に、観光客の入り込み客数も札幌に集中していると考えますが、地域ごとの状況をお伺いいたします。

○堤地域創生担当課長 地域別の観光入り込み客数についてであります。道が行っている北海道観光入り込み客数調査によりますと、平成28年度の本道への観光入り込み客数は延べ1億4099万人となっており、これを地域別に見ますと、札幌市を含む道央圏が7786万人で最も多く、全体の55.2%を占め、次いで、道北圏が2237万人、道南圏が1373万人となっております。

また、市町村別に見ますと、札幌市が1388万人と最も多く、次いで、小樽市が791万人、函館市が561万人となっております。

○志賀谷隆委員 次に、医師の札幌周辺への偏在が進んでいると考えますが、地域ごとにどのような格差があるのか、お伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 医師の偏在についてであります。平成28年に国が実施した調査では、道内の医療機関に従事する医師数は、人口10万人当たり238.3人と、全国平均の240.1人に近い数値となっておりますが、2次医療圏別で見ますと、医育大学が所在する上川中部及び札幌圏で全道平均を大きく上回っている一方、他の19の圏域で全道平均を下回っております。

また、宗谷、根室、日高の3圏域は、全道平均の2分の1以下となっているなど、地域の医師の不足や偏在が続いております。

○志賀谷隆委員 これまで、地域間格差の状況や、その是正に向けた取り組みについて伺ってまいりましたが、やはり、札幌への一極集中が、本道における地域間格差を拡大しているというふうに考えられます。

【第1分科会 7月3日 第4号】

先ほどの地域間の格差の質問で、人口や経済などの格差について伺いましたが、改めて、札幌への人口の集中がどのように推移しているのか、お伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 札幌市の人口の推移についてであります。1970年の札幌市の人口は約101万人で、北海道全体の人口の518万人の約5分の1を占めておりましたが、1980年に約140万人と、全道の約4分の1、直近の2015年の国勢調査では約195万人と、全道の3分の1以上を占めることとなり、年々、札幌市への人口の集中が進んでおります。

○志賀谷隆委員 そういう中で、製造業の状況についてお伺いをいたしますが、札幌市や千歳市、苫小牧市など道央圏への集中が進んでいると考えられます。

札幌を含む道央圏と他地域の製造業の状況についてお伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 道央圏の製造業の状況についてであります。直近の平成28年の工業統計調査の速報値によりますと、道央圏の製造品出荷額は約3兆7200億円となっており、全道の出荷額の約6兆円のうち、62%と大きな割合を占めてございます。

なお、平成19年の調査では、全道の出荷額は約5兆7400億円、道央圏の出荷額は約3兆4900億円であり、この10年間で、全道分は約2600億円、道央圏は約2300億円増加しております。

○志賀谷隆委員 また、経済面では、有効求人倍率を見ても、札幌への集中が見てとれるのではないかと考えます。

そこで、札幌市と他地域の有効求人倍率の状況についてお伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 札幌市を含むハローワークが管轄する札幌圏の有効求人倍率などについてであります。札幌圏は、平成29年度の求人数で全道の約43%となるなど、道内で大きな割合を占めておりますが、同時に、求職者でも全道の約46%となっており、求人数も多いが、求職者も同様に多くなっているところでございます。

このため、札幌圏の有効求人倍率は、平成29年度の数値で1.05倍と、全道の1.11倍より低くなっております。

また、道内の地域で倍率が高いのは、浦河の1.71倍、岩内の1.63倍、根室の1.60倍、また、倍率が低いのは、帯広の1.01倍、釧路の1.05倍、函館の1.06倍となっているところでございます。

○志賀谷隆委員 これまでの答弁を伺っていますと、やはり、札幌一極集中にまだ歯どめがかかっていないという状況にあると考えます。

道では、人口ビジョンのもと、北海道創生総合戦略を策定して、人口減少を抑制するための施策を実施していることは承知しておりますが、地方から札幌市への人口流出にも対策を講じる必要があるのではないかと考えます。

私の地元・函館も、実際、進学や就職を機に、多くの若者が、札幌を初めとする大都市圏に出ていっておりますが、本道が将来にわたり持続可能な地域社会を築いていくためには、札幌一極集中の流れを是正していく必要があると考えますが、この点について所見を伺います。

○松山丈史委員長 総合政策部長小野塚修一君。

○小野塚総合政策部長 札幌への人口の集中についてでございますが、地域からの人口流出を抑

制するためには、若者を初めとして、住民の方々が、地元へ愛着を持ち、住みたいと思うことができる地域づくりが必要と認識しております。

このため、道では、高等学校における、地元企業でのインターンシップ等のキャリア教育の充実のほか、道内の若者を対象として、地域イベント等を通じ、地域への関心や愛着を高めてもらう取り組みなど、地元定着に向けた施策を展開いたしますとともに、地域の特性を生かした雇用の場づくりや生活環境の整備、さらには、市町村等との連携による移住・定住施策を積極的に推進しており、今後とも、個性と活力に満ちた、持続可能な地域社会の形成に向けた取り組みを進めてまいります。

以上でございます。

**○志賀谷隆委員** 先ほど、地域の観光入り込み客数についてもお伺いをいたしました。札幌一極集中を是正して、地域間の格差を是正していくためには、札幌に集中していると思われるインバウンドを道内の各地域へ誘導して、その地域の経済を活性化していくことが重要であると考えます。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、道内へのインバウンドがますますふえるものと考えますが、海外からの観光客の道内各地への入り込み状況についてお伺いをいたします。

**○堤地域創生担当課長** 道内各地へのインバウンドの現状についてであります。道の観光入り込み客数調査によりますと、平成28年度の本道への外国人の観光入り込み客数は、実人数で230万人、宿泊延べ数で635万2000人泊となっております。

この宿泊延べ数を地域別に見ますと、札幌市を含む道央圏が463万人泊と、全道の72.9%を占め最も多く、次いで、道北圏が79万6000人泊、道南圏が48万人泊となっております。

また、市町村別に見ますと、札幌市が251万人泊と最も多く、次いで、登別市が48万人泊、函館市が41万7000人泊、倶知安町が35万4000人泊となっているところでございます。

**○志賀谷隆委員** 海外の観光客は、近年、個人客が増加していると感じておりますが、インバウンドにおける個人客の状況と推移についてお伺いをいたします。

**○堤地域創生担当課長** 海外からの個人旅行客についてであります。道が平成28年度に行った観光客動態・満足度調査によりますと、外国人観光客の旅行の申し込み方法は、「個人で直接手配」が53.3%となっており、「旅行会社で申込」を上回っている状況でございます。

「個人で直接手配」は、平成23年には20.8%、平成19年には1.2%であり、過去の推移から、インバウンド観光客の個人旅行化が進んでいるものと考えられる結果となっております。

**○志賀谷隆委員** 調査によると、個人客のインバウンドが増加しているということで、インバウンドでも、札幌一極集中となっていることが明らかになったわけでございます。

格差を抱えて疲弊する地域を活性化するためにも、来道する個人のインバウンドの方に、個性豊かな地域を楽しんでいただくことが必要と考えます。

そのためには、これまでも我が党が主張してきたとおり、北海道新幹線を旭川まで延伸し、イ



ンバウンドの方を道北の各地域へ誘導することが必要と考えますが、道の所見をお伺いいたします。

○松山丈史委員長 新幹線推進室長田中勝君。

○田中新幹線推進室長 北海道新幹線についてでございますが、国が定めた新幹線鉄道の基本計画路線である札幌―旭川間の延伸を実現するためには、整備計画の決定が必要となりますことから、道では、これまでも、北海道東北地方知事会などにおいて、国に対して要請活動を行ってきているところでございます。

道といたしましては、引き続き、関係市町村や経済団体の意向、国の動向の把握に努めながら、議論を進めてまいるとともに、新幹線札幌駅などからの2次交通の充実に努め、多くのインバウンドの方々の道内周遊が円滑に進むよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○志賀谷隆委員 そういう中で、道内には全部で13の空港がありますが、インバウンドを道内各地へ誘導するためには、地方空港の活用が必須であると考えますが、道としてどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○松山丈史委員長 航空局長竹花賢一君。

○竹花航空局長 道内空港の活用についてでございますが、訪日外国人来道者が年々増加する中、広大な本道において、来道外国人の方々に道内各地を訪問していただくためには、航空機の利用が有効な手法であり、新千歳空港のみならず、その他の道内各空港の活用は大変重要と認識しております。

このため、道におきましては、地域と一体となり、エアラインの誘致や受け入れ体制の整備などに取り組んでおりますほか、民間委託の対象となる空港のうち、新千歳空港を除く6空港につきましては、国から訪日誘客支援空港の認定を受け、国の支援も得ながら、来道外国人の増加に努めているところでございます。

道といたしましては、引き続き、地元自治体などと連携を図りますとともに、道内7空港の運営の一括民間委託後においては、空港運営を担う事業者とともに、航空路線の充実強化に努め、道内13空港全体の航空ネットワークの活性化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 次に、レンタカーについてであります。

道内を訪れる個人のインバウンドの方によるレンタカーの利用が増加していると考えますが、インバウンドの個人客のレンタカーの利用状況と推移についてお伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長 外国人観光客のレンタカーの利用状況などについてでございますが、北海道地区レンタカー協会連合会が取りまとめた資料によりますと、平成29年度の総貸し渡し台数は69万2510台と、この5年間で約1.2倍に増加しており、このうち、外国人観光客への貸し渡し台数は8万4636台と、この5年間で約5倍の大きな伸びを見せている状況にございます。

また、外国人観光客の利用日数については、一般的に、数日間の旅行期間全体を通じて使用することが多いことから、日本人の利用日数より長くなる傾向にあると聞いているところであります。

す。

○志賀谷隆委員　そこで、高速道路についてであります。ミッシングリンクとなっている高速道路網を早期に整備することが、個人客のレンタカー利用の促進につながるというふうに思いますが、道としてどのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○堤地域創生担当課長　高規格幹線道路網の整備促進についてであります。レンタカーを利用する外国人が急増する中、高速性、安全性といった高い機能を有する高規格幹線道路は、外国人ドライバーにも安心して快適に利用していただける道路であり、道内の各地域に円滑に誘導していくためにも、高規格幹線道路網の早期形成が不可欠となっております。

一方、高規格幹線道路の開通率は、北海道を除く全国が86%であるのに対し、本道は61%にとどまっており、多くの未開通区間、いわゆるミッシングリンクを抱えております。

このため、道では、高規格幹線道路の開通による観光客増加などのストック効果も訴えるなどして、現在着手している区間の早期開通に加え、未着手区間が早期に整備されるよう、地元市町村や関係団体と連携し、引き続き、国や関係機関などに強く働きかけていくこととしているところでございます。

○志賀谷隆委員　次に、地域振興についての四つ目であります。

道の試験研究機関の独立行政法人化は、各分野で行われている道の試験研究機能を統合して、分野間の連携を深め、さまざまな地域課題に対応するために行われたと承知をしておりますが、例えば、こうした試験研究機関を、格差、地域課題を抱える地域へ移転することや、地域をフィールドとした研究の充実なども、地域振興のために必要と考えますが、所見をお伺いいたします。

○松山丈史委員長　研究法人室参事芹田雅浩君。

○芹田研究法人室参事　地域における試験研究についてであります。本道は、広大な面積を有し、気象条件を初め、地域特性等も多様なことから、道総研においては、全道各地に22の試験場と15の支場などを配置し、それぞれの地域の特性やニーズ等に応じた研究開発を進めております。

また、総合力を発揮して分野横断的に取り組む重点領域の一つに地域を位置づけ、戦略研究として、農村集落における生活環境の創出と産業振興に向けた対策手法の構築を進め、下川町や南富良野町などをフィールドとし、地域交通に関するコスト情報を収集するなどして、農村集落での集住化と拠点整備の手法の開発等を行ってきており、これらの成果の活用により、集落での定住促進や集落機能の持続性向上等につながることを期待されるところであります。

道といたしましては、道総研が、地域との連携をさらに深めながら、多様化するニーズに的確に対応し、研究開発の戦略的な展開を図るなど、地域の振興に、より一層貢献できるよう、引き続き支援してまいります。

○志賀谷隆委員　二つ目ですが、この4月に、北海道立総合研究機構の新理事長に、トヨタ自動車北海道の田中顧問が就任をされました。

【第1分科会 7月3日 第4号】

このことは、国内外のものづくりに詳しく、経営者としての手腕もある田中氏の知見を生かそうということであると考えますが、今後、道総研は、格差を抱える地域のものづくりなどへの支援で、どのような役割を果たしていくのか、お伺いをいたします。

○松山文史委員長 研究法人室長横田喜美子君。

○横田研究法人室長 道総研が果たす役割などについてでございますが、道総研では、これまでも、道内の市町村と連携し、地域の課題に対応した研究開発や技術支援に取り組んできており、ものづくり分野におきましても、寒冷環境対応型IoT製品の実証試験のための施設を整備し、地域産業の人手不足問題の解消に資する製品開発を支援するなど、道内企業等の振興につながる取り組みを進めてきております。

このような中、道といたしましては、道外の手ものづくり企業出身で、本道での企業経営の経験も有し、現地、現物、現場を大切にされる新理事長のリーダーシップのもと、道総研が、市町村など地域関係者としっかりと連携しながら、スピード感を持って、研究、支援に努め、その強みである総合力を一層発揮することを通じ、地域課題の解決を牽引する役割を果たしていくことを期待しているところでございます。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 道総研には期待を申し上げますので、しっかりと頑張ってくださいというふうに思います。

それでは、地域振興についての最後の質問であります。

格差を抱えて疲弊している市町村が、単独で、格差是正や地域の活性化などに取り組むことは非常に困難だというふうに考えますが、定住自立圏など、広域的な連携が必須となると思います。

道内における市町村の広域的な連携の現状についてお伺いをいたします。

○松山文史委員長 企画・連携担当課長橋本幸尚君。

○橋本企画・連携担当課長 市町村の広域的な連携についてであります。人口減少や高齢化が進む中、単独の市町村だけでは、多様な行政サービスの持続的な提供が困難な状況も懸念されることから、広域的な連携を進めていくことが、これまで以上に重要であると認識しております。

このため、道では、国の定住自立圏構想などの取り組みに加え、この構想の活用が困難な市町村などに対し、道独自の市町村連携地域モデル事業を平成27年度から実施し、さまざまな連携の取り組みを積極的に支援しているところでございます。

現在、国の定住自立圏構想を活用し、12の圏域において、ドクターヘリの運航など、医療・福祉分野を中心に、連携の取り組みが進められているほか、道独自のモデル事業により、11の連携地域で、広域観光や、移住、定住の取り組みなどが展開されているところでございます。

○志賀谷隆委員 道内で、さまざまな形で広域連携に取り組んでいることが今の御答弁にありましたが、そうした市町村の広域連携の取り組みに対して、道として、今後、どのように支援をしていくのか、お伺いいたします。

○松山丈史委員長 地域振興局長佐々木徹君。

○佐々木地域振興局長 今後の支援についてでございますが、道といたしましては、引き続き、国の定住自立圏構想などの活用を促すとともに、道独自の市町村連携地域モデル事業について、取り組みの成果や課題を十分に踏まえ、より効果的な連携が図られますよう、引き続き、地域づくり総合交付金を活用するなどして、連携地域への支援を進めていくこととしているところでございます。

加えて、今後、市長会や町村会と共同で設置している検討会などを活用し、市町村の意向も踏まえ、地域の実情に応じたさまざまな広域連携のあり方を検討しながら、広域的な連携が、これまで以上に柔軟かつ積極的に進み、持続可能な地域づくりが図られますよう、市町村間連携の充実強化の促進に努めてまいります。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 これまでの議論で、道内では、地域間でさまざまな格差があり、そうした各地域の振興を図っていくことが必要であると改めて認識したところでございます。

道では、平成22年4月に、現行の九つの総合振興局と五つの振興局の体制をスタートさせたところですが、我が党では、看板のつけかえに終わらないようにするためには、地域振興対策の充実が必要と考えて、今の地域づくり総合交付金の拡充と職員派遣の充実を訴えるとともに、地域振興条例の制定を求めて、それが実際に行われているところでございます。

しかしながら、人口減少により地域が消滅するおそれがある中で、日本海地域に代表される格差を抱える地域の振興対策は、総合的な視点から取り組むことが必要と考えます。

庁内にプロジェクトチームを設置し、総合的な振興方策を策定して、北海道地域振興条例の目的である、将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指していくべきと考えますが、所見をお伺いいたします。

○小野塚総合政策部長 今後の地域振興施策についてでございますが、道では、市町村や地域の経済団体などで構成する地域づくり連携会議などを通じ、地域の方々との対話を重ねながら、北海道地域振興条例に基づく地域計画として、連携地域別政策展開方針を策定いたしますとともに、振興局の政策提案を、施策、事業の検討に生かすなど、地域の実情を踏まえた施策展開に努めているところでございます。

今後とも、地域が直面する喫緊の課題に的確に対応するため、全庁横断的な組織である地域づくり推進本部などを通じ、関係部局間の一層の連携を図りながら、厳しい環境に置かれている地域の声を、道の重点政策や国への政策提案に着実に反映させるなど、条例が掲げる、全ての人々が将来にわたり安心して暮らし、幸福を享受できる地域社会の実現に向け、全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○志賀谷隆委員 地域振興について、さまざまな数値、指標も含めてお伺いをしてまいりましたが、札幌への一極集中という現状が改めて浮き彫りになったと思います。

また、地域振興に向けたプロジェクトチームの設置や、総合的な振興方策の策定についても伺いをいたしました。残念ながら、部長から明確な御答弁はいただけませんでした。この問題につきましては、知事のお考えを直接伺いたいと思いますので、委員長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いを申し上げまして、質問を終わります。

○松山文史委員長 志賀谷委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

宮川潤君。

○宮川潤委員 それでは最初に、マイナンバー制度について質問をいたします。

マイナンバーカードを申請したけれども、受け取らない、あるいは、そもそもマイナンバーの必要性を感じずに申請しないために、カードの未受領がふえているとの報道があったと承知をしておりますが、道内におけるマイナンバーカードの交付状況と未受領の現状はどうなっているのか、伺います。

○松山文史委員長 情報政策課長千葉繁君。

○千葉情報政策課長 マイナンバーカードの交付状況等についてでございますが、マイナンバーカードの発行を行っている地方公共団体情報システム機構によりますと、平成30年5月31日現在、道内におけるカードの発行件数は57万3298件となっております。

一方、交付件数は51万232件でありまして、この差の6万3066件が未交付となっております。

なお、これら未交付のカードの管理につきましては、市町村において、国からの技術的基準に基づき、適切に行われているところでございます。

○宮川潤委員 道内で約6万3000件ということですから、一つの市が丸々入るような規模だと思います。

未受領がこれだけふえている要因について、道はどう認識しているのか、伺います。

○千葉情報政策課長 マイナンバーカードが受領されない要因についてでございますが、マイナンバーカードは、あくまで、個人の意思に基づき、任意で取得することとされているところでありまして、取得が義務であると誤解して申請した、あるいは、申請したものの、特段必要性を感じない、また、市町村の窓口まで受領に行く時間がとれなかったなどといった、さまざまな要因があると認識しているところでございます。

○宮川潤委員 確認しますが、任意であり、義務ではないということですね。

未受領カードを、各役所で、盗難、紛失といったことがないように保管するのは大変なことだと思います。そもそも、マイナンバー自体が国民から必要とされていないのじゃないかと感じます。

長期間保管しているマイナンバーカードの処理はどうするのか。廃棄するなら、その費用も膨大になると思われませんが、そのための費用はどれほどと想定しているのか、伺います。

○千葉情報政策課長 未交付のカードの管理等についてでございますが、昨年10月、国からは、

市町村が個人番号カード交付通知書を送付した後、一定期間経過しても申請者が受け取りに来ない場合は、督促状を送付し、その際に、督促状を送付した日から90日を経過しても申請者がマイナンバーカードを受け取りに来なかった場合は廃棄する旨を明記すること、また、実際に受け取りに来なかった場合は、交付取りやめの意思があるとみなし、マイナンバーカードの廃棄処理を行うといった取り扱いが示されているところでございます。

なお、カードの廃棄につきましては、市町村に処理方法が任されていることから、その費用は道では把握していないところでございます。

○宮川潤委員 まず交付通知書を出す、次に督促状を出す、それから90日間を数えた上で廃棄処理になるということですね。廃棄処理も確実に行われなければ、情報漏えい等につながるということで、大変なことだと思います。

廃棄費用については把握していないとの答弁でありましたが、システムとカードをつくるのにお金がかかり、保管、廃棄も大変なことになると思います。マイナンバー制度にどれだけ費用がかけられているのか、把握する必要があると思います。

市町村だけではなく、道も、マイナンバー制度にかかわる経費を負担しておりますが、道において、マイナンバー制度にかかわる経費はこれまで幾ら使われてきたのか、情報システム関連経費について、これまでの合計額を伺います。

○千葉情報政策課長 マイナンバー制度に係る情報システム関連経費についてでございますが、平成26年度から平成29年度までの4年間におきまして、マイナンバーによる情報照会等に必要な基盤システムである中間サーバーや宛名連携サーバーの整備と運用に約1億円、道税や社会保障関連システムの改修に約3億1000万円、さらに、人事給与システムの改修に約1000万円を要したところでありまして、合計で約4億2000万円となっております。

○宮川潤委員 道もかなりの費用を負担しているということですが、2017年度における道内のマイナンバーの漏えい等の件数はどうなっているか、前年度の件数とあわせて、その比較をお示してください。

○千葉情報政策課長 マイナンバーの漏えい等の件数についてであります。道が把握している、平成29年度の道内市町村におけるマイナンバーの漏えい等は13件となっております。前年度の2件に対し、11件の増加となっております。

○宮川潤委員 本道では、2016年度の漏えいが2件、2017年度は13件と急増しております。

国の監督機関の個人情報保護委員会が公表した年次報告によると、マイナンバーの漏えいや誤廃棄の件数が、2016年度の165件から、2017年度は374件と、倍以上に急増という状況であります。

道は、マイナンバーの漏えい等について、どのような要因があると認識しておりますか、伺います。

○松山丈史委員長 情報統計局長村上順一君。

○村上情報統計局長 マイナンバーの漏えい等の要因についてでございますが、個人情報保護委

【第1分科会 7月3日 第4号】

員会の平成29年度上半期の活動実績によりますと、マイナンバーの漏えい等に関する報告の受け付け件数は273件であり、そのうち、152件が、平成29年度からマイナンバーを記載することとなった特別徴収税額決定通知書の誤送付等によるものとされているところでございます。

また、そのほかにも、市町村の窓口で住民票を誤って違う人に交付した、あるいは、マイナンバーカード交付申請書をほかの宛先に誤送付したなどといった事例もあると承知しており、不適切な事務によるものと認識しております。

○宮川潤委員 住民税の特別徴収税額決定通知書にマイナンバーが記載されたために、誤送付による漏えいが起きたということであります。

昨年3月の予算特別委員会で、我が会派は、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載は行うべきではないと指摘したところであります。その後、総務省は、昨年12月に、当面、マイナンバーの記載を行わないこととすると通知を出しました。

漏えいを招く、特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載は、中止することを道から国に求めるべきではないかと考えますが、いかがか、伺います。

○松山丈史委員長 地域振興局長佐々木徹君。

○佐々木地域振興局長 特別徴収税額決定通知書へのマイナンバーの記載についてでございますが、市町村が特別徴収義務者に送付する税額決定通知書にマイナンバーを記載することは、双方で納税義務者を正確に把握できることから、税の円滑な徴収事務に資するものと考えておりますが、その場合、しっかりとした漏えい防止措置が必要と認識しているところでございます。

総務省は、平成30年度分の税額決定通知書から、書面による通知にマイナンバーの記載を当分の間には行わず、その取り扱いを再検討することとしたところであり、道といたしましては、今後の国における特別徴収税額決定通知書の取り扱いに関する検討状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○宮川潤委員 今まで随分お金をかけた上で、情報漏えいが急増してきているということでありますから、一刻も早い対策が必要でありますし、道としても、検討状況を注視するだけではなくて、ぜひ、主体的な対応を行うように求めておきたいと思っております。

それでは、次の質問に移ります。

次は、北海道新幹線等についてであります。

最初に、トンネル残土の処理対策などについてであります。

今月から、札幌市内にも、新幹線工事に伴うトンネル発生土が運び込まれると伺ったところであります。残土の受け入れ地が定まらないまま、掘削だけがどんどん進んでいくことに対しては、不安の声が上がっております。まず、道の認識を伺います。

○松山丈史委員長 新幹線推進室長田中勝君。

○田中新幹線推進室長 トンネル工事に伴う発生土についてでございますが、新函館北斗―札幌間におきましては、総延長の約211キロメートルのうち、約80%の169キロメートルがトンネル

区間となっており、建設主体の鉄道・運輸機構では、本年6月末現在、トンネル工事に伴う発生土の受け入れ地について、必要としている量の約50%を確保しているものと承知しております。

また、鉄道・運輸機構におきましては、引き続き、沿線自治体へ、発生土の受け入れ先の募集を依頼するなど、受け入れ地の確保に努めているところであり、道といたしましても、沿線自治体や鉄道・運輸機構などで構成する連絡調整会議において、工事の進捗状況、発生土の受け入れ地の確保に係る情報共有や意見交換を行うなど、引き続き積極的に取り組んでまいります。

○宮川潤委員 新函館北斗から札幌の間は、ほとんどトンネルになるけれども、トンネル発生土の受け入れ地は約50%しか確保されていないということでありました。

次に、発生土の問題ですが、トンネル予定地の土壌については、環境影響調査が行われてきました。基準値を超える有害な重金属等が検出されていますが、その検出状況についてお示してください。

○松山丈史委員長 新幹線推進室参事高橋良男君。

○高橋新幹線推進室参事 重金属等の検出状況についてでございますが、トンネル工事に伴う発生土には、地層によって、自然由来の重金属等が含まれている場合があります。鉄道・運輸機構からは、トンネル工事に着手後のボーリング調査において、18トンネル中5トンネルで、セレン、鉛といった、基準値を超えた重金属等が確認されているとの説明を受けております。

○宮川潤委員 その処理方法と、これまでに発生した要対策土の処理の現状をお示してください。

○高橋新幹線推進室参事 対策が必要な発生土の処理についてでございますが、鉄道・運輸機構では、自然由来の重金属等が含まれる対策が必要な発生土、いわゆる要対策土につきましては、周辺環境へ影響を及ぼさないよう、国土交通省が定めたマニュアルに準拠して対応していると承知しております。

要対策土の処理方法としては、表面を粘土などで固め、盛り土が崩壊しない構造とする工法や、要対策土の下に、重金属等を吸着しやすい材料を敷き、雨水の地下への浸透を防ぐ工法などがあり、現在、3カ所の受け入れ地において、これらの工法により対策が講じられているところがございます。

○宮川潤委員 札幌トンネルの土壌検査では、既に、基準を超えるカドミウム、ヒ素、フッ素、鉛が検出されております。札幌市内で発生土の受け入れ地として決まっているのは1カ所のみで、搬入が可能なのは無対策土のみであります。

要対策土は、どこに、どうしておくのか、今後の対策と道のお考えを伺います。

○田中新幹線推進室長 今後の対策などについてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、今後のトンネル工事において、要対策土の発生が考えられることから、引き続き、沿線自治体や地域住民の方々に丁寧に説明しながら、受け入れ地の確保に努めていくこととしております。

道といたしましても、連絡調整会議におきまして、鉄道・運輸機構や沿線自治体などと、発生土の受け入れ適地の確保について、情報共有や意見交換を行うなど、引き続き積極的に取り組ん



でまいる考えでございます。

○宮川潤委員 有害物を含んだものを容易に住民が受け入れるとは考えにくいのであります。受け入れ地が決まってから、掘削を始めるというのが道理ではないですか。

掘削し、残土がふえ続けた場合、仮置き場にいつまで置くつもりか、伺います。

○高橋新幹線推進室参事 発生土の処理についてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、工事着手前に受け入れ地を確保することを基本に、発生土の処理を進めておりますが、受け入れ地の環境影響調査などに時間を要する場合、やむを得ず、発生土を仮置きしながら、掘削工事を実施しているトンネルがあるものと承知しております。

鉄道・運輸機構は、周辺環境への影響に十分配慮し、仮置き期間が長期にわたることがないよう、受け入れ地の早期確保に努めているところであり、道といたしましても、沿線自治体などと連携しながら協力してまいります。

○宮川潤委員 受け入れ地の確保に時間を要する場合、発生土を仮置きして、トンネルを掘り進めるとのことですが、正規の受け入れ地については、国土交通省の基準があり、その基準を満たすことが必要ですけれども、仮置き場には明確な基準がありますか、伺います。

またさらに、仮置き期間について、長期にわたることがないようとのことでありましたが、何カ月以内などの明確な期間の定めがありますか、伺います。

○高橋新幹線推進室参事 発生土の仮置きについてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、やむを得ず、要対策土の仮置きを行う場合においては、仮置き場における環境影響調査を実施するほか、仮置きの方法について、学識経験者による自然由来重金属等掘削土対策検討委員会で検証するなど、周辺環境への影響に十分配慮し、管理を行っているものと承知しております。

○宮川潤委員 仮置きをする場所について、検証はするとしていますが、明確な基準はないということがわかりました。いつまでも受け入れ地が決まらなければ、期限なく仮置きができるということもわかりました。重大問題であります。到底納得できません。

対策が不十分なまま、拙速に工事を進めれば、限られた土地に容量を超えて土を積み上げるようなことが起きないか、心配になります。受け入れ体制を整えてから掘削すべきであり、順番が逆であります。

無理な事業計画は考え直す必要があるのではないですか、道のお考えを伺います。

○田中新幹線推進室長 受け入れ地の確保などについてでございますが、鉄道・運輸機構におきましては、新函館北斗—札幌間の開業時期を、2035年度から5年前倒しするとして政府・与党の申し合わせに基づき、2030年度末の完成、開業に向けて工事を進めているところであり、今後発注するトンネル工事につきましても、発生土の受け入れ地を確保した後、工事に着手することとしております。

道といたしましては、今後とも、鉄道・運輸機構において円滑に工事が進められるよう、連絡調整会議などを活用しながら、沿線自治体などと連携し、札幌開業に支障が生じないように、引き

続き、受け入れ地の確保に積極的に取り組んでまいります。

○宮川潤委員 今後発注するトンネル工事については、発生土の受け入れ地を確保してから、工事に着手するとのことですが、既に、ほとんどのトンネルは発注済みなのではないですか。

今後発注するトンネルとは、新函館北斗から札幌までのトンネル全体のうち、何%程度ですか、伺います。

また、今後発注する工事については、発生土の受け入れ地を確保してから工事に着手するとのことですが、受け入れ地が確保できないうちは工事に着手しないという、規則等での縛りがありますか。ないのではないかと考えますが、いかがですか、伺います。

○田中新幹線推進室長 受け入れ地の確保などについてでございますが、鉄道・運輸機構からは、新函館北斗—札幌間において、今後発注するトンネル工事は、トンネル区間の約24%に当たる約40キロメートル区間と伺っております。

また、鉄道・運輸機構におきましては、発生土の受け入れ地を確保した後、工事に着手することとしており、道といたしましても、円滑な工事の実施に向け、沿線自治体などと連携しながら協力してまいりたいと考えてございます。

○宮川潤委員 今後の発注について言われましたが、残りは24%だけということであります。

先日の地方路線問題調査特別委員会に、参考人としてJR北海道の島田社長らが出席し、北海道新幹線の札幌開業が経営努力の柱と説明しました。道も、一般質問の答弁で、札幌までの一日も早い開業がJR北海道の経営再生に必要なとの認識を示されました。

道は、何を根拠に、札幌開業で収益と経常利益の向上が見込めると考えているのか、お示してください。

○田中新幹線推進室長 北海道新幹線の収支についてでございますが、国及びJR北海道によりますと、北海道新幹線は、青函トンネルの維持管理に要するコスト負担や、札幌開業を見越した総合車両基地等の維持に係る固定費の発生などの特殊要因により、当面の収支は厳しくなるものの、札幌開業により、さらなる高速化の実現と相まって、より多くの方々の利用が見込まれますことなどから、収支は改善するとしてございます。

○宮川潤委員 青函トンネルの維持管理に要するコスト負担の軽減や、総合車両基地等の維持に係る固定費がなくなること、利用者がふえることなどで、収支は改善するとのことでしたが、青函トンネルのコストがどれほど軽減されるのか、車両基地等の固定費から幾らの財源をつくり出せるのか、利用者増はどれほどか、根拠、あるいは、大づかみでも見通しを持っているのであれば、お示してください。

○田中新幹線推進室長 北海道新幹線の収支についてでございますが、JR北海道におきましては、特殊要因ごとのコストや利用者の見込みなどについては明らかにしていないため、今後とも、収支改善に関する具体的な内容の公表について、JR北海道に求めてまいりたいと考えております。

○宮川潤委員 やはり、見通しは不明であり、経営改善については疑問が残りました。

【第1分科会 7月3日 第4号】

北海道新幹線は、開業早々、巨額の赤字を出して、新幹線の大きな赤字が、道内路線の維持存続を危うくさせるのではないかという懸念もあります。

新幹線事業の着工条件には、収支採算性が明記されています。道としても、JR北海道に厳しく指導するとともに、収支採算性や事業見通しを独自に試算するなどの検討、検証が必要だと思いますが、いかがですか。

○田中新幹線推進室長 北海道新幹線の収支などについてでございますが、国におきましては、整備新幹線の新規着工に当たり、安定的な財源見通しの確保、収支採算性などのいわゆる着工5条件を確認しており、新函館北斗—札幌間につきましても、5条件を確認の上、工事実施計画の認可を行っているところでございます。

国及びJR北海道によりますと、開業直後においては、青函トンネルの維持管理コスト等の特殊要因により、収支は厳しくなるものの、札幌開業により、利用者が拡大し、収支は改善しております。

道といたしましては、今後とも、新幹線のさらなる高速化や利用促進に向けた取り組みに加え、青函トンネルの維持管理に係る負担軽減を国に求めるとともに、JR北海道に対し、収支改善の見通しなどについて、地域の皆様に丁寧に説明するよう、強く求めてまいる考えでございます。

○宮川潤委員 JR北海道の経営については、2020年度で終了する法に基づく資金不足対策と、新幹線の札幌開業までの対策のそれぞれが必要です。

札幌開業後の経営再生の見通しも明らかにならない中で、国と道、JR北海道それぞれの認識も一致していないものと受けとめます。

道は、今後、時期的な整合性をとりながら、どのように問題解決に取り組むお考えか、伺います。

○松山文史委員長 総合政策部交通企画監黒田敏之君。

○黒田総合政策部交通企画監 今後の取り組みについてでございますが、道では、交通政策総合指針に基づき、関係機関が一体となって、新幹線の札幌開業が予定される2030年度を見据えた持続的な鉄道網の確立を目指す考えでございます。

このため、JR北海道の経営再生に中心的な役割を果たす国に対しては、国の支援の根拠となる、国鉄清算事業団の債務等の処理に関する法律の改正の必要性を申し入れますとともに、道や市町村の厳しい財政状況に十分配慮した上で、支援についての考え方を示すよう、強く求めてまいります。

また、JR北海道に対しましては、夏ごろまでに大まかな方向性を取りまとめるという国の考え方を踏まえて、2030年度の新幹線の札幌開業を見据え、経営自立を図る「経営再生の見通し」(案)を早期に具体化するよう、働きかけてまいる考えでございます。

いずれにしても、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、より一層積極的に取り組んでまいる考えでございます。

以上でございます。

○宮川潤委員 トンネル残土につきましては、質問した中で、ますます問題点があるというふうに思いましたし、新幹線の開業を見据え、「経営再生の見通し」を具体化させるとのことでしたが、経営再生の根拠を具体的に伺ったことに、はっきりした答弁はありませんでした。納得できないため、知事に直接伺いたいので、委員長におかれましては、よろしくお取り計らいをお願いし、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

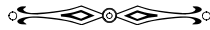
○松山文史委員長 宮川委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総合政策部及び選挙管理委員会所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時17分休憩



午後1時17分開議

○丸岩浩二副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

#### 1. 出納局所管審査

○丸岩浩二副委員長 これより出納局所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、発言を許します。

田中芳憲君。

○田中芳憲委員 自民党の田中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、財務会計事務について伺いたいと思います。

財務会計事務全体の見直しについてでございますけれども、昨年の第4回定例会において、我が会派の同僚議員が、財務規則も含めて、一連の財務制度を、時代の変化に対応したものに抜本的に見直すべきと質問したのに対し、会計管理者からは、会計制度のあり方について検証を進め、一層効率的かつ適正な事務処理が図られるよう、業務のさらなる電子化もあわせて、財務会計事務全体について見直しを検討するとの答弁をいただいております。

まず、財務会計事務全体の見直しに関し、現在、どのような検討状況となっているのか、伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○丸岩浩二副委員長 経理課長船木誠君。

○船木経理課長 財務会計事務の見直しについてでございますが、道では、運用や取り扱いが複雑化した財務会計制度を簡素で理解しやすい内容に改めるとともに、さらなる電子化や業務の効率化に向けて、さまざまな視点から見直しを行うことといたしまして、行財政運営方針の後半期における推進事項として、道庁の生産性向上に向けた業務改革の一つに位置づけて取り組んでい

るところでございます。

見直しに当たりましては、出納局全課による財務会計事務あり方検討会において、出納局が所管する約200本の条例や規則、通達等を一齐点検し、やめる、減らす、変えるの視点に立って、財務に関する通達等の統廃合や、財務会計トータルシステムの利便性の向上など、鋭意検討を進めているところでございます。

○田中芳憲委員 現在の検討状況について伺いました。

次ですが、財務会計事務全体には、予算や給与、旅費、公有財産など、出納局所管外の事務も含まれると承知しており、財務会計事務全体の見直しに当たっては、こうした事務についても一体的に見直しを行う必要があると考えます。

財務会計事務全体の見直しを行うためには、庁内横断的な検討チームを設置するなどの対応も必要になると考えますけれども、どのように見直しを進めていくお考えなのか、伺いたいと思います。

○船木経理課長 検討の進め方についてでございますが、財務会計事務は、出納局以外の部局も所管する、財務に関する規則、通達などに基づいて行われているところでありまして、その見直しに当たりましては、それぞれの規則等を所管する部局において検討することを基本としつつ、部局間で密接なかかわりがある事項につきましては、関係部局が協議しながら進めていく必要がございます。

このため、道庁の生産性向上に向けた業務改革を推進する体制として本年4月に整備された生産性向上会議や、そのワーキンググループの場を活用するなどして、情報の共有を図り、関係部局が連携を深めながら、財務会計事務全体の見直しを進めてまいる考えでございます。

○田中芳憲委員 それでは次に、財務会計事務の適正性の確保についてでございます。

今年5月に公表された平成29年度定期監査結果報告書によれば、道は、法令、規則等に違反しているものや、不経済な支出となっているものなど、21件の指摘と34件の指導を受けております。

公金を扱う道において、こうした指摘を受けることは、本来あってはならないことでありますが、財務会計制度の運用や取り扱いなどが複雑化し、事務が煩雑化する一方で、財務会計事務に精通した職員が減少していることも一因となっているのではないかと考えているところでございます。

財務会計事務全体の見直しに当たっては、簡素でわかりやすい財務会計制度とするとともに、ICTを十分に利活用した業務全体の効率化やチェック機能の充実を図り、財務会計事務の適正性を確保することが重要と考えますが、この点についての見解を伺いたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 出納局次長山中博君。

○山中出納局次長 財務会計事務の適正性の確保についてでございますが、定期監査の指摘等を受けた事項につきましては、財務事務実地検査において重点的に検査いたしますほか、各種の研修においても、再発を防ぐ実践的な指導に努めているところでございます。

また、新規採用職員の増加を踏まえまして、今年度から、新たに、簡潔でわかりやすいテキストを用いて、若手職員や経験の浅い職員を対象とした基礎的な研修を行い、財務会計に携わる人材の早期育成に取り組みますほか、審査、指導等に従事する職員を対象とした研修を実施するなどいたしまして、チェック機能の充実強化を図っているところでございます。

さらには、関係部局とも連携を深めながら、財務会計事務あり方検討会におきまして、財務に関する通達等の統合、改廃などを行い、簡素でわかりやすいものにするとともに、庁内イントラネットを活用した業務支援情報の充実や、さらなる電子化に取り組むなど、より一層の事務処理の効率化と適正性の確保を図ってまいりたいと考えております。

○田中芳憲委員 それでは次に、内部統制への対応についてでございます。

財務会計事務の適正性の確保に関して、地方自治法が改正され、平成32年度から、内部統制に関する方針の策定や、これに基づき整備した体制についての評価に係る議会への報告が義務づけられました。

財務会計事務全体の見直しに当たっては、こうした内部統制の取り組みも十分に踏まえ、検討を進める必要があると考えますが、どのように対応するお考えでしょうか。

○丸岩浩二副委員長 財務指導課長稲場雅邦君。

○稲場財務指導課長 内部統制への対応についてでございますが、人口減少社会においても的確な行財政運営を確保するため、内部統制制度の整備と運用が求められているところでございます。

現在、国におきましては、平成32年度からの内部統制制度の施行に向けて、ガイドラインの策定などを進めているところでありまして、道では、庁内の関係部局において情報の共有を図りながら、国の具体的な制度設計の検討状況を注視しているところでございます。

今後、財務会計事務全体の見直しを進める中で、財務事務の執行に係るリスクの評価や適正な執行等に関して、必要な措置を講じてまいる考えでございます。

○田中芳憲委員 それでは次に、キャッシュレス化の推進についてという視点でお伺いしたいと思います。

公共部門のキャッシュレス化については、さきの一般質問で、我が会派の同僚議員が、その対応について伺ったところでありますが、キャッシュレス化に向けて、公金納付の現状等について伺ってまいりたいと思います。

まず、収入証紙の状況等についてでございます。

使用料及び手数料の収入については、道への公金納付の方法として、現金以外に、収入証紙による方法があると伺っておりますが、まず、申請書などに貼付された収入証紙による収入の割合や額、それから、売りさばき手数料、印刷費など管理費用の状況についてお聞きしたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 調達課長川田和明君。

○川田調達課長 収入証紙の状況等についてでございますが、平成28年度に収納した使用料及び

【第1分科会 7月3日 第4号】

手数料に対し、申請書などに貼付された収入証紙の割合は約37%で、金額は約87億7300万円となっており、その申請の多くは、許認可事務等に関する手数料となっているところでございます。

また、収入証紙の売りさばき手数料は約2億8600万円、印刷経費は約1600万円でございます。

○田中芳憲委員 それでは次に、収入証紙を利用する行政事務についてでございます。

現在、証紙収入の多くは、許認可事務等に関する手数料として納付されているとのことですが、証紙の貼付による手数料納付を求めている行政事務がどれくらいあるのか、それから、年間の取扱件数等はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

○川田調達課長 収入証紙を利用する行政事務についてでございますが、収入証紙の貼付による手数料納付を求めている行政事務は、運転免許試験に関するものや、食品営業、建設業等の許認可に関するものなど、現在の取扱種類で852種類となっており、平成28年度の取扱件数は約4500万件となっております。

○田中芳憲委員 それでは、他都府県の状況を少しお聞きしたいと思います。

道においては、多くの許認可事務等の手数料として、収入証紙による納付を求めている一方、他の都府県では、証紙による納付制度を廃止しているケースがふえていていると聞いております。

他の都府県の状況はどうなっているのでしょうか。

○川田調達課長 他都府県の状況についてでございますが、これまでに、東京都及び広島県が収入証紙を廃止しており、平成30年10月に大阪府が廃止する予定と聞いております。

東京都につきましては、従前より、現金が主な収入方法であったことに加え、収入証紙の販売窓口が少なく、かつ、申請窓口と同一の場所に併設されていたことから、平成22年3月に収入証紙を廃止しているところでございます。

また、広島県につきましては、県庁等において、直接、職員が収入証紙を販売しており、現金収納にスムーズに移行できることから、平成26年10月に収入証紙を廃止したところであり、大阪府につきましては、申請窓口において、直接、職員による現金収納と証紙販売を併用していましたが、他都県の動きや、コンビニ納付等、収入方法の多様化とあわせ、平成30年10月に収入証紙を廃止することとしたと伺っているところでございます。

○田中芳憲委員 それでは、収入証紙に対する認識をお聞きしたいと思います。

他都府県において、証紙による納付が廃止されるのは、例えば、手数料納付に収入証紙の貼付を義務づけることが、電子申請など、行政事務の電子化の阻害要因の一つとなっているなど、課題があるからではないかと考えるところであります。

そこで、道は、収入証紙制度のメリット、デメリットについてどのように認識されているのか、お聞きしたいと思います。

○川田調達課長 収入証紙制度のメリット、デメリットについてでございますが、まず、申請者のメリットといたしましては、収入証紙を貼付した申請書を申請窓口を持参する場合、申請窓口での現金収受がないことから、待ち時間等が短縮されることや、郵送での申請が可能になることなどが挙げられるところでございます。

また、道側のメリットといたしましては、収入証紙が貼付された申請書を受理することから、収入未済がなく、会計処理が簡素化されることや、現金を取り扱うことで生じる金銭的なリスクがないことなどが挙げられるところでございます。

デメリットといたしましては、申請者が、誤った種類、金額の収入証紙を購入してしまうことがあることや、道におきましては、売りさばき手数料、印刷経費を要することなどが挙げられるところであり、また、現在の申請手続においては、収入証紙の売りさばき所に出向く必要があるため、行政手続をオンラインで完結する上では、一つのネックになっているものと認識しているところでございます。

**○田中芳憲委員** そこで、収入証紙による納付制度のあり方についてであります。

これまで、現状と課題について伺ってきたところですが、証紙制度が導入された当時と異なり、現在では、民間において、クレジットカード払い、インターネットバンキング、ATM、コンビニエンスストアでの支払いなど、決済方法は多様化しているところであります。

道でも、収入証紙制度を廃止すれば、申請手続を行う企業や道民にとって、手数料額の確認、収入証紙の購入、貼付、郵送等といった手間が省かれ、利便性の向上に資すると考えるところであります。

道における電子申請などを一層促進していくためにも、この制度の廃止を検討すべきと考えるところでありますが、見解を伺いたいと思います。

**○丸岩浩二副委員長** 会計管理室長久保田聡君。

**○久保田会計管理室長** 収入証紙制度のあり方についてであります。収入証紙制度につきましては、広域分散型の本道において、申請者の事務負担の軽減や収入未済の防止、現金収納による事故リスクを解消するための仕組みとして構築された制度であると認識しております。

現在、国においては、行政手続の簡素化に向け、電子申請に係る法整備の検討を行っているほか、金融業界と関係省庁が連携し、公金収納の効率化に向けた取り組みを進めているところであります。

今後、こうした、国や道における行政手続のオンライン利用の促進に向けた取り組みを踏まえるとともに、関係部局と連携し、各行政事務の特性に応じて、代替可能な収入方法の利便性やコスト等を評価の上、収入証紙制度のあり方について検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

**○田中芳憲委員** この質問の最後に、今後の対応についてであります。

道にとって、申請手続の電子化とキャッシュレス化を進めることは、道民の利便性の向上や業務処理の簡素化、効率化等のメリットも考えられるところであります。

さらに、キャッシュレス化の導入費用についても、先ほど御答弁いただいた管理費用を工夫することで賄うことも考えられるわけでありまして。

公金のキャッシュレス化等を積極的に進めていく必要があると考えますが、キャッシュレス化を初めとする収入方法の多様化に対する会計管理者の認識と、今後の対応について、最後に見解



をお聞きしたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 会計管理者兼出納局長小玉俊宏君。

○小玉会計管理者兼出納局長 キャッシュレス化などに対する今後の対応についてでございますが、ICTの進展により、クレジットカードなどを利用したキャッシュレス決済が普及している中、地方公共団体の財務事務におきましても、キャッシュレス化を初めとする収入方法の多様化を進めることは、道民の方々等の利便性の向上や事務の効率化の観点から重要と認識しております。

国では、未来投資戦略2018やキャッシュレス・ビジョンを取りまとめておりまして、この中で、キャッシュレス社会の実現に向けた方向性を示すとともに、関係省庁や金融機関、自治体関係団体等におきましても、公金の収納、支払いの効率化等に関する検討を進めております。

道といたしましては、今後、こうした国などの動きも踏まえ、キャッシュレス化を初めとする収入方法の多様化につきまして、関係部局と連携を密にし、利便性や費用等の改善効果を見きわめながら、導入の可能性を検討してまいります。

以上でございます。

○田中芳憲委員 最後に、先ほど申し上げた収入証紙の貼付の件についてでありますけれども、一連の行政事務のオンライン化、電子化は避けて通れないわけでありまして。こうした収入証紙という一つの課題を皆さんの知恵で克服していただいて、ボトルネックを解決し、より一層の道民サービスの充実を求めて、私からの質問を終わります。

どうもありがとうございました。

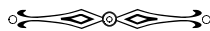
○丸岩浩二副委員長 田中(芳)委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

これをもって、出納局及び通告がなかった人事委員会並びに監査委員所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

理事者交代のため、このまま暫時休憩いたします。

午後1時38分休憩



午後1時41分開議

○丸岩浩二副委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

報告をさせます。

〔井溪主査朗読〕

1. 議長及び予算特別委員長から、委員の異動について、大河昭彦議員の委員辞任を許可し、浅野貴博議員を委員に補充選任し、第1分科委員に補充指名した旨、通知がありました。

## 1. 総務部所管審査

○丸岩浩二副委員長 これより総務部所管部分について審査を行います。

質疑並びに質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

田中芳憲君。

○田中芳憲委員 それでは、よろしく願いいたします。

まず、生産性向上の取り組みについてお聞きしたいと思います。

道は、昨年度に策定した、行財政運営方針の後半期の取り組みの中に、新たに、道庁組織の生産性向上を盛り込んでおられます。その取り組みの中核となる内部業務の減量化に関する方針案が先日の委員会に示されたところですが、この案に関連して、以下、数点お伺いしたいと思います。

まず、内部業務の減量化の考え方についてでございます。

今回示された内部業務減量化方針案においては、年度ごとの減量化に向けた具体的な取り組みや、減量化に関する目標を設定し、取り組みの推進を図ることとされております。

その一方で、危機的な財政状況に対するこれまでの行革の取り組みによりまして、簡素で効率的なコンパクト道庁の構築が実現した反面、採用の抑制により、職員の年齢構成のゆがみといった新たな課題も生じたと指摘されているほか、職員の時間外勤務を初めとする労働慣行を見直し、職員のワーク・ライフ・バランスの確立にも取り組む働き方改革の視点も踏まえる必要があるとしております。

内部業務の減量化によって行財政資源を捻出し、行政上の諸課題の解決に対応していくことは重要であると考えますが、減量化の目標の設定や計画の策定に当たっては、先ほど紹介したような諸課題も十分に踏まえて、削減ありきの計画とならないよう、十分に配慮する必要があると考えているところであります。

内部業務の減量化をどのように進めていくのか、まず伺いたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 行政改革課長田辺きよみ君。

○田辺行政改革課長 内部業務の減量化の進め方についてであります。内部業務の減量化は、限られた行財政資源を最大限活用するため、道庁内の内部業務について徹底した見直しを行い、業務自体の効率化を図り、捻出した資源を最適に配分することにより、道民サービスの質の向上に加え、組織活力の向上を目指すものでございます。

道としては、今後、内部業務減量化方針に基づき、庁内手続の一斉点検を行っていく中で、各手続のプロセスを見える化し、やめる、減らす、変えるの視点から、業務の廃止や簡素化、効率化の検討を行うこととしており、現行の手続との比較検証による減量化の根拠を明確にした上で、指標となる具体的な目標を盛り込んだ実施計画を策定いたしまして、実効性を持って取り組んでまいりたいと考えております。

○田中芳憲委員 それでは次に、職員のコスト意識の醸成についてであります。

先ほど申し上げた、内部業務の減量化に関する方針案では、会議や打ち合わせについて道が行った職員の意識調査の結果が紹介されております。この中では、時間が長いことや伝達会議の多

【第1分科会 7月3日 第4号】

さなど、効率化を図る上での課題が明らかとなってきております。

適正かつ妥当な意思決定を行うための会議を開催することは不可欠と考えますが、その際にも、従来にも増して効果的、効率的な運営が求められ、職員一人一人が自分自身の時間コストを常に意識することが大事であると考えております。

民間企業では、会議終了後に、参加者全員の時間コストを集計し、その会議にトータルでどれだけコストがかかったのか、見える化する工夫をしている例もあるとお聞きしております。

職員のコスト意識の醸成に取り組んでいくことが、会議の効率化に限らず、他の内部業務の減量化を図る上でも必要と考えます。

道は、これまで、職員のコスト意識の醸成にどのように取り組んでこられたのか、また、今後、どのように取り組むこととしているのか、伺いたいと思います。

**○田辺行政改革課長** 職員のコスト意識の醸成についてであります。道では、これまでも、職員の業務改善に関する意識醸成のため、電子掲示板を活用した優良事例の周知や、業務改善に関する職員提案の実施などに取り組んできており、本年5月に実施した職員への意識調査では、8割を超える者が、効率化やコスト削減を意識しているという結果となっております。

一方で、具体的な取り組みを実践している者の割合は、3割に満たない状況にありますことから、道庁組織の生産性を高めるためには、職員一人一人が日々の業務において実践しやすい環境づくりが必要と考えているところでございます。

こうしたことから、道では、これまでの取り組みに加えまして、内部業務の減量化の対象業務のプロセスを見える化し、減量化の効果をイメージしやすくするとともに、具体的な実践方法をわかりやすく紹介し、浸透を図るなど、実践しやすい環境づくりに取り組んでまいりたいと考えてございます。

**○田中芳憲委員** 内部業務の減量化に関しては、実践しやすい環境づくりもさることながら、職員にコスト意識をより強く持っていただくことが重要だと思います。少なくとも、職員一人一人が自分の時給単価を意識できるよう、それぞれの職員に定期的に単価の通知を行うことも一つの策ではないかと考えているところであります。改めて検討していただければと思います。

次に、文書管理についてであります。

道がこれまで行ってきた、内部業務の現状などに関する実態調査では、文書管理にどの程度の時間を割いているのか、はっきりしませんが、道は、文書管理に関して、全庁でどれほどの行政資源を費やしていると認識されているのか、まず、この点から伺いたいと思います。

**○丸岩浩二副委員長** 法制文書課長佐藤充孝君。

**○佐藤法制文書課長** 文書管理に関する業務量についてでございますが、知事部局におきまして、昨年度に、総合文書管理システムを利用して収受された文書は約68万件、作成された文書は約128万件、また、廃棄を決定した文書は約12万件でございました。

これらの文書の管理に要した業務量などにつきましては、定量的に把握することは困難と考えておりますけれども、先般、本庁及び総合振興局で主に内部業務を所管している課の職員を対象

に実施した抽出調査によりますと、日々の業務のうち、決定書や報告書の作成などを含む書類作成に携わる時間は、業務全体の約3割になるという結果でございました。

**○田中芳憲委員** そこで、文書管理の実施状況の確認についてであります。道の文書管理規程では、一定の年限を経過した文書のうち、歴史資料と判断されるもの以外は、原則として処分することなど、さまざまな文書管理に関する取り扱いを定めております。

そこで、各部局で管理規程どおりに実施されているのかをどのように確認されて、必要な業務指導を行っているのか、この点について伺いたいと思います。

**○佐藤法制文書課長** 管理状況の確認などについてでございますが、道におきましては、文書管理の状況について、所属長が年に1回以上、点検を行うこととしておりまして、例年7月に、各所属において、文書の作成、保管、廃棄等の状況を確認することにより、文書管理の実態を把握しております。

また、平成28年度から、全庁での確認などにおいて文書管理に不十分な点があった振興局を対象に、法制文書課の職員が、個人情報などを含む取扱注意文書の管理方法や、文書を編集した簿冊の保管方法、また、総合文書管理システムの利用の推進などについて、現地で直接指導を行っており、こうした取り組みを通じまして、文書管理の適切な運用の確保に努めているところでございます。

**○田中芳憲委員** それでは、今後の見直しについてでありますけれども、紙で文書を保存することを前提とした、これまでの文書管理規程に沿って日々の業務を行っていくことは、職員定数をぎりぎりまで削減した現在の職員体制のもとでは、職員に過大な負担を強いることになっているのではないかと危惧するところであります。

道庁の内部で作成される文書の多くは、既に電子的に作成されております。今後も、電子決裁など、行政手続の電子化が一層進むものと見込まれますので、むしろ、文書の起案、作成の段階から、決定、文書保存まで、一貫して電子媒体で完結させるとともに、より簡易に、しかも適切に文書管理ができる方法、例えば、業務センターでの一元的・永続的保管などを検討すべきではないかと考えるところであります。

そのことが、このたびの内部業務減量化方針案で示している改善の3原則、つまり、やめる、減らす、変えるの考え方に沿うのではないかと考えるところであります。

道は、今後、庁内手続の一斉点検に当たり、文書管理のあり方をどのように見直す考えか、伺いたいと思います。

**○丸岩浩二副委員長** 総務部長中野祐介君。

**○中野総務部長** 今後の文書管理のあり方についてであります。道におきましては、契約書や請求書など、原本を確認する必要がある文書を添付する場合などを除き、電子決裁を原則としておりますけれども、電子決裁の利用率は38%にとどまっているところでございまして、利用率の向上が課題となっております。

このような中、道におきましては、内部業務の減量化に取り組むに当たり、年内を目途に、庁

【第1分科会 7月3日 第4号】

内手続について、あらゆる面からの徹底した一斉点検を実施いたしまして、廃止、簡素化の検討を行うこととしているところでございます。

一斉点検を踏まえた見直しに当たりましては、電子決裁とか電子施行のより一層の推進のほか、システムの操作性の向上などの見直しを進めて、職員の負担を軽減するという基本的な考え方のもとで、簡易で効率的な文書管理の仕組みを構築することによって、さらなる生産性の向上に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

**○田中芳憲委員** 文書管理については、電子決裁や保管などに関するさまざまな技術的課題があることは承知しておりますが、将来に向けた基本的な道筋については、知事から全庁に向けて示していく必要がある、そういう課題だと考えますので、知事の見解を伺いたしたいと思います。委員長、お取り計らいをよろしくお願いいたします。

次に、内部業務の適正性等の両立についてでありますけれども、道は、国の行政文書管理の課題等を踏まえて、本年4月に文書管理規程等の改定を行い、文書管理の厳格化を図ったと伺っております。

また、地方自治法の改正に伴い、平成32年度からは内部統制が義務づけられるなど、行政機関における業務の適正かつ公正な実施への要請がより一層強まっております。

こうした中で、内部業務の簡素化や効率化を進め、減量化を図ることは、本来必要な業務のチェック機能を損なうことにつながりかねないのではないかと危惧する声が出てきても不思議ではありません。

内部業務の減量化を進めるに当たり、こうした業務の適正性の確保などの要請とどのように両立を図るお考えなのか、この点についてお聞きしたいと思います。

**○丸岩浩二副委員長** 総務部次長古屋義則君。

**○古屋総務部次長** 業務の適正性等の確保についてでございますが、道では、道民の信頼に応える道政を実現し、道民の福祉の向上を図るため、条例等で定められた手続に沿って、公正性と透明性を確保した上で業務を進めており、これらの手続については、その時々为社会経済情勢の変化に応じて、的確に対応していくことが重要と認識をしております。

このため、今後実施する一斉点検に当たりましては、ICTの利活用等も含めた業務の簡素化や効率化の視点とともに、対象業務の目的、現時点における有効性、有用性についても十分な検証を行った上で、業務プロセスを改めて見直し、手続の公正性や透明性等を確保しつつ、より適切な手法等を採用することができるよう検討してまいります。

**○田中芳憲委員** それでは次は、意思決定プロセスについてでございます。

減量化方針案では、文書管理や財務会計など業務の内容に着目して見直しを行うほか、意思決定、連絡調整などについても、管理職のマネジメント能力の強化等によって減量化を進めることとしております。

道の意思決定プロセスは、ボトムアップ型が基本となっており、連絡調整等に多くの時間を要

することが、意思決定に時間がかかる要因の一つとなっているのではないかと思うところであります。業務処理時間を短縮し、より多くの業務を処理することや、結果をいち早く道民に伝えることも、行政サービスの質の向上にほかなりません。

内部業務の減量化の一環として、ボトムアップ型の意思決定プロセスを原則とする考え方を改め、状況に応じて、トップダウン型も取り入れ、意思決定を簡素化、迅速化し、さらに、決定プロセスの見える化を図ることが、説明責任を全うする上でも重要と考えます。

意思決定プロセス自体の見直しは、組織風土の根本的な転換と再構築が必要となり、道庁全体のマネジメントの根幹にかかわる作業となるため、困難な作業が予想されますけれども、内部業務の減量化を通じた生産性向上のためには、この点は避けて通れない大きな課題であると考えます。

道は、意思決定プロセスの見直しに向けて、道庁の組織文化の改革にどのように取り組んでいくお考えなのか、お聞きいたします。

○丸岩浩二副委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 道における意思決定プロセスについてであります。道における政策形成は、さまざまな行政課題のテーマ、緊急度、関係者の数などにより、また、実施に向けた決定までのそれぞれの段階に応じまして、ボトムアップとトップダウンが組み合わされて進められているものと承知しております。

道の組織運営に関しては、今後とも、限られた人員により、複雑化、多様化する道政課題に適時的確に対応することが不可欠でございます。

こうした認識のもと、総務部におきましても、適材適所の人事配置や、優秀な若手職員の抜てきといった人事管理、また、トップマネジメントを補佐する体制と、業務そのものの執行体制それぞれの必要な整備、さらには、管理職のマネジメント強化に向けた研修など、一層迅速で確かな意思決定の確保に向けて必要な役割を果たしてまいりたいと考えています。

以上です。

○田中芳憲委員 それぞれの段階に応じて、ボトムアップとトップダウンが組み合わされて進められているとのことでありましたけれども、どのような場合に、どちらの方法で実施するのかは見えづらいものとなっていると思います。そうした点を庁内の誰でもわかるようにしていくことが、意思決定プロセスの見える化であり、意思決定の迅速化につながるものと考えているわけがあります。

また、意思決定に参画した職員が誰だったのか、何らかの方法で明示的に示していくことも、権限の明確化による意思決定のスピードアップに資するだけでなく、職務に対する職員の自覚を促すとともに、士気高揚にもつながると考えます。

先ほど伺った文書管理のあり方とも関連することでありまして、内部業務減量化方針の検討を進める中で、こうした点もぜひ検討していただきたい、そのことを申し上げておきます。

次に、生産性向上に向けた執行体制についてでございます。

【第1分科会 7月3日 第4号】

減量化方針案によれば、道は、内部業務の減量化に向け、やめる、減らす、変えるの3原則の視点に基づいて、民間で取り入れられている、BPRと呼ばれる事業の見直し・再構築手法や、ICTの利活用による徹底した見直しを行うほか、内部業務の新たなルールづくりを行うということでもあります。

内部の業務手続を見直す上で、こうした手法は有効と考えますが、内部業務の煩雑化の原因として、業務の執行体制に起因する面もあるのではないかと考えます。

先ほど紹介しましたとおり、道は、コンパクト道庁の構築に向けて、職員数適正化計画を策定し、職員数の35%の削減を実施したところです。

この間、道組織の見直し方針等に基づく取り組みがあったことは承知しておりますけれども、職員数が減ったにもかかわらず、組織体制が従前のままであることも少なくありません。結果として、内部業務の煩雑化を招いている面もあるのではないかと考えます。

道の意思決定プロセスを大胆に変革するとともに、内部業務の減量化によって生じた行財政資源の再配分を行うのであれば、あわせて、道の業務執行体制についても見直しを進める必要があると考えますが、見解を伺います。

**○山岡総務部職員監** 道の業務執行体制についてであります。道におきましては、まずもって、簡素で効率的、機動的な組織機構を基本としながら、年度の途中を含めて、その時々新しい行政需要に柔軟かつ迅速に対応し、必要な庁内の執行体制の整備に努めますとともに、各部局や振興局に対して、業務の繁閑に応じた機動的な人事配置を可能とするための権限を付与しております。

さらに、関係部局におきましても、全庁的な対応が必要な場合などには、プロジェクトチームを設置し、各部横断的な取り組みが迅速に行われているケースもたくさんございまして、今後とも、私どもとしては、庁内の関係部局と、まずもって十分に課題認識を共有しながら、柔軟で機動的な組織運営に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

**○田中芳憲委員** それでは次に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針の見直しについて聞いていきたいと思えます。

道民ニーズが多様化、高度化して、行政需要が増加する状況にある中で、道は、限られた人的資源のもとで生産性向上を進めていかなければなりません。

一方で、道職員の働き方改革も喫緊の課題であります。

平成27年に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定して、職員の意識改革や時間外勤務縮減等に取り組んでいると承知しておりますが、国では、先週、いわゆる働き方改革関連法が成立し、一部を除いて、来年4月にも施行されることになりました。

こうした国の動向を踏まえて、道としても、ワークライフバランスの推進に関する指針を見直すべきと考えますが、この点について見解を伺います。

**○丸岩浩二副委員長** 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 職員のワークライフバランスの推進に関する指針についてでございますが、先般、国におきましては、労働者の働き方改革を総合的に推進するための、いわゆる働き方改革関連法が成立したものと承知してございます。

道では、平成27年に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定し、管理職を初め、職員の意識改革や、早出・遅出勤務が可能となる時差出勤制度を導入するなど、職員のワーク・ライフ・バランスの確立に向け、取り組みを進めてきたところであり、これまでの取り組み状況等を勘案しながら、改正法の内容も踏まえ、年内をめどに本指針を見直してまいります。

以上でございます。

○田中芳憲委員 それでは次に、公の施設の有効活用について質問してまいりたいと思います。

まず、指定管理者制度の見直しについてでございます。

公の施設のうち、道立の博物館や美術館といった施設には多くの外国人観光客が訪れ、北海道の文化や歴史に対する理解を深めてもらう一助となっております。北海道を再び訪れることや長期滞在に関しても大きな効果が期待できるものと考えます。

従来、北海道の観光は、豊かな自然景観や食の魅力が中心になっておりますけれども、今後、誘客に力を入れなければならない欧米の富裕層は、歴史や文化に対する関心が高いことを考えますと、外国人観光客の来場者数の増加を図り、かつ、海外からの成長力を取り込んで、北海道を活性化しようとするならば、道の成長戦略と整合性のとれた、公の施設の活用が重要になると考えております。

こうした公の施設の多くは、指定管理者による運営が行われているものと承知しており、昨年度の、施設使用料等を徴収する道民利用施設の管理運営を対象とした包括外部監査の指摘等を踏まえて、現在、指定管理者制度の見直しに向けた検討作業が進められていると聞いておりますが、見直しの検討をどのように進めているのか、伺いたいと思います。

また、検討に当たっては、施設の設置目的や、さらなる有効活用の観点も含めて行うべきと考えますが、道の見解をお聞きしたいと思います。

○田辺行政改革課長 指定管理者制度の見直しについてであります。指定管理者制度の導入から12年が経過し、施設運営を取り巻く環境が変化しておりますことから、道では、平成34年度からの5期目の指定管理の開始に向けて、施設所管部局と制度所管部局による庁内会議を本年5月に開催いたしまして、昨年度の包括外部監査での意見などを踏まえ、施設使用料や修繕費など、各施設に共通する事項について、見直しの検討を始めたところでございます。

委員から御指摘がございましたインバウンド観光の振興といった道の成長戦略と整合性のとれた施設の活用につきましては、施設ごとの特徴に応じた検討が必要なため、こうした点も踏まえた、指定管理者に求める要求水準の見直しが適切に行われるよう、庁内会議を通じて施設所管部局のほうに働きかけてまいる考えでございます。

○田中芳憲委員 そこで、赤れんが庁舎の利用料金の検討状況についてでございます。

赤れんが庁舎のリニューアルを進めるに当たりまして、現在、道では、基本方針の検討を進め



【第1分科会 7月3日 第4号】

ているものと承知しておりますが、昨年の第4回定例会での我が会派の同僚議員からの質問で、赤れんが庁舎は、北海道の歴史や文化に触れる入り口としての役割を果たすべきであり、そうした公益的な役割を考慮すると、一律に入館料を徴収するような方法は避けるべきと指摘し、見解をただしたのに対して、北海道を代表する歴史的建造物である赤れんが庁舎のリニューアルについては、国内外に向けた、本道の歴史、文化、観光の情報発信の拠点としてふさわしいものとなるよう検討する旨の答弁がありました。

現在、利用料金についてはどのような検討が行われているのか、お聞きします。

○丸岩浩二副委員長 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 管理運営体制の検討状況についてであります。本年2月に策定いたしました道の基本指針素案では、従前の手法である指定管理者制度のほか、公共施設等運営権方式、いわゆるコンセッション方式など、民間ノウハウの活用手法について検討することとしているところでございます。

具体的には、立地条件や交通機関の状況、市場環境など、赤れんが庁舎及び周辺施設に関する基礎情報の整理を初め、他の類似施設の事例を収集し、比較検討するほか、実績がある事業者へのヒアリングや参入意向把握調査、さらには、ライフサイクルコストの算出や、利用料金の設定を含めた経済性の検討などを行うこととしておりまして、その結果につきまして、本年度末をめどに取りまとめる予定となっているところでございます。

以上でございます。

○田中芳憲委員 赤れんが庁舎に関する基本指針についてでございますけれども、赤れんが庁舎の利用料金の体系を柔軟に設定できるようにすることによって、誘客施設としての魅力を一層高めることができると考えます。

そうした価格戦略が可能となるよう、基本指針を検討する必要があると考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○中野総務部長 赤れんが庁舎の管理運営体制の基本的な考え方についてでございますけれども、赤れんが庁舎は、国内外から年間で約70万人が訪れており、北海道を代表する歴史的建造物であると同時に、本道の貴重な観光資源となっているところでございまして、リニューアルに当たっては、こうした赤れんが庁舎が持つ歴史的価値や魅力を、民間ノウハウを最大限活用しながら、さらに高めていく必要があると考えているところでございます。

そのためには、民間事業者による持続的な運営が可能となるよう、利用料金の設定など、収益性を高める工夫が必要となる一方で、現在の入館者数を維持し、さらに増加させていくため、誘客を促す観点も不可欠でありまして、入館者にとって過度な負担とならないような工夫も必要であると考えております。

いずれにしても、赤れんが庁舎を訪れる多くの方々にとって、御満足いただける魅力的な施設となるよう、引き続き検討を進めてまいります。

○田中芳憲委員 道が管理する文化施設をインバウンド観光の振興にも戦略的に役立てていくこ

とは、道が保有する行政資源を最大限活用していく上で大変重要な視点であります。

このことは、赤れんが庁舎に限ったものではございません。それぞれの所管部で積極的に取り組む必要がある全庁的な課題と考えていることから、この件に関しては、知事の見解を伺いたいと思います。委員長、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

それでは次に、札幌医科大学の次期中期目標についてお聞きしたいと思います。

地方独立行政法人である札幌医科大学に関する次期中期目標の策定について、先日の委員会で説明がありましたが、以下、数点伺っていききたいと思います。

まず、地域への医師派遣についてであります。

次期中期目標の中で、新たに充実強化する項目として、地域医療への貢献が掲げられております。具体的には、地域への医師派遣件数を1350件以上としております。

この医師派遣件数の捉え方は、派遣期間の長短にかかわらず、派遣要請に応えた件数のみを積み上げていると伺っておりますが、こうした方法では、実質的な派遣の状況を反映できないと考えます。

例えば、延べ派遣人数や日数で目標を設定するなど、工夫すべきと考えますが、この点についてはいかがでしょうか。

○丸岩浩二副委員長 大学法人室参事上野豊君。

○上野大学法人室参事 医師派遣の目標値についてであります。医師派遣の目標数値につきましては、第2期中期目標では、平成24年度の公的医療機関への派遣件数の1185件に対し、おおむね100件増を目標に設定して取り組んできておりました。平成28年度の派遣件数は1298件となっているところでございます。

第3期におきましては、さらに件数をふやし、1350件以上の派遣を目指すこととしたところでございます。

札幌医科大学から地域の医療機関への医師派遣は、市町村や医療機関からの要請に基づき、可能な限りの対応を行っているところでございますが、診療科当たり、医療機関当たりの派遣医師数、派遣期間などが多岐にわたっておりますことから、要請への応諾件数を指標としているところであります。第3期も、引き続き、派遣の申請に応じた件数をもって指標としたところでございます。

○田中芳憲委員 それでは、地域医療に従事する医師へのサポートについてお聞きします。

地域医療に従事する若手医師が安心して地域医療に専念するためにも、適切なサポート体制が求められます。特に、最新の医療技術を常に維持向上できるようにサポートしていくことが、医師確保を容易にする上でも重要なことと考えます。

例えば、日々の診療ばかりではなく、技量の維持向上のためにも、遠隔医療技術を活用することが有効と考えますが、道は、この点についてどのようにお考えなのか、見解を伺います。

○上野大学法人室参事 地域医療に従事する医師へのサポートについてであります。札幌医科大学におきましては、地域医療に従事する医師に対し、最新の医療知識や手技の向上を図る機会を提供

【第1分科会 7月3日 第4号】

するため、各診療科が開催するセミナーや勉強会の周知を図るとともに、セミナー等への出席による不在時に代替の医師を派遣するなどしているところでございます。

また、地域医療支援システムなどの遠隔医療技術を活用し、札幌大の医師が画像による診断や研修などを行い、地域の医療機関で従事する医師のサポートに取り組んでいるところでございます。

次期中期目標素案におきましても、引き続き、これらの取り組みを推進するため、道内の地域医療に従事する医師等のキャリアアップに向けた支援を行うこととしております。

○田中芳憲委員 それでは次に、データの活用についてでございます。

札幌大には、診断や治療を通じて膨大なデータが蓄積されております。個人情報に十分配慮し、匿名化することが前提でありますけれども、データを2次加工できるビッグデータと捉え、道民の疾病予防や生活習慣の改善に役立てることが可能ではないでしょうか。

札幌大は、そうしたデータの収集や分析、有益な医療情報の提供といった面からも、健康寿命の延伸、疾病の予防などに貢献できる機関であるので、そういった点も次の中期目標に盛り込むべきと考えますが、見解を伺います。

○丸岩浩二副委員長 法務・法人局長兼大学法人室長村井篤司君。

○村井法務・法人局長兼大学法人室長 診療データの活用についてでございますが、札幌大では、これまで診療で得られた情報を活用し、道民の皆様への健康づくりに関する公開講座や講演を通じて、健康、福祉に関する意識の高揚を図っているところであり、次期中期目標素案におきましては、道、市町村等の医療、保健、福祉に関する、疾病予防、健康づくりのための活動の支援や、健康寿命の延伸等に貢献するため、教育・研究活動の成果に関する情報の発信に取り組むこととしているところでございます。

また、がん対策の充実を図ることなどを目的として制定された、がん登録等の推進に関する法律に基づき、がん登録の推進を図っているところでございます。

道といたしましては、今後の診療データの利活用について、国において、2020年を目途に、全国的なデータ利活用基盤の構築も進められておりますことから、こうした国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えてございます。

○田中芳憲委員 最後に、今後の対応についてでございます。

高齢化の進展や、地域における人口減少の傾向が今後も継続することを考えたとき、札幌大の果たす役割はますます大きくなるものと考えます。こうした本道の今後の趨勢を踏まえ、唯一の道設立の医科系総合大学として役割を果たしていくことができるよう、しっかり取り組んでいく必要があると考えます。

札幌大の次期中期目標の策定に当たり、道はどのように対応していくお考えなのか、最後に伺いたいと思います。

○中野総務部長 今後の対応についてでありますけれども、道といたしましては、札幌大が、本道における医療、保健、福祉の充実発展など、地域医療に果たす役割は非常に大きいことに鑑み

まして、第3期中期目標素案において、大学における教育、研究等の質の向上とか、地域医療のための取り組みのさらなる充実などを掲げまして、道民ニーズが高い研究の推進、高度先端医療の提供機能の充実、また、地域医療提供体制の確保や研究成果の社会還元など、取り組みの充実強化を求める内容を盛り込んだところでございます。

今後、中期目標案の策定に向けまして、議会での御議論やパブリックコメントによる道民の皆様の御意見、これらを踏まえ、さらなる検討を進め、札医大がしっかりとその役割を果たせるよう取り組んでまいります。

○田中芳憲委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○丸岩浩二副委員長 田中(芳)委員の質疑並びに質問は、総括質疑に保留された事項を除き、終了いたしました。

池端英昭君。

○池端英昭委員 民主・道民連合の池端でございます。

道民の思いを背負い、北方領土問題1本に絞り、質問をしてまいりたいというふうに思います。

北方領土の返還に向けて、日ロ間で新たなアプローチとなる、北方四島での共同経済活動に期待が寄せられる一方で、これが北方領土問題の解決につながるのか、不安視する道民も少なくありません。

領土問題については、外交交渉ということで、道が直接かかわれる事案ではないとしても、元島民の思いや道民の願いを実現させるため、これまで長きにわたり行動してきた北方領土返還運動の手を緩めるわけにはいかないと考えます。

そこで、北方領土問題について、以下伺ってまいりたいと思います。

まず初めに、領土認識の偏在の改善に向けた取り組みについてであります。

北方領土が我が国固有の領土と道民は認識していても、全国となると、残念ながら、その認識に偏在性が認められます。

本年1月に、北方領土対策特別委員会で長崎県と佐賀県を訪問し、各北方領土返還要求県民会議の皆さんと意見交換をさせていただきましたが、それぞれにおいて、啓発活動や交流活動のほか、教育機関などと連携し、さまざまな活動を展開していただいているものの、会員の高齢化や活動の財源など、問題の存在を認識したところであります。

このままでは、北方領土に関する認識が次第に薄まってしまわないかと危惧するところですが、北方領土の帰属意識の偏在解消に向け、北方領土を行政区域の一部として所管する道は、今後、北方領土に対する国民の意識を高揚させるため、全国に向けてどのような取り組みをされるのか、お伺いしたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 北方領土対策課長中島竜雄君。

○中島北方領土対策課長 領土返還に向けた啓発活動についてでございますが、道では、毎年、8月を北方領土返還要求強調月間、1月から2月を「北方領土の日」特別啓発期間とし、全道的

【第1分科会 7月3日 第4号】

な取り組みを実施してきているところでございます。

こうした取り組みに加えまして、北方領土に対する世論の盛り上がり在全国的なものとするため、地元の1市4町と連携しながら、東京都内で北方領土返還要求アピール行進を行うとともに、北方領土返還要求運動連絡協議会など、全国的な組織と連携して、内閣総理大臣などに対する要請活動を実施してきたところでございます。

こうした道外での啓発活動は、領土問題が北海道だけの問題ではなく、国の主権にかかわる全国的な問題であるとの理解を広める観点から大変重要なものであると考えておりまして、道としては、今後とも、領土返還に関する国民世論の一層の喚起を図るため、全国各地の関係団体と十分に連携を図りながら取り組みを進めてまいります。

以上です。

○池端英昭委員 次に、次世代へ引き継ぐための取り組みについてでございます。

北方領土問題が発生してから、70年以上が経過し、啓発活動の中心的な担い手である元島民の方々の高齢化が進んでおります。領土問題に向けた国民世論の結集と高揚を図るために、引き続き粘り強い取り組みが必要であります。

そのためには、若い世代における啓発活動への参加を促し、返還要求運動を次世代へ引き継ぐことが重要と考えますが、道はどのように取り組むのか、お伺いをいたします。

○中島北方領土対策課長 次世代へ引き継ぐための取り組みについてでございますが、元島民の高齢化が進行している中、領土返還要求運動を今後とも粘り強く進めていくためには、次世代を担う青少年の北方領土問題に対する関心を高め、返還要求運動への参加を促していくことが重要と考えております。

このため、道では、青少年を対象に、「北方領土の日」ポスターコンテストを初めとして、中学生作文コンテストや中・高生による合唱コンサート、さらには、北方四島での暮らしを実体験として持っている元島民の皆さんによる北方領土学習会を行ってきたところでございます。

道としては、引き続き、こうした幅広い取り組みや啓発活動を通じて、青少年の北方領土問題に対する理解を深めるとともに、返還要求運動への参加促進に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上です。

○池端英昭委員 ささまざまな切り口で取り組みをされていることは、今の御答弁から承知をいたしました。不断の努力を積み重ねながら、さまざまな手法を検討し、多くの道民、そして若い人たちにつなげるよう求めておきたいというふうに思います。

次に、基金活用の基本的な考え方についてお尋ねいたします。

北方領土隣接地域振興等基金を活用した事業の基本的な考え方についてでございますが、北方領土隣接地域の振興等に対応するための貴重な財源である北方基金については、金利の低下により、運用益が大幅に減少しており、運用益を活用した事業の実施が限界に近づいております。

そうしたことから、国において所要の法改正が検討されており、道は、基金原資を活用した事

業の実施を検討していると承知しておりますが、基金原資には限りがあります。

事業実施に当たっては、限られた基金原資を有効活用する観点からの検討が必要であると考えますが、どのように基金原資の活用を図っていかれるのか、基本的な考えをお伺いしたいと思います。

○丸岩浩二副委員長 北方領土対策局長平塚利晃君。

○平塚北方領土対策局長 北方領土隣接地域振興等基金の活用の基本的な考え方についてでございますが、近年、北方基金の運用益が大幅に減少しておりますことから、隣接地域の1市4町が行う振興事業などの当面の財源として、基金原資の活用が可能となる法改正が必要と考え、昨年、道から国などに対して要望を行ったところでございます。

北方基金の原資は、現在、100億円でございますが、限りある基金原資を最大限に有効活用することが重要と考えておまして、今後、国における法改正が成立した場合にあっては、隣接地域の振興に大きく資する取り組みなどを重点的に支援することにより、今年度からスタートした第8期北方領土隣接地域振興計画の着実に効果的な推進を図ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○池端英昭委員 次に、墓参並びに自由訪問の拡充についてのお尋ねです。

先月6日に行われた自由訪問では、訪問団員として参加された元島民の方が船内でお亡くなりになるという痛ましい出来事が起こりました。心からお悔やみを申し上げたいと思います。

元島民の平均年齢は既に83歳を超え、高齢化が進んでおり、四島返還を待ち望む声も一層切実なものとなっています。

このため、高齢化が進む元島民が1人でも多く故郷を訪問できるよう、墓参や自由訪問を拡充しなければならないと思いますし、同時に、訪問の際の負担軽減に向けた方策が必要と考えますが、道の所見をお伺いたします。

○丸岩浩二副委員長 共同経済活動担当課長山田哲史君。

○山田共同経済活動担当課長 墓参並びに自由訪問の拡充についてでございますが、元島民の方々の高齢化が進む中で、四島への訪問機会の確保や、身体的負担等に配慮した墓参などの実施は大変重要なことと受けとめておまして、道におきましては、これまでも、追加的な出入域地点の設置と、航空機を利用した墓参の実施などの取り組みや、これら改善の取り組みの自由訪問などへの拡大を国に要望するとともに、昨年度からは、道が実施する墓参の訪問回数を1回ふやして、年に3回の実施としてきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、墓参事業の改善の取り組みや、その自由訪問等への拡大、四島との航路、航空路の充実などを国に要望するとともに、千島歯舞諸島居住者連盟など関係団体と相談しながら、元島民の皆さんの四島訪問における負担軽減策について検討してまいります。

○池端英昭委員 それでは次に、北方四島での共同経済活動について、2点質問をいたします。

共同経済活動の実現は、日ロ両国政府間の外交交渉で決められていくものであり、道の役割が、国への要望という形になるのは理解しておりますが、最近の四島に関する報道を見ますと、

【第1分科会 7月3日 第4号】

第三国企業等の四島での活動や、ロシア軍の四島での活動の活発化など、四島返還に向けて、厳しさが増していると受けとめざるを得ない状況にあります。

我が会派の同僚議員の質問に対し、道は、一步一步着実な進展が図られているとの認識を示しましたが、今後は、共同経済活動のプロジェクトはもちろんでありますが、日本人による四島での活動をいかに強化していくかなど、領土返還につながるような、戦略的、多面的な視点が重要と考えております。

こうした点について、道は、どのような認識、考えをお持ちか、所見を伺います。

**○平塚北方領土対策局長** 北方四島での共同経済活動についてでございますが、道では、これまで、共同経済活動の早期実現のほか、四島での活動支援拠点の整備や、日本関連建築物の専門家による調査交流と、それらの維持保全を要望するとともに、四島周辺地域での大規模地震の発生に備えた日ロ共同の緊急対応体制の検討など、四島との関係強化を図る多面的な取り組みについての要望を国に対して行ってきたところでございます。

道といたしましては、今後とも、隣接地域の1市4町や千島連盟などと一層連携を図りながら、共同経済活動などの進展により、領土問題の解決を通じた平和条約の締結に結びつきますよう、国に対してさまざまな要望や提案を行ってまいります。

以上です。

**○池端英昭委員** 次に、ビジネスミッションの推進における本道のかかわりについてお伺いをいたします。

5月26日に行われた日ロ首脳会談では、北方四島での共同経済活動の具体化に向け、ビジネスミッションの派遣について合意されたところでありますが、北方領土隣接地域を初め、道内の関係者がかかわっていくことが最も重要と考えるところであります。

当然、プロジェクトに対する隣接地域の期待も高いと思われませんが、道がこれまで取り組んできたことがどのように反映され、また、今後、ビジネスミッションの推進に本道がどのようにかかわりを持とうと考えているのか、今後の取り組みについてお伺いをしたいと思います。

**○丸岩浩二副委員長** 総務部長中野祐介君。

**○中野総務部長** 北方四島での共同経済活動に関する今後の取り組みについてでございますが、共同経済活動を日ロの双方にとって有益なものとし、領土返還、平和条約の締結に結びつけていくためには、これまで四島との交流の拠点となってきた隣接地域を中心として、道内の関係者が大きな役割を果たしていくことが必要不可欠であると考えているところでございます。

そうしたことから、道におきましては、これまで、共同経済活動の取り組みに、隣接地域を中心とした道内企業が幅広く参画できるように国に強く要望してきたところでございまして、昨年10月末に実施された四島での現地調査には、隣接地域を初めとして、道内企業などの関係者が23名参加いたしまして、その後も、プロジェクトへの参画の可能性がある道内企業を国に紹介するなどの取り組みを行っているところでございます。

今後のビジネスミッションについてでございますけれども、事業者を中心とした派遣になるも

のとされているところをごさいます、道といたしましては、隣接地域を中心に、多くの道内の関係者がミッションに参加できるよう、引き続き、国に対して働きかけを行ってまいります。

○池端英昭委員 それでは、この質問の最後になりますが、北方領土返還の実現に向けた今後の取り組みと道の決意についてお伺いいたします。

ただいま、部長から、北方四島での共同経済活動に関する道としての取り組みをお答えいただきましたが、共同経済活動そのものが目的ではなく、あくまでも、領土返還、そして平和条約の締結が最終目的であることを忘れてはなりません。

道は、共同経済活動や墓参、自由訪問などの取り組みを踏まえながら、北方領土返還に向けて、どのように取り組んでいくのか、道としての決意もあわせてお尋ねをいたしたいと思えます。

○中野総務部長 北方領土返還に向けた取り組みについてであります。北方領土問題は、戦後70年を経ても、なお未解決となっているところをごさいます、返還要求運動を担ってきた元島民の皆さんの高齢化が進む中で、一日も早い領土の返還が望まれているところをごさいます。

そうした中、道といたしましては、北方墓参、自由訪問、四島交流、共同経済活動、この四つの取り組みを並行的かつ確実に進展させながら、両国間の信頼関係の醸成を通じて、領土問題の解決に結びつけていくことが大変重要であると考えているところをごさいます。

今後とも、共同経済活動などの進展が、一日も早い領土返還と平和条約の締結につながりますよう、国に対して必要な要望や提案を行いますとともに、根室管内の1市4町とか関係団体などと連携をしながら、外交交渉の原動力となります国民世論の一層の喚起に向けて、最大限取り組んでまいり所存をごさいます。

以上です。

○池端英昭委員 これまで、るるお聞きをしてまいりましたが、これからも、元島民の皆さんのお気持ちをしっかりと受けとめ、本来の目的である北方領土返還を実現させなくてはなりません。

そこで、当面の課題として、隣接地域の振興の財源である北方基金の活用については、法改正に向けた現在の検討が、我々の要望どおり実現することを望みながらも、その先を見通すと、やはり、原資には限りがありますので、対症療法ではなく、恒久的な財源確保に向けた方策を模索していかなければならないことをつけ加え、これを指摘し、私の質問を終わりたいと思えます。

以上です。

○丸岩浩二副委員長 池端委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

梅尾要一君。

○梅尾要一委員 私からは、危機管理に関してお尋ねをしてまいりたいというふうに思えます。

今年の6月18日、大阪府北部を震源とする震度6弱の地震が発生し、ブロック塀の倒壊により小学生が亡くなるなど大変痛ましい事態となりました。

また、大阪府を中心に、広い範囲で被害が出ており、交通やガス、水道などライフラインの寸



【第1分科会 7月3日 第4号】

断が生じ、復旧に時間を要するなど、災害に対する都市インフラの脆弱さが課題となったところ  
であります。

こうした中、6月26日には、政府の地震調査委員会において、新たな地震動予測地図が公表さ  
れ、道東を中心に、大地震の発生の可能性が高くなるなど、さらなる防災対策が求められてい  
るところであります。

きょうも、道北を中心に、大雨による河川の氾濫が心配されるところでもあります。

道は、これまでも、過去の大災害を教訓として、さまざまな取り組みを行ってきたと承知して  
おりますが、自然災害への対応はもとより、災害時における自衛隊との連携など、本道の危機管  
理体制の一層の強化を図るべきと考えますことから、以下伺ってまいりたいというふうに思いま  
す。

一つ目として、これまでの防災総合訓練の状況についてお尋ねをいたします。

まず、災害時には迅速な対応が求められ、そのためには、平常時からの訓練が重要でありま  
す。

道では、防災総合訓練を毎年実施してきておりますが、これまでの実施状況についてお伺いを  
したいというふうに思います。

○丸岩浩二副委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 近年における道の訓練についてでございますが、平成23年に発生した東日  
本大震災を踏まえまして、平成24年度から28年度にかけて、沿岸線を有する市町村が所在する全  
ての振興局におきまして、地震と津波による災害を想定した防災総合訓練を実施したところでご  
ざいます。

また、昨年度におきましては、一昨年熊本地震を踏まえまして、札幌における直下型地震を  
想定し、札幌市と共同で実施したところでございます。

○梅尾要一委員 私は、釧路総合振興局を中心にした、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震を想  
定した訓練を、現地に行ってみせていただきました。道の職員の皆さんが非常に的確な指示や指  
導、行動をされ、初動の72時間の重要性を認識しながら頑張っておられるところを拝見して、大  
変頼もしく思ったところであります。

昨年度の防災総合訓練は、札幌直下型地震を想定した訓練で、私の記憶では2回目になります  
が、その一部も見せていただきました。

この訓練は2回実施しており、課題も大きく浮かび上がったところではありますが、課題と成果  
についてお伺いをしたいというふうに思います。

○加納危機対策課長 昨年度の訓練についてでございますが、熊本地震におきましては、救援物  
資の搬送や受け入れに課題がありましたことから、昨年度の札幌市との訓練では、札幌市とその  
近郊におきまして、物資の輸送のほか、避難所の運営や、救出、救助、さらには、学校の授業を  
活用した防災教育など、さまざまな訓練を過去最大規模で行ったところでございます。

本訓練につきまして、外部評価委員からは、人的、物的の両面からの応援・受援体制の構築を

初め、防災教育、共通地図を活用した情報の共有などの面で、関係機関が連携協力した取り組みが評価された一方、避難所における物資の受け入れ手続などが課題とされ、こうした訓練の成果や課題を踏まえ、今後、同様な訓練を全道域で実施することが有効との見解が示されたところでございます。

**○梅尾要一委員** 次に、今年度の防災訓練についてお尋ねをしたいと思います。

大地震の発生確率が引き上げられている一方で、水害、土砂災害による被害が毎年のように勃発しており、近年では、地球温暖化による気候変動の影響により、リスクが高まっていると認識をしているところであります。

そうした中で、今年度は、大雨災害を想定した訓練を実施すると伺っておりますけれども、その概要と期待される効果についてお伺いをしたいというふうに思います。

**○加納危機対策課長** 今年度の防災総合訓練についてであります。本道は、一昨年の大雨災害はもとより、昨年も台風被害に見舞われたことを踏まえまして、今年度は、道内の広域における大雨災害を想定した訓練を、空知、石狩、日高、上川、留萌、十勝の6振興局において実施を予定してございます。

大規模水害の発生時におきましては、人命を最優先とする初動対応が何よりも重要でありますことから、地元市町村や自衛隊など防災関係機関を初め、道と協定を締結している民間事業者の方々とも連携しながら、孤立地域からの救出・救助訓練のほか、陸路、海路、空路による避難所への物資の輸送に加え、住民参加による避難所運営などの訓練項目を予定しているところでございます。

あわせて、昨年課題となった、避難所における物資の受け入れの体制や手続の確認のほか、本年2月に策定した応援・受援マニュアル及び防災共通地図の検証を行い、本道の災害対応能力のさらなる向上に取り組んでまいります。

**○梅尾要一委員** 今まさに、留萌、上川ではそういった状況が起きているわけでありまして、私の質問が終われば、すぐその対応に当たっていただきたいぐらいの気持ちで質問させていただいております。

先日も、石狩川水系の水防訓練があり、私も、行って見せていただきました。各消防団を初め、関係機関が連携を密にして、橋をかけたり、さまざまな訓練を本当に真剣に実施しておられました。訓練にまさるものはなしという言葉がありますが、訓練以上のことはなかなかできないのは間違いありませんので、これからも、ああいった訓練を、しっかりと連携をとりながら進めたいというふうにお願ひしておきます。

次に、自衛隊との連携についてであります。

先般の大阪府北部地震でもそうでありましたが、大規模災害においては、自衛隊への災害派遣要請を含め、自衛隊が有するマンパワーや資機材等は大変有効であると考えているところであります。

さまざまな危機対応において、自衛隊との連携強化を図るべきと考えますけれども、そのあり

方について、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○丸岩浩二副委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 自衛隊との連携についてであります。さまざまな災害時におきまして、道民の皆様の安全、安心を確保するためには、自衛隊が果たす役割が大変重要であり、日ごろより、自衛隊との連携協力体制の構築が必要と認識しているところでございます。

このため、平成24年には、陸上自衛隊北部方面総監部と、大規模災害時における連携に係る協定を締結したほか、平成28年3月には、この協定を補完するため、大規模災害時に備えた北海道と陸上自衛隊北部方面隊との連携・協力に関する覚書を締結し、道が実施する訓練への北部方面隊の具体的な支援内容を、改めて相互に確認し合ったところでありまして、今後とも、防災会議を初め、各種訓練などを通じ、平素から情報や認識の共有を図るなど、さらなる連携協力体制の構築に努めてまいります。

○梅尾要一委員 平成24年に協定を、28年には覚書を結んでおります。

きょうは指摘にとどめますが、協定については、より具体的な内容には至っておらないという状況が見受けられまして、私は、さらにしっかりした内容とするため、検討をすべき時期に来ているというふうに思いますので、その見直しについて改めて指摘をさせていただきたいと思っております。

次に、今答弁があったようなことを踏まえて、市町村における自衛隊OBの雇用促進についてですが、道では、自衛隊OBを職員として任用し、災害対応を初め、市町村に対する防災訓練のサポートなど、彼らが持つ経験やノウハウを最大限生かしていると認識しております。

危機管理のプロである自衛隊OBの職員としての任用は、全道の市町村でもふえてきておりますが、任用されていない市町村への波及も必要であると考えるところであり、道ではどのように取り組んでいращるのか、改めてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

○辻井危機対策局長 退職自衛官の能力の活用についてでございますが、市町村は、災害対応の第一線を担いますことから、迅速かつ的確な応急対策能力が求められており、こうした中、災害に対する経験や専門的知識を有する退職自衛官が職員として任用されている市町村では、防災訓練や防災教育の企画、実施を初め、自衛隊などとの連携調整などを担っておりまして、地域の防災対策上、大きな役割を果たされているものと認識しているところでございます。

道内の市町村における退職自衛官の職員は、現在、38団体において47名となっており、2年前と比べ、4団体、4名の増加となっておりますが、道としましては、各種会議、研修などの機会を通じて、退職自衛官の知見などを活用した取り組み事例や、国の財政支援制度などを市町村に情報提供するなど、道内の市町村において退職自衛官の能力がさらに発揮されるよう取り組んでまいります。

○梅尾要一委員 今答弁がありましたが、退職自衛官の活動の大きな例として、昨年の上勝の大水害、それから、稚内、利尻、礼文の崖崩れ等のときに——臨時採用も含めて、9名の退職自衛官を採用していますけれども、この方々がすぐ現地に飛んで、各市町村長を初め、担当職員と

連携をとりながら、対応に当たったことに対して、現地の市町村長を初め、職員の方々は、的確な対応に非常に感謝しているという声を聞きました。

できれば道職員だけでやるというのを基本として、自衛隊OBがサポートしていくのがいいかと思えますけれども、プロの知識、ノウハウを十分に利用しながら、職員の防災意識の高揚にさらに努めていく、そういったことが大事だというふうに私は思いますので、どうぞ、これからもしっかり任用の考え方を持っていただくよう、よろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、自衛隊の体制維持についてお尋ねをさせていただきたいと思ひます。

国防を担う自衛隊に、大規模災害時には、人命救助を初めとする応急対応策に協力いただくことは必要不可欠であります。

しかしながら、本年、政府においては、新たな防衛計画の大綱が策定されることとなっており、道内の自衛隊の体制等への影響が懸念され、仮にも、北海道における自衛隊の削減や縮小などが行われれば、災害対応に非常に大きな影響を及ぼすのではないかと危惧しているところあります。

北海道における自衛隊の体制維持を強力に展開することを望むところでありますが、道の認識をお伺ひしたいというふうに思ひます。

**○辻井危機対策局長** 自衛隊の体制の維持についてでございますが、自衛隊は、国防はもとより、国際平和協力活動や、国内における大規模災害時の救助、救援など、国内外での支援活動を通じ、我が国の安全、安心を守る使命を担っておりまして、その活動の重要性はますます高まっているものと認識しております。

また、道内におきましても、災害発生時の迅速かつ懸命な人命救助を初め、防災訓練や地域のイベントなどにも積極的に貢献いただいております、道内の市町村からも高く評価されているところでございます。

こうしたことから、道としましては、自衛隊の体制や機能が維持強化されるよう、道内の全市町村で構成される北海道自衛隊駐屯地等連絡協議会と連携協力しながら、あらゆる機会を通じて、国に要望してまいります。

**○梅尾要一委員** 最後になりました。

危機管理についてでございますが、危機管理とは、危機が生じた際、そのマイナスの影響を最小限にとどめ、即刻、危機の状況から脱出し、回復を図ることで、そのことが求められるわけあります。

本道における危機管理については、地震、津波、風水害などの自然災害はもとより、北朝鮮からのミサイルなど、その範囲は広く、求められる対応もさまざまあります。

本道の危機管理について、道は、今後、どのように対応していくのか、お考えをお聞かせいただきたいというふうに思ひます。

**○丸岩浩二副委員長** 総務部危機管理監橋本彰人君。

**○橋本総務部危機管理監** 危機管理に関し、今後の対応についてでございますが、地震や津波、

【第1分科会 7月3日 第4号】

火山の噴火、大雨などの自然災害はもとより、国民保護事案などの発生時におきまして、道民の皆様生命や身体安全を確保していくためには、道民お一人お一人に、日ごろから、災害などから命を守る行動について正しく理解していただきますとともに、道や国などの関係機関が連携の上、いつ起こるとも知れない危機に対し、十分に備えておくことが何よりも重要であると考えております。

このため、道では、まさかは必ずやってくるという認識に立ち、映像やイラストを用いた資料などを活用し、道民の皆様において危機に対する意識の醸成が図られますよう、今後より一層、普及啓発に努めますとともに、さまざまな危機事案を想定し、市町村や自衛隊など関係機関が連携した実践的な訓練に継続的に取り組むことにより、本道における危機対応能力のさらなる向上に努めてまいります。

○梅尾要一委員 終わります。

○丸岩浩二副委員長 梅尾委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

梶谷大志君。

○梶谷大志委員 それでは、通告に従って、災害への対策について伺ってまいりたいと思いません。

先ほど梅尾委員も触れられましたが、先月発生した、最大震度6弱の大阪府北部地震では、死者は4名、負傷者は400名を超えたわけであります。

まず、お亡くなりになられた方、被害を受けられた皆様に、心より御冥福とお見舞いを申し上げます。

改めて、地震の恐ろしさ、地震対策の重要性を認識したわけであります。

この40年近くの間、国は、地震予知を一つの柱として、地震防災対策を進めてまいりましたけれども、国内で唯一、予知が可能とされてきた東海地震について、国は、昨年、予知は困難と認め、その方針を取り下げ、政府の地震対策そのものに疑問が投げかけられております。

そうした中、先週、政府の地震調査研究推進本部事務局は、全国地震動予測地図2018を公表し、その内容が大きく報道され、不安を持たれた道民も多いものと考えられるわけであります。

地震列島と評される我が国で暮らす私たちは、常に地震に備えておかなければならず、今回の予測地図において、大地震が発生する確率が特に高いとされた地域は、さらなる備えが必要ですし、一方で、地図を正しく理解しておくことも重要と考えるわけであります。

以下伺ってまいります。

政府が毎年発表している全国地震動予測地図はどういったものなのか、その作成目的も含めて、まず伺いたいと思えます。

○丸岩浩二副委員長 防災教育担当課長三角靖枝君。

○三角防災教育担当課長 全国地震動予測地図についてでございますが、この地図につきましては、阪神・淡路大震災を踏まえて、政府が地震防災対策特別措置法に基づき設置した地震調査研究推進本部の地震調査委員会におきまして、有識者等による検討を通じて、地震に関する調査研

究の成果を取りまとめ、国民や関係機関に伝えるといった観点から作成されていると承知しております。

具体的には、現時点で考慮し得る全ての地震の位置や規模、確率に基づき、各地点が、どの程度の確率で、どの程度揺れるのかが計算され、その分布が地図に示されているものでございまして、対象地域においては、それぞれ、住民や防災関係機関の防災意識を喚起し、防災活動に活用するための基礎資料としているところでございます。

**○梶谷大志委員** 今、この予測地図の作成目的は、防災意識を喚起し、防災活動に活用するための基礎資料ということでありました。

地震が発生すると、気象庁は、各地域ごとに震度の階級を発表するわけであります。予測地図が想定する震度6弱、6強、7の階級の地震の発生により、もたらされる具体的な影響とはどういうものを指しているのか、お伺いをいたします。

**○三角防災教育担当課長** 震度の階級についてでございますが、震度につきましては、地震発生の際に、その周辺で生じる人の体感や屋内外の状況の違いなどを目安に、ランクづけがされているところでございます。

具体的には、震度6弱の揺れにおきましては、人は立っていることが困難となり、固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもあるほか、耐震性の低い木造建物は、傾いたり倒れるものもあるとされております。

また、震度6強では、人は、はわないと動くことができず、固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなるほか、耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものが多くなるとされております。

さらに、震度7に至っては、耐震性の低い木造建物は、傾くものや倒れるものがより多くなるとされているところでございます。

**○梶谷大志委員** 震度の影響については、今答弁をいただいたので、わかりました。

それで、この予測地図は、2005年3月に初めて公表されたと承知をするわけであります。

これまでの全国における震度6弱以上の地震の発生状況と、その時々により予測されていた発生確率について伺いたいと思います。

**○三角防災教育担当課長** 地震の発生状況等についてでございますが、全国地震動予測地図の公表が開始された2005年以降、震度6弱以上の揺れを観測した地震は、気象庁の公表によりますと、全国で30回発生しており、このうち、国が地震動の発生確率の値を明確に示していた県庁所在地などにおいては9回となっているところでございます。

具体的には、2005年に震度6弱を観測した福岡市での発生確率は0.15%、2011年に震度7及び6強を観測した仙台市では4%、2014年に震度6弱を観測した長野市では13%、2016年に震度7を2回及び6弱を1回観測した熊本市では7.6%、2016年に震度6弱を観測した函館市は0.99%、さらに、先月の18日に震度6弱を観測した大阪市が56%となっているところでございます。

**○梶谷大志委員** 最後の、震度6弱を観測した大阪市は発生確率が56%であったということであ

【第1分科会 7月3日 第4号】

りますけれども、その前の2005年の福岡市は震度6弱で0.15%、2011年の仙台市は震度7及び6強で4%でした。それ以降については、今答弁いただいたので、言いません。

今、具体的に答弁があったように、いずれも、発生確率が低目に出ていたわけでありまして、非常に大きな地震が発生したということでもあります。

このことから、当然、地震の怖さを知ることになりますけれども、一方で、地震予測の限界もあるのかなと受けとめるわけでもあります。

こうやって過去のデータを見ると、確率が低い地域で大きな地震が発生していることが多く、この予測地図が示す数値の大小にはどれほどの意味があるのか、少し困惑をするわけでありませぬ。

道は、この予測地図を信頼しているのか、認識を伺うとともに、その取り扱いをどのようにしようとするのか、所見をお伺いいたします。

**○三角防災教育担当課長** 全国地震動予測地図に対する認識等についてでございますが、この地図は、現時点における我が国の最新の知見に基づき作成しているとされているものでございます。

一方、地震調査研究推進本部では、この地図を見るに当たり、国内で相対的に確率が低い地域であっても、過去に大きな地震が発生しているところがあり、確率が低いから安全とは限らないこと、また、現時点では、確率が低くても、今後の調査によって、これまで知られていなかった過去の地震や活断層の存在が明らかにされ、確率が上がる可能性があるなどの不確実さが含まれていることについて、注意点として挙げているところでございます。

道といたしましても、こうした点に十分留意した上で、住民の皆様の防災意識の喚起や、さまざまな地震対策が促進されるよう活用してまいりたいと考えてございます。

**○梶谷大志委員** 今、この取り扱いについて、認識などを含めて伺いましたけれども、確率が低いから安全とは限らないこと、あるいは、過去の地震や活断層の存在が明らかになって確率が上がる可能性があるなどの不確実さがあること、これらを注意点としているわけでありませぬ。その上で、地震対策が促進されるように活用したいということでもあります。

その活用については、効果的なものになるように、しっかり対応されるよう求めておきたいと思ひます。

今回の2018年版の公表では、道内における数値の上昇が非常に大きく扱われたわけでありませぬが、道の認識について伺いたいと思ひます。

**○丸岩浩二副委員長** 危機対策局長辻井宏文君。

**○辻井危機対策局長** 今回公表された地図についてでございますが、道内において、今後30年以内に震度6弱以上の揺れに見舞われる確率は、昨年に比べ、釧路市が22%上昇して69%、根室市が15%上昇して78%、帯広市が9%上昇して22%となるなど、太平洋側東部を中心に、大きく上昇しておりますが、これは、昨年12月に地震調査研究推進本部が公表した長期評価において、千島海溝沿いで発生が想定される17世紀型の超巨大地震が切迫していると評価されたことによるも

のと認識しております。

一方で、函館市では、2016年当時の確率が0.99%でありましたが、同年に震度6弱を観測したことから、道としましては、この地図における確率が特に高くない地域においても地震への備えが必要と認識しているところでございます。

**○梶谷大志委員** 今、数値についての認識を伺いましたけれども、確率が高くない地域においても備えが必要だという考え方もお答えいただきました。

いずれにしても、この数値の取り扱い是非常に難しく、注意しながら見なければいけないというふうに思ったわけでありまして、そうはいつても、今回、大きく確率が上がった釧路や根室、帯広といった地域の方々は不安が増していると考えられるわけでありまして。そういう道民の不安を道としてしっかり受けとめながら、今後の対策を講ずるよう求めておきたいと思っております。

地震が発生した場合、沿岸の地域では、津波被害が心配されるわけでありまして。

地震への対応は、とにかく逃げるのが求められることから、市町村では、津波に対する避難計画を策定することとなっておりますが、その策定状況と道の対応について伺いをいたしたいと思っております。

**○辻井危機対策局長** 津波避難計画についてでございますが、津波避難計画は、津波対策の推進に関する法律に基づき、住民の迅速かつ円滑な避難を確保することを目的に、避難場所や避難経路などに関し、市町村が策定することとされておりまして、道内におきましては、沿岸地域に所在するなど、津波の浸水が想定される83の市町村のうち、五つの市町村においてはまだ策定されていないところでございます。

これまで、道では、専門家を派遣するなど、市町村において計画の策定などが進むよう取り組んできたところでございますが、今後とも、計画が未策定である市町村に対して、早期の整備を強く促すほか、策定済みの市町村に対しても、計画の検証や避難訓練の実施などを働きかけ、本道における津波避難体制の充実に努めてまいります。

**○梶谷大志委員** 道としては、避難訓練の実施を働きかけ、津波避難体制の充実に努めるということでございます。

83の市町村のうち、おおむねは避難計画ができておりますけれども、五つの市町村においてはまだ策定されていないということでございます。主体性は市町村にあるわけですが、こういったところに住む道民の皆さんの不安は当然生ずるわけでありまして。

いつまでの策定を市町村に対して求めていくのか、重ねて伺いたいと思っております。

**○辻井危機対策局長** 今後の策定の見込みについてでございますが、津波避難計画は、住民の迅速かつ円滑な避難を確保する上で大変重要でありますことから、道としましては、計画が整備されていない市町村に対して、速やかな策定を強く促してまいります。

**○梶谷大志委員** 繰り返しになりますけれども、今回の予測地図の公表に伴って、関係市町村にお住まいの道民の皆さんにおいては、非常に不安が増しているのではないかなと推察されるわけでありまして。



【第1分科会 7月3日 第4号】

特に、避難計画が未策定の市町村への働きかけについては、今繰り返し聞いたわけでありませうけれども、しっかり対応されるように強く求めておきたいと思ひます。

今回、国が公表した地震予測地図については、大きな課題があるのではないかなというふうにかえるわけでありませう。確率が低く評価された地域には、地震に対して安全であるかのような誤ったメッセージが与えられてしまいかねないことを危惧するわけでありませう。

道は、今回の国の公表を受けて、本道における地震、津波の発生に備え、どのように取り組んでいくのか、お伺いをいたします。

○丸岩浩二副委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 道の地震・津波対策についてでございますが、我が国は、世界でも有数の地震多発地帯となっており、震度6弱程度の揺れは、確率が高い低いにかかわらず、全国どこであつても発生する可能性がありますことから、強い地震の揺れを感じた場合に、道民お一人お一人には、建物の倒壊を初め、火災の発生や土砂崩れ、さらには津波などから身の安全を確保する行動をしっかりと迅速かつ的確にとつていただくことが大変重要と考えております。

このため、道では、家屋の耐震化、家具の固定、津波の際の高台への避難といった、地震や津波への備えに対し、道民の皆様の御理解が深まり、災害発生時に適切な行動をとつていただけますよう、防災関係機関とも連携しながら、全道域を対象に、地域が行う各種訓練、研修を初め、小学校での防災に関する授業へのサポートを強化するなど、防災活動のさらなる普及啓発に努め、本道の地域防災力の向上を図つてまいります。

○梶谷大志委員 今、危機管理監から答弁をいただいたわけでありませうけれども、要は、防災関係機関としっかりと連携しながら、全道域を対象に、本道の地域防災力の向上を図るといふことであらうかと思ひます。

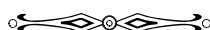
ただ、繰り返しになりますけれども、今回の大阪のことも含めて、近年、震度6弱を超える地震が本当に各地で発生して、大きな被害をもたらしているわけでありませう。道内でも、いつそうした地震が発生するか、わからないわけでありませう。

道は、公表された予測地図の活用もしなければなりませんけれども、何よりも、防災意識の喚起、市町村へのサポートなど、引き続き、地震防災への備えを充実されるよう、しっかり対応されることを求めて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○丸岩浩二副委員長 梶谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩



午後3時33分開議

○松山文史委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務部所管にかかわる質疑並びに質問の続行であります。

浅野貴博君。

○浅野貴博委員 質問に先立って申し上げます。

昨日の夜から続いている大雨により、私の地元・留萌管内を初め、道北地域に大変な被害が出ております。

私の地元では、唯一の幹線道路、大動脈と言っている国道232号線が今も通行どめになっており、地域に大変な不安が広がっておりますが、道総務部危機対策局の皆様におかれましては、いち早く情報提供をいただき、今も、地元の振興局、各地のそれぞれの災害対策本部を通じて対応に当たっていただいていることに感謝申し上げますとともに、この後も大変な状況が続くかと思いますが、しっかりと御対応いただけるようお願い申し上げます、質問に入らせていただきます。

ありがとうございます。

まず、北朝鮮情勢について伺います。

6月12日に、史上初となる米朝首脳会談が行われました。

一昨年、昨年と、本道は、北朝鮮のたび重なるミサイル発射によって悩まされてきたのですが、米朝首脳会談が行われた後も、引き続き、警戒を緩めることなく、備えるべきだと思います。

このことについての道の認識と取り組みをまず伺います。

○松山文史委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 ミサイル発射への備えについてでございますが、本年4月16日に開催された国民保護担当課長会議におきまして、国からは、北朝鮮のミサイル発射に備え、弾道ミサイルの落下時における行動のさらなる住民への周知のほか、弾道ミサイルを想定した住民避難訓練の実施や、国が実施する、Jアラートによる全国一斉情報伝達訓練への参加につきまして、都道府県に対して要請があったところでございます。

こうした中、先般の米朝首脳会談を踏まえ、国からは、住民参加型の訓練の実施は当面見合わせる一方で、弾道ミサイルの落下時における行動やJアラートによる情報伝達の方法についての周知に重点を置いて取り組んでいくとの考えが示されたところでございまして、道といたしましても、こうした国の見解を踏まえ、取り組みを進めていく必要があると認識してございます。

○浅野貴博委員 過去、ミサイル発射がなされた際には、政府と道のやりとりも一元化されたものでなかったなど、さまざまな課題が見えました。

その課題の解決に向けて、この間、不断に取り組んでいただいているかと思うのですが、この間の道の取り組みとその成果について伺います。

○松山文史委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 道の取り組みなどについてであります。ミサイルが発射された場合には、短時間で飛来する可能性が高いことから、国からの緊急情報が迅速かつ確実に住民の皆様方に伝わるとともに、正しい理解のもと、適切に行動していただくことが極めて重要と認識しております。

このため、道では、昨年度、国と連携し、市町村の担当者を対象に、Jアラートによる情報伝

【第1分科会 7月3日 第4号】

達に関する研修会や訓練を実施したほか、滝川市と岩見沢市におきまして、ミサイルの飛来を想定した住民避難訓練に取り組むとともに、ミサイルの落下時にとるべき行動について、イラストを用いたわかりやすいリーフレットを作成し、広く周知に努めたところでございます。

今後におきましても、国と連携し、Jアラート情報伝達訓練に取り組むとともに、市町村が実施する防災訓練や講話など、さまざまな場を活用し、ミサイルの落下時にとるべき行動について周知を図るなど、引き続き、ミサイルの発射に対して備えてまいります。

**○浅野貴博委員** 続きまして、北朝鮮の漂着不審船への対応について伺います。

昨年11月、松前町の小島に、北朝鮮籍と見られる木造船が流れ着き、島内の施設からさまざまな備品を盗み出したり、流れ着いた乗組員の1人が結核患者であったことなどから、地域に大変な不安が及んでいたと思います。

これを踏まえて、道は、政府に対してさまざまな要望をするとともに、道独自の対応として、不審船の漂流、漂着を想定した訓練を実施していると承知しております。

そのことを踏まえて伺いますが、まず、国への要請について、道として、この間、東北各県とどのような対応をし、具体的にどのような取り組みを行ってきたのか、伺います。

**○加納危機対策課長** 不審船への道としての対応などについてであります。昨年の年末にかけて、北朝鮮からと見られる木造船等が我が国に漂流、漂着する事案が急増し、本道におきましても、11月に、松前小島に漂着し、乗組員の上陸が確認されたことを踏まえ、道では、道民の皆様方の安全、安心を確保する観点から、東北7県と連携し、昨年12月、北海道東北地方知事会として、不審船等の監視の強化や、違法操業等に対する取り締まりの強化のほか、漂着物などの処理に係る財政支援措置などにつきまして、国に対し緊急要請を行ってきたところでございます。

こうした中、国におきましては、海上保安庁による日本海沿岸区域の巡視警戒が強化されたほか、ことしの1月には、水産庁に漁業取締本部が設置され、外国漁船の違法操業に対する取り締まりが強化されるとともに、朝鮮半島からの漂着物等の処分費用については、国において全額負担されることとなったところでございます。

**○浅野貴博委員** 道が東北各県と連携した取り組みによって、国が確かな対応をとっている、そのことは評価に値すると存じます。

その上で、道の取り組みとしては、4月9日に図上訓練を実施したほか、松前町やせたな町でもさまざまな訓練を行っていると承知しております。

これらの訓練の概要、並びに、訓練による成果はどのようなものがあったと認識しているのか、伺います。

**○加納危機対策課長** 訓練の概要などについてでございますが、本年4月9日に行った訓練は、国籍不明の不審船が松前町及びせたな町の海岸に漂着し、これを目撃した住民が市町村に通報するという想定に基づき、実施したところでございます。

具体的には、海上保安本部や道警察、自衛隊との連携協力のもと、通報を受けた市町村から振興局を經由し、危機対策課に目撃情報が伝達され、その情報を道の関係部局間で速やかに共有す

るという連絡体制の確認を行いましたほか、不審船における乗組員の有無など、それぞれの状況に応じた各関係者の対応について確認したところでございます。

こうした訓練の実施を通しまして、渡島・檜山地域での不審船の通報を受けた場合における関係機関の連絡体制や、具体の初動対応について相互に確認、理解し合うことができたという面で、有効な機会になったものと認識してございます。

○浅野貴博委員 さきの大越農子議員の一般質問に対して、ただいま御説明いただいた初動対応訓練と同じようなことを他の地域でも今後行う予定であるという答弁があったと思うのですが、具体的に、今後どのように取り組むのか、伺います。

○辻井危機対策局長 今後の訓練についてでございますが、本年4月の訓練は、渡島・檜山地域に不審船が漂着したことを想定して実施しましたが、本道は、長大な海岸線を有していることから、他の沿岸地域に漂着する事案の発生に対しましても備えておく必要があると認識しているところでございます。

また、不審船の目撃情報につきましては、市町村役場を初め、道や海上保安本部、警察などにも寄せられる場合が考えられることから、今後、他の地域も含めた、さまざまな不審船漂着事案を想定して、これらの防災関係機関と協議しながら、訓練の充実強化を図ってまいる考えでございます。

○浅野貴博委員 他の地域も含めたという御答弁をいただきましたが、渡島、檜山以外では、具体的にどの地域で行う考えでいるのか、再度伺います。

○辻井危機対策局長 今後の実施地域などについてであります。不審船を想定した今後の訓練の実施箇所や時期など具体的な内容につきましては、海上保安本部、道警察を初め、自衛隊など関係機関や沿岸部の市町村と検討を進め、決定してまいります。

○浅野貴博委員 私の地元・留萌管内も日本海側でございますが、しっかりと検討を進めていただき、多くの地域の不安を少しでも取り除くよう、具体的な備えをしていただきたいと思います。

それで、この件について最後に伺いますが、ミサイル発射に加えて、不審船の漂着についても、今後、万全の備えが必要だと思います。

道として、今後どのように取り組んでいくのか、伺います。

○松山丈史委員長 総務部危機管理監橋本彰人君。

○橋本総務部危機管理監 今後の取り組みについてでございますが、四方を海に囲まれた本道におきまして、不審船などの漂着の可能性は常にございますことから、日ごろから、道民の皆様に対して注意喚起をいたしますとともに、こうした事案が発生した際に、関係機関において迅速に各種情報が伝達され、おのおのが迅速かつ的確に対応できますよう、情報や認識を共有できる体制を構築しておくことがまさに重要と考えております。

このため、道といたしましては、住民の皆様に対し、不審船などを発見した場合には、むやみに近づくことなく、まずは、海上、海岸の警備を所管する海上保安庁、または道警察へ連絡する

【第1分科会 7月3日 第4号】

よう、改めて周知を徹底いたしますとともに、渡島、檜山以外の地域におきましても、関係機関との連携を密にしながら、年内にも訓練を実施いたしますほか、国に対し、毅然とした外交交渉の推進や、漂着物等への対応などに関する指針の策定を求めるなど、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

○浅野貴博委員 しっかりとした取り組みをお願いいたします。

続きまして、道庁の生産性向上と働き方改革について伺ってまいります。

道庁の生産性向上に向けた業務改革が今進められていると承知をします。

今議会の前日委員会で、業務改革の推進事項の一つである、庁内手続や管理職マネジメントの見直しによる内部業務の減量化の推進について、本年度中に内部業務減量化方針を策定するとの報告がありました。

そのことを踏まえて伺いますが、道では、平成21年3月から、コンパクト道庁の構築を目指してこられたと思います。

内部業務減量化方針案では、コンパクトな道庁の実現もおおむね達成できたとされておりますが、何をもって、おおむね達成できたと認識しているのか、まず伺います。

○松山丈史委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 道組織の見直しに向けた取り組みについてでございますが、道では、これまで、厳しい財政状況の中、簡素で効率的、機動的なコンパクトな道庁の構築を目指し、四つの取り組みを進めてきたところでございます。

具体的には、民間、市町村等との役割分担に関し、民間開放や市町村への権限移譲を徹底するとともに、道の業務の役割分担に関して、本庁、支庁及び出先機関の分担について明確化を図ったほか、類似業務の集約化に関し、総務業務等の一元化を進め、さらには、業務の減量化、効率化に関しては、政策評価を通じて、適正な人員配置や組織機構の見直しを行ってきたところであり、それぞれの所期の方針につきましては、おおむね達成できたものと考えてございます。

道といたしましては、複雑化、多様化する行政課題に的確に対応していくためには、不断に見直しを行っていくことが必要と考えており、引き続き、効果的、効率的な執行体制の確立に取り組んでまいります。

以上でございます。

○浅野貴博委員 今、御答弁いただいたように、不断の見直しはどの業務についても必要かと思いますが、簡素で効率的な執行体制が実現されているならば、なぜ今、業務の減量化が必要なのか、伺います。

○松山丈史委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 内部業務の減量化の取り組みについてでございますが、道では、これまでの行財政改革の取り組みにより、着実に改善が図られてきたところでございますが、社会経済情勢の変化に伴い、今後ますます増加が見込まれる道政上の諸課題に対し、限られた行財政資源の中での的確に対応していく必要がございます。

このため、道では、本年3月に策定した、行財政運営方針の後半期の取り組みにおいて、新たに、道庁の生産性向上に向けた業務改革を加えたところであり、道庁内の内部業務について徹底した見直しを行い、業務自体の効率化を図ることで捻出した資源を最適に配分していくこととしているところでございます。

○浅野貴博委員 行財政運営方針の後半期の取り組みでは、推進事項を追加して、エビデンスに基づく政策を展開するとしております。

業務の減量化という目標は、具体的にどのように指標化され、見える化されるのか、伺います。

○松山文史委員長 行政改革課長田辺きよみ君。

○田辺行政改革課長 減量化の目標などについてでございますが、道では、内部業務減量化方針に基づきまして、庁内手続の一斉点検を実施し、減量化対象業務のプロセスを見える化した上で、徹底した見直しを行うこととしております。

道といたしましては、この見直し結果を踏まえ、現行の手続との比較検証をしながら、適切な指標を設定して、減量化の対象手続と減量化に関する目標を、本年度中に策定する実施計画に盛り込んでまいり考えてございます。

○浅野貴博委員 次に、電子決裁の導入について伺います。

平成15年度から、道として電子決裁を導入していると承知しますが、この導入の目的は何だったのか、伺います。

○松山文史委員長 法制文書課長佐藤充孝君。

○佐藤法制文書課長 電子決裁の導入の目的についてでございますが、道におきましては、総合文書管理システムにより、公文書の電子決裁を行っておりますが、このシステムは、公文書の事務処理を電子化することによりまして、文書の收受、作成から保存、廃棄までの一元管理や、職員間の情報の共有、情報公開に関する道民の利便性の向上、さらには、紙文書の削減を目的として導入したものでございます。

○浅野貴博委員 それでは、電子決裁の実施率の過去5年間の推移について伺います。

○佐藤法制文書課長 電子決裁の利用率についてでございますが、知事部局における直近5年間の推移を見ますと、平成25年度が24%、26年度が28%、27年度が34%、28年度が37%、そして29年度が38%となっております。わずかながら上昇傾向にございます。

○浅野貴博委員 御答弁にあったように、確かに、わずかながら上昇傾向にあるのはそのとおりだと思いますが、導入から15年たって、まだ40%にも行っていません。

皆様方の努力を否定するわけではありませんが、なかなか伸びない原因についてどのように分析をしているのか、今後、どのような向上策を考えているのか、伺います。

○松山文史委員長 法務・法人局長兼大学法人室長村井篤司君。

○村井法務・法人局長兼大学法人室長 電子決裁の利用率の向上策などについてでございますが、道におきましては、決定書や報告書の決裁に当たっては、総合文書管理システムの利用を原

【第1分科会 7月3日 第4号】

則としておりますが、契約書や請求書といった、原本の確認が必要なものなど、電子決裁が困難なものが一定程度あることなどが、利用率が伸びない原因と考えております。

電子決裁につきましては、毎月、所属ごとの利用率を庁内に周知しておりますほか、年に2回の文書管理充実月間において実施している職場研修などを通じて、利用の促進を図っております。

電子決裁を利用することにより、職員の文書管理に関する負担の軽減が期待されますことから、引き続き、電子決裁の利用を職員に徹底することにより、利用率を高め、業務の効率化に努めてまいります。

**○浅野貴博委員** 今回策定する方針では、限られた行財政資源を最大限活用して、より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けることにより、道庁全体の生産性の向上に向けた取り組みを強力に推進するとされております。

生産性の向上をどのような指標でどう評価するのか、伺います。

**○田辺行政改革課長** 生産性向上の評価についてでございますが、行財政運営方針の後半期の取り組みでは、道庁の生産性向上に向けた業務改革の推進事項といたしまして、内部業務の減量化のほか、ICTを活用した業務効率化や各種申請手続の簡素化、また、財務会計事務の見直しなどを掲げ、道民サービスの質と組織活力の向上を目指していくこととしております。

道庁の生産性向上を図っていくに当たりましては、これらの取り組みを一つ一つ着実に推進していくことが重要でありますことから、業務改革工程表を毎年度ローリングし、進捗状況を把握しながら、適切に推進管理をしてまいります。

**○浅野貴博委員** より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けるということは、具体的に、職員構成として、内部管理の職員を減らし、行政の第一線部門に振り向けるということの意味するのか、伺います。

**○古屋総務部次長** 減量化による効果についてでございますが、内部業務の減量化につきましては、業務の内容と質の2点に着目し、庁内または職員間で完結する業務を対象として取り組むこととしておりまして、その対象が、全職員、全所属に係るものでありますことから、減量化の効果についても、職員個々の内部業務時間の減少から、組織内の内部調整プロセスの軽減など、多岐にわたるものと考えているところでございます。

このため、まずは、減量化の効果を最大限発揮できるよう、取り組みを強力に推進し、その効果を十分に見きわめつつ、行財政資源の適正な配分や最適化の観点から、捻出した資源を新たな道政課題への対応などに振り向け、道民サービスの質の向上につながるよう、適切に対応してまいります。

**○浅野貴博委員** 次に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針の数値目標について伺います。

1定の予算特別委員会でも、道庁における働き方改革については、平成29年度に年間で720時間を超える超過勤務をした職員は1人もいないなど、徐々にワーク・ライフ・バランスを保つこ

とが進んでいるとの答弁がなされておりましたが、年間で720時間に相当する月に60時間を超える可能性のある職員は少なからずいるのではないかと思います。

また、指針では、年休取得に関する数値目標として、平均取得日数を13日としておりますけれども、国のまち・ひと・しごと創生総合戦略で示されたKPIとしては、民間企業等の労働者の取得率を2020年までに70%——日数に換算すると、おおむね14日にするという目標が掲げられております。

指針で掲げる数値目標については見直しが必要ではないかと考えますが、道の認識を伺います。

**○佐藤人事局長** 職員のワークライフバランスの推進に関する指針についてでございますが、道では、平成27年に、職員のワークライフバランスの推進に関する指針を策定し、その取り組みとして、職員の意識転換、職場における働き方の見直し、仕事と子育てや介護等を両立できる職場づくりを三つの柱として、時間外勤務の時間数と年休取得日数の二つの数値目標の達成に向けて、今年度も、職員のワーク・ライフ・バランスの確立のための取り組みを進めているところでございます。

道といたしましては、指針に基づくこれまでの取り組みの実績等に加え、先般、国において成立した、いわゆる働き方改革関連法の内容を踏まえ、本指針について、数値目標も含め、年内をめどに見直してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

**○浅野貴博委員** 道職員の皆様方がワーク・ライフ・バランスを保てる働き方ができるようにするには、当然、私たち議会側の配慮なども欠かせないと思いますが、そのことも含めて、最後に伺います。

生産性向上をどのように図っていくかは別として、道職員の皆様方が働きやすい職場環境づくりは、生産性向上に不可欠だと考えます。

道庁における実効性のある働き方改革をどのように進めていくのか、最後に伺います。

**○松山文史委員長** 総務部職員監山岡庸邦君。

**○山岡総務部職員監** 道における職員の働き方の改革、改善についてであります。道の限られた人員の中で、多様化、高度化する行政課題に迅速かつ的確に対応し、質の高い行政サービスを持続的に提供していくためには、全ての職員が健康で意欲と能力を発揮できるような、魅力ある働きやすい職場環境を整えていくことが重要であると認識しております。

そのため、道といたしましては、職員の意識改革や業務マネジメントの強化など、職員のワークライフバランスの推進に関する指針に基づく取り組みを継続して実施していくほか、今年度、内部業務の減量化などの業務改革や、時間外勤務の要因分析の調査などを行い、在宅勤務、フレックスタイムなど、柔軟で多様な働き方の検討もさらに進めまして、職員が、子育てや介護など、さまざまなライフステージの変化に合わせて、各分野で活躍できるよう、今後とも、組織活力の向上やワーク・ライフ・バランスの確立に向けて、さらに取り組みを進めてまいります。



以上です。

○浅野貴博委員 最後に申し上げますが、冒頭に申し上げたように、昨日からの大雨により被害が出ております。こういう災害時には、皆様に、とてもワーク・ライフ・バランスと関係がない対応をお願いしなきゃいけないのですが、それ以外のときは、なるべく皆様方の取り組みが成就されるように、その取り組みを私ども議会も進めていかなくちゃいけない、そのことをお話し申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○松山丈史委員長 浅野委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

志賀谷隆君。

○志賀谷隆委員 災害対策についてお伺いをいたします。

まず、昨夜からの大雨で、上川総合振興局管内の天人峡温泉につながる道道で被害が発生し、孤立者も出ているというふうに聞いておりますが、道はどのように対応するのか、伺います。

○松山丈史委員長 危機対策局長辻井宏文君。

○辻井危機対策局長 このたびの大雨への対応についてであります。昨日からの豪雨によりまして、上川、留萌、空知などの地域を中心に、土砂崩れや河川の氾濫、越水などが発生したことなどを踏まえ、道では、本日、災害対策連絡本部を設置し、応急対策に当たっているところでございます。

こうした中、上川総合振興局において、忠別川の氾濫などにより道路が被害を受け、天人峡に宿泊されている方々などが宿泊施設などにとどまっているとの情報があり、現在、さらなる情報の収集と共有に努めるとともに、関係機関と連携し、その対応について検討しているところでございます。

今後とも、人命最優先の方針のもと、迅速かつ的確な応急対策に努めてまいり所存でございます。

○志賀谷隆委員 そういう中で、災害対策について御質問をするわけですが、どうか、最大限の対応をしていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

次に、水防演習についてであります。

本定例会の一般質問においても、我が会派の同僚議員が、さきの大阪府北部を震源とする地震の発生を踏まえて、災害時における防災関係機関の連携強化等について質問をしたところでございます。

本道は、一昨年、昨年と、台風等による大雨災害に見舞われました。また、本年の春先には、大雨、融雪などによる水害も生じました。そして、今まさに、昨日からの大雨に見舞われて被害が発生しております。

こうした災害に備える水防演習は極めて重要であると思っております。同時に、多くの機関や住民が参加して、意識を高めていくことが必要と考えます。

このような中、去る6月17日、札幌市内の豊平川において総合水防演習が実施をされました。

総合水防演習は、洪水などの災害時に備えて、北海道開発局を中心として、道や地元市町村とともに、関係機関が一丸となって、毎年度行う訓練であると承知をしておりますが、水防訓練の目的についてお伺いをいたします。

○松山丈史委員長 危機対策課長加納孝之君。

○加納危機対策課長 水防演習の目的についてでございますが、総合水防演習は、北海道開発局を初め、道、市町村、警察、消防、自衛隊などが、洪水や土砂災害などの災害に備えて、防災関係機関の緊密な連携、水防技術の向上に加え、水防意識の高揚を図るとともに、水防に対する地域住民の理解と協力を求めることを目的に、国が管理する河川を会場に、例年、出水期を迎える6月に実施しているものでございます。

○志賀谷隆委員 演習は、毎年度、実施場所を変えて行っているということですが、ことは石狩川水系の豊平川で実施をいたしました。

どのような想定のもとに、どういった演習が行われたのか、お伺いをいたします。

○加納危機対策課長 水防演習の内容についてでございますが、今年度の演習は、台風による大雨で、石狩・空知地方に大雨警報と土砂災害警戒情報が発表されたとの想定のもと、豊平川河川敷において、土砂災害対策訓練と洪水対策訓練を実施したものでございます。

土砂災害対策訓練では、開発局や道、札幌市、警察、自衛隊などで構成する災害対策現地合同本部の設置訓練を初め、倒壊家屋からの住民救助訓練や、土砂に埋もれた車両からの救助訓練、さらには、自衛隊による仮設橋設置訓練などが行われました。

また、洪水対策訓練では、堤防の決壊や住宅の浸水に対する水防工法の訓練、ボートやヘリによる被災者救助訓練などに加え、要配慮者を想定した避難訓練などが実施されたところでございます。

○志賀谷隆委員 ことし実施された演習の中で、特に趣向を凝らしたといたしますか、特徴的な演習は行われたのか、伺います。

○加納危機対策課長 今年度の特徴的な演習についてでございますが、地元・札幌市の防災アプリ「そなえ」を活用した住民の避難訓練のほか、ツイッターを活用したリアルタイム配信に加え、札幌市中心部の浸水を想定した、地下鉄の出入り口の止水板の設置訓練を実施するなど、都市部特有の災害を踏まえた水防訓練を行ったところでございます。

○志賀谷隆委員 演習には、開発局、道、札幌市などの市町村のほかに、どのような機関が参加し、参加人数はどれくらいだったのか、伺います。

○加納危機対策課長 水防演習の参加機関等についてでございますが、開発局、道、関係市町村を初め、警察、自衛隊、建設関係団体などのほか、水防活動、救助等に従事する地元消防や各消防団水防隊に加えまして、地元の小中学生や町内会、企業の職員など約2000人が参加したところでございます。

○志賀谷隆委員 水防演習において、道はどのような役割を担っているのか、伺います。

○加納危機対策課長 道の役割についてでございますが、道は、本演習の共催者として、演習の

【第1分科会 7月3日 第4号】

円滑な実施に向け、関係機関との連絡調整を行いましたほか、当日は、災害対策現地合同本部の本部員会議に出席するとともに、開発局や市町村とのホットラインによる情報伝達訓練に参加し、災害応急体制の構築に努めたところでございます。

○志賀谷隆委員 本年の第1回定例会の予算特別委員会において、私は、ことしの水防演習への知事の出席を求めましたが、知事を初め、幹部職員の出席状況についてお伺いをいたします。

○加納危機対策課長 幹部職員の出席状況についてでございますが、今年度は、昨年度に引き続き、本演習の統裁である知事が出席しましたほか、副統裁として、危機管理監や建設部長、石狩振興局長、さらに、演習本部長として、空知総合振興局副局長が出席したところでございます。

○志賀谷隆委員 水防演習は、各機関個別の役割のほかに、連携して取り組むさまざまな演習があるというふうに承知をしておりますが、どのような連携が行われたのか、お伺いいたします。

○辻井危機対策局長 関係機関の連携についてでございますが、本演習では、開発局や道、札幌市、警察、自衛隊などで構成する災害対策現地合同本部会議の設置訓練を初め、土砂災害危険箇所等の緊急点検のため、緊急災害対策派遣隊である、いわゆるTEC—FORCE隊の派遣を、札幌市から道を通じて開発局に要請する訓練や、河川の状況などを関係機関で共有するホットラインの訓練、さらには、警察と消防が連携し、住宅の周囲が浸水して身動きができなくなった住民をボートやヘリで救出する訓練などを実施して、関係機関の連携強化に努めたところでございます。

○志賀谷隆委員 関係機関のみならず、地域住民も演習に参加をしておりますが、住民が参加した演習はどのようなものがあつたのか、お伺いをいたします。

○加納危機対策課長 住民が参加した演習についてでございますが、近隣の連合町内会による、要配慮者の支援を想定した避難訓練や住民受け入れ訓練のほか、地元の農協、町内会、小中学生が実際に土のう積みを行い、住宅の浸水を防止する水防訓練が実施されたところでございます。

○志賀谷隆委員 水防訓練は、多くの機関が、水害対応への手順の確認などを連携協力して実施するなど、大変意義のあるものだというふうに考えますが、多くの住民が参加することで、水害に対する地域全体の意識の向上につながるものと考えます。

周知方法も含めて、より住民参加が可能な演習へと工夫する必要があると考えますが、所見をお伺いいたします。

○辻井危機対策局長 住民の参加などについてでございますが、水防対策を進める上で、地域住民の皆様の水防に対する意識の向上は大変重要と認識しております。

このため、本演習では、地域住民による避難訓練や水防訓練などを実施しましたほか、楽しみながら水害や防災について学んでいただくため、演習会場内において、集中豪雨や住宅の浸水を体験できる装置を設置するとともに、関係機関による展示ブースにより、水防に関する啓発を行ったところでございます。

今後も、水防に対する道民の意識がさらに醸成されるよう、より多くの方々に水防演習を見学していただくための周知方法や、住民参加型の訓練内容の充実などにつきまして、開発局を初

め、関係機関とよく検討してまいります。

**○志賀谷隆委員** 本道は、きょうもそうですが、これから雨が多くなる季節を迎えます。気候変動の影響からか、近年は、台風が北海道に上陸、接近することが当たり前になっているように感じます。週末にも台風が来るような予想がございます。

水防演習は、まさに、水害が発生した際に被害を軽減するために実施するものであり、こうした演習を積み重ねることが重要と考えますが、水害に対する道の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

**○松山丈史委員長** 総務部危機管理監橋本彰人君。

**○橋本総務部危機管理監** 水害に対する道の取り組みについてでございますけれども、冒頭に委員からお話ございましたように、昨日からの大雨により、上川、留萌、空知といった地域を中心に、今、被害が生じてございます。天人峡に宿泊されている方々はとどまっておりますけれども、こういった方々のためにも、まずは人命最優先の方針のもとに、的確な対策を講じていきたい、このように考えております。

近年、北海道におきましては、一昨年の大雨災害や昨年の台風18号の上陸など、大雨による被害が発生をしている状況でございます。こうした経験を教訓として、防災、減災に対する取り組みを着実に進めていくことがまさに重要と認識いたしております。

このため、道では、広報紙やラジオなどの広報媒体を活用して、大雨の際の適切な避難行動を促す啓発に努めておりますほか、台風接近などで特に警戒を要する地域においては、地元の振興局や防災関係機関をインターネットでつないだ危機管理会議を開催し、情報共有を図りますとともに、避難情報等の発令の時期や各機関の体制を確認することといたしております。

また、今年度の道の防災総合訓練は、一昨年の大雨災害を踏まえまして、道内の広域における水害を想定し、道が管理する河川を主な会場として実施することとしており、こうした取り組みを通じて、開発局や警察、消防、自衛隊など防災関係機関との連携を強化しながら、災害対策に万全を期してまいりたいと考えております。

**○志賀谷隆委員** 最後になりますけれども、危機管理監がおっしゃったように、水害発生時に水防訓練が現場で非常に役に立ったと言えるような、これからの対応をお願いいたしまして、質問を終わります。

**○松山丈史委員長** 志賀谷委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

宮川潤君。

**○宮川潤委員** 私は、最初に、道有施設のエネルギー対策等について質問をいたします。

北海道ファシリティマネジメント推進方針に、「道有建築物等の電気・機械設備等に係る改修や運用方法の改善等により、エネルギー消費量及び光熱水費を縮減し環境負荷の低減と運営コストの削減を図る。」とありますので、その推進状況について質問します。

まず、知事部局全体における、電力、石油等のエネルギー消費量の推移について質問します。

**○松山丈史委員長** 財産活用担当課長野崎直人君。

○野崎財産活用担当課長 知事部局における道有施設のエネルギー使用量の推移についてでございますが、平成23年度と平成28年度の比較において、電気使用量については、平成23年度が9395万1000キロワットアワーであったのに対しまして、平成28年度が7481万9000キロワットアワーで、約20%の縮減となっております。

また、石油等を含むエネルギー消費の原油換算量につきましては、平成23年度が3万5123キロリットルであったのに対しまして、平成28年度が2万7140キロリットルで、約23%の縮減となっております。

○宮川潤委員 さらに省エネルギー化を進めることについてですが、札幌市役所が一気にLED化を進めたことは高い評価を得ていますが、道の本庁舎ほか、LED化した道有施設数及び節電効果をお示してください。

○野崎財産活用担当課長 道有施設におけるLED化についてであります。平成21年度以降、平成29年度までに、改修工事などによりLED照明を導入した施設は15施設、改修の必要がなく、LED電球に交換、または、器具を更新してLED化した施設が58施設、計73施設となっております。

また、LED照明を導入した施設における節電効果についてであります。例示いたしますと、平成26年度に改修を行った檜山合同庁舎では、節電などの運用改善も含めた電気使用量の削減効果として、改修前と比較して17%の削減となっております。

○宮川潤委員 LED化の削減効果は大きなものだということがわかりますが、道有施設のLED化の到達点として、73施設ということですが、それを率で言うと何%になりますか。

○野崎財産活用担当課長 道有施設におけるLED化率についてでございますが、知事部局において電気を使用している553施設に対しまして、LEDを導入した施設は73施設となっております。その占める割合は約13%となっております。

○宮川潤委員 2015年の決算特別委員会においてLED化率について伺ったところ、2%という答弁でした。それが13%になったとのことですが、LED化が進んだということはないようなので、LED化していても把握されていなかったものが把握されたのだと思われ。温暖化対策や省エネルギー化について認識を改めていただくように申し上げるものであります。

さて、建物の老朽改築をする場合に、LED化するのは当然としても、蛍光管と内部の配線を交換することでLEDに交換できる施設がほかにもあるはずですが、その調査はなされていないということが問題です。

それらの調査や交換を進めていくべきと考えますが、いかがですか。

○野崎財産活用担当課長 道有施設におけるLED化についてでございますが、毎年行っている道有施設のエネルギー調査におきまして、使用している照明器具の種類を項目を加えて把握してまいりたいと考えております。

○宮川潤委員 今後把握するということなので、確実に調査を進めていただきたいと思っております。到達点を伺いましたが、これまで、毎年努力をしてきて、こういう到達点になっているのか、

それとも、進めた年と進めていない年と、ばらつきがあるのか。進捗状況について、何年度に何箇所、どう進めてきたのか、伺います。

○野崎財産活用担当課長 過去の整備状況についてでございますが、改修工事などにより、LED照明を導入した15施設の内訳としまして、平成21年度に1施設、平成23年度に1施設、平成24年度に1施設、平成26年度に5施設、平成27年度に2施設、平成28年度に1施設、平成29年度に4施設となっております。

また、LED電球への交換につきましては、電球の更新時期に合わせ、随時行っているところでございます。

○宮川潤委員 特定の年度には進めて、進めていない年もあるということがわかりました。どういう状況の中で進めたのか、伺います。

○松山丈史委員長 総務部次長古屋義則君。

○古屋総務部次長 LED照明の整備の考え方についてでございますが、道では、これまで、施設の老朽化に伴う建てかえや、設備の更新を含む大規模改修などを契機に、施設の省エネルギー化を進めてきたところであり、省エネルギー性の高い空調設備への更新や、断熱性の高い窓ガラスへの改修などとともに、LED照明の導入を図ってきたところでございます。

○宮川潤委員 今後は、いつまでに交換し、LED化を完了させるのか、どういうペースで進めていくのか、計画をつくることを検討すべきと思いますが、いかがですか。

○古屋総務部次長 今後の道有施設のLED化についてでございますが、道におきましては、これまで、執務室及び廊下の照明の減灯や、照明効率の高いHf蛍光管の導入を図るなど、総合的な省エネルギー化の取り組みを進めてきたところでございます。

道有施設の改修時におけるLED化の検討に当たりましては、施設全体の老朽状況などを踏まえて、改修等の費用対効果を総合的に判断し、取り組んできたところであり、今後とも、こうした施設の改築や改修にあわせて、コスト面を勘案しながら、LED化を初めとする道有施設の省エネルギー化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

○宮川潤委員 計画化するという答えはありませんでした。

私は、一昨年11月の決算特別委員会で、知事に、札幌市は100%である一方、道は2%と、取り組みに開きがあることについて自覚していただきたいと申し上げました。

今後の計画さえつくられていないということは、どういうことなのでしょう。計画を今後もつくらないで済ませるおつもりなのか、伺います。

○松山丈史委員長 総務部長中野祐介君。

○中野総務部長 今後の対応についてであります。道におきましては、平成28年3月に策定をした北海道省エネルギー・新エネルギー促進行動計画に基づきまして、道有施設において率先して省エネルギーの推進を図ることとし、計画的にその取り組みを進めているところでございます。

こうした考え方のもと、今後とも、庁舎におけるエネルギーの利用効率とか導入効果などを十

【第1分科会 7月3日 第4号】

分勘案しながら、計画的に設備更新を行うことによりまして、環境負荷の低減と維持管理コストの縮減に努めてまいります。

以上です。

○宮川潤委員 計画的にということではありますが、はっきりとした計画をつくって、確実に進めていくように指摘をしておきたいと思います。

次に、道の障がい者雇用等についてであります。

障害者の雇用の促進等に関する法律で、国、地方自治体、企業等の障がい者雇用率が定められ、ことしから、雇用率が2.5%に引き上げられたものと承知しておりますけれども、まず、引き上げを行う理念についてお示してください。

○松山文史委員長 人事課長猪口浩司君。

○猪口人事課長 障がい者雇用率の引き上げについてでございますが、障害者雇用促進法に基づき、国や地方公共団体に達成が義務づけられている法定雇用率は、本年4月より2.3%から2.5%に引き上げられ、平成33年4月までには、さらに2.6%に引き上げられることになってございます。

こうした法定雇用率の引き上げの背景といたしまして、平成18年4月から、実雇用率のみなし算定対象に精神障がい者が加えられ、さらに、平成25年度の法改正により、雇用環境のさらなる整備を図る観点から、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を追加する規定が設けられたところであり、障がいの有無にかかわらず、個性を尊重し合いながら共生する社会の実現は重要な課題として、これまで精神障がい者の雇用の促進が図られてきたところでございます。

この間、求職活動を行う精神障がい者数や、企業に実際に雇用されている精神障がい者数も増加しており、平成29年6月の障害者雇用促進法施行令の改正によって、法定雇用率が引き上げられたものと承知してございます。

○宮川潤委員 昨年11月の決算特別委員会で、我が会派の佐野議員がこの問題を取り上げた際に、知事部局において、身体障がい者は205名、精神障がい者は24名雇用している、精神障がい者、知的障がい者の採用は行っていないが、職場実習や臨時職員としての任用を行っている、他の都府県の状況を把握しているとのことでありました。

その後の進捗状況について、また、今後の採用について伺います。

○松山文史委員長 人事局長佐藤則子君。

○佐藤人事局長 障がい者の雇用についてでございますが、他の都府県の状況につきましては、今年度の実施予定を含め、知的障がい者を対象とする採用試験は、東京、神奈川、愛知、京都、鳥取の5都府県、精神障がい者を対象とする採用試験は、東京、神奈川、鳥取、福岡、埼玉、静岡の6都府県で実施しており、47都道府県のうち、8都府県で実施していると承知しているところでございます。

道の検討の進捗状況につきましては、関係機関などから、就労の現状、受け入れ職場の環境づくりなどについて情報収集を行い、障がい者雇用に関する現状や課題に係る検討材料の収集に努

めているところでございます。

知事部局としましては、平成29年6月1日時点において雇用率が2.7%となっており、法定雇用率を満たしているところございまして、今後、庁内の関係部局における、精神障がい者や知的障がい者の職場実習等を通じた就労支援を進めるとともに、職員採用につきましては、身体障がい者を対象とした採用選考試験の実施により、雇用を確保していく考えでございます。

また、精神障がい者や知的障がい者の採用のあり方についての検討に関しましては、プライバシーなどの制約もあり、慎重に取り扱う必要がありますことから、先進的な都府県や民間企業を直接訪問するほか、関係機関、専門家との意見交換を実施するなど、障がいの程度、特性に応じた働き方や職域の設定、勤務条件といった課題への対応、採用試験における能力実証方法など、採用のあり方について引き続き検討してまいります。

以上でございます。

**○宮川潤委員** 今回の答弁でわかったことは、他の県で進んだということです。道については引き続き検討ということでありますから、実際の採用に結びつく具体的な検討を進めるように指摘しておきたいと思っております。

次に、臨時・非常勤職員等についてであります。道庁の特別職非常勤職員、一般職非常勤職員、臨時職員の任用の趣旨、任期及び雇用条件についてお示しいただきたいと思っております。

**○猪口人事課長** 道の臨時・非常勤職員についてでございますが、特別職非常勤職員については、本庁や振興局において、顧問弁護士、産業医、各種の相談員など、定数内職員では得られない特定の知識、経験などが必要な専門的業務に従事させるため、1年の任期で任用しております。報酬については、職務内容に応じて、それぞれの職ごとに設定しており、年次有給休暇や病気休暇、育児休業などを付与してございます。

一般職非常勤職員については、本庁や振興局などにおいて、申請・交付業務、定数内職員の補助的な業務に従事させるため、1年の任期で任用しており、特別職非常勤職員と同様に、報酬や年次有給休暇などの休暇を付与しているところでございます。

また、臨時職員については、病気休職、出産、育児に係る休暇などを取得する職員の代替や、受け付け業務などに従事させるため、1回につき6カ月以内の任期で任用しており、6カ月を超えない期間での更新を可能としておりまして、同一の人を任用できる期間は通算で24カ月を限度とする取り扱いとしており、報酬については、一律に日額で6790円と設定しておりまして、6カ月勤務で10日間の年次有給休暇を付与してございます。

以上でございます。

**○宮川潤委員** 地方公務員法の改正により、会計年度任用職員が創設されますが、その概要についてお示しくください。

**○猪口人事課長** 会計年度任用職員についてでございますが、昨年の地方公務員法の改正によって、特別職非常勤職員と臨時的任用職員について任用要件が厳格化されるとともに、新たに会計年度任用職員制度が設けられ、任用基準や服務規律などに関して統一的な取り扱いが示されたと



ころでございます。

この会計年度任用職員につきましては、補助的な業務などを行う職であり、改正後の地方公務員法において、1会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と定義され、期末手当の支給が可能となるとともに、地方公務員としての服務規律に関する規定や人事評価、職務給の原則などが適用され、公正な運用も確保されることになってございます。

会計年度任用職員の任期や任用方法、報酬、休暇などの勤務条件につきましては、改正法や、8月に示される予定の国のマニュアルによる統一的な取り扱いを基本に、各地方公共団体において、条例などにより定めるものとされているところでございます。

○宮川潤委員 ただいまの答弁で、臨時的任用職員の任用要件が厳格化されたということでありましたけれども、その内容についてお示してください。

○猪口人事課長 臨時的任用職員の任用要件についてでございますが、今回の地方公務員法の改正において、臨時的任用職員の任用要件につきましては、病気休職や、出産、育児に係る休暇などを取得する職員の代替として、常時勤務を要する職に欠員を生じた場合とされたところでございます。

○宮川潤委員 受け付けの職員なども、今までは臨時的任用職員だったのですけれども、ただいまの答弁では、病気休職や、出産、育児にかかわる場合ということでしたが、臨時的とは、もともとそういうことを指すものだと私は思います。

受け付け業務は、常時必要とされている仕事ですが、会計年度任用職員制度に移行しても、そのもとの24カ月という上限が設けられることになりますか。

○松山文史委員長 総務部職員監山岡庸邦君。

○山岡総務部職員監 会計年度任用職員の任用要件についてでございますが、道の臨時職員につきましては、平成30年4月現在、約480人を任用してございます。

同一の人を任用できる期間は、採用における平等主義の原則などから、繰り返しの任用は避けるべきとする国の通知を踏まえまして、現行、通算で24カ月を限度とする取り扱いとしてございます。

現在、道におきましては、新たに設けられた会計年度任用職員制度の導入に向けて、臨時職員や非常勤職員に関し、現行の勤務条件やそれぞれの職の必要性について、改正法の趣旨を踏まえ、精査に着手したところでありまして、国から示される方針を踏まえるとともに、他県の状況なども参考にしながら、新たな制度における任用のあり方について検討を進めてまいり考えてございます。

以上です。

○宮川潤委員 これまで受け付け業務に従事してきた方は、2年で雇用が打ち切られてまいりました。しかし、その後も受け付けは必要なので、別の方が受け付け業務についています。雇用は2年ですけれども、業務は継続するという状況が続いてきました。2年などの上限は設けるべきではないと指摘をさせていただいて、次の質問に移ります。

次に、指定管理者の契約及び再委託について伺います。

総務部所管の指定管理者の契約年数、及び、指定管理者からの再委託業務の契約年数について伺います。

○野崎財産活用担当課長 総務部所管の指定管理者の契約及び再委託についてでございますが、道民活動センターにおける指定管理者の指定年数は4年となっております、指定管理者からの再委託業務の契約年数は、清掃、警備などの管理業務については4年、設備等の保守点検業務などその他委託業務は単年度契約であると承知しております。

また、北方四島交流センターにおける指定管理者の指定年数は8年となっております、指定管理者からの再委託業務の契約年数は、清掃、警備などの管理業務及び設備の保守点検業務などその他委託業務ともに、1年から3年の契約期間であると承知をしております。

○宮川潤委員 今、道民活動センターの契約について答弁がありました。4年もしくは単年度ということでありましたけれども、再委託業務はほとんどが1年というのが実態ではないですか。

○野崎財産活用担当課長 道民活動センターにおける再委託業務についてでございますが、警備業務、清掃業務、総合案内業務などは、総合管理業務委託として、一つの契約となっております、指定期間の4年間の契約となっておりますが、駐車場機械保守点検業務、エレベーター保守点検業務、舞台設備保守点検業務等、23件の設備保守点検業務などについては単年度契約であると承知をしております。

○宮川潤委員 要するに、一つの契約を除いて、ほとんどが1年ごとの契約になっているということでありました。

当該指定管理者は、契約期間中は業務が継続されますから、労働者は、その間、雇用が継続されるであろうと想定されます。

しかし、再委託業者は、1年ごとの入札によることが多く、1年後に仕事があるかどうか分からない、したがって、従業員も、1年後に雇用が継続できるかどうか分からないという状況ではないですか。極めて不安定な雇用であり、官製ワーキングプアと呼ばれる状況であります。

指定管理者で働く労働者及び再委託業者で働く労働者の雇用の実態について、発注者である総務部は把握しているのか、伺います。

○野崎財産活用担当課長 雇用状況の把握についてでございますが、総務部におきましては、指定管理者と締結する協定書において、指定管理者に対し、管理に係る業務の実施状況に関する事項や、管理に係る経費の収支状況に関する事項などの報告を求めています、雇用状況等については、報告を求める事項となっていないことから、把握をしてございません。

○宮川潤委員 報告を求めたらいいのじゃないですか。私は、雇用契約が1年ごとで、非常に不安定であり、官製ワーキングプアが生まれているということも言っております。

発注者である道としては、このような労働環境は改善すべきだとお考えになりますか。実態把握の必要性についてはどうお考えか、伺います。

○松山文史委員長 行政改革課長田辺きよみ君。

○田辺行政改革課長 指定管理者等における労働環境の改善についてでございますが、指定管理者制度は、民間ノウハウの活用による利用者の利便性の向上と効率的な施設運営の実現を目的として導入しておりますことから、施設の運営については、指定管理者が、道と締結する協定書の範囲内で、裁量により行うこととしておりまして、賃金などの労働条件についても、法令遵守のもと、個々の労使当事者間で自主的に決められるべきものと考えているところでございます。

○宮川潤委員 ただいまの答弁で、法令遵守のもと、個々の労使当事者間で自主的に決められるべきものという考え方が示されました。これまでも、労働者の就業環境に関する我が会派などからの質問に対して、繰り返し使われてきたフレーズであります。

仮に、当事者双方が対等な立場にある場合には、自主的な取り決めに委ねても問題はないのかもしれませんが、労働組合もなく、特に熟練技能を伴わない労働においては、労働者は極めて弱い立場に置かれており、公平な取り決めとはならないのが実態であります。

すなわち、指定管理者の再委託業者で働く多くの現場労働者は、毎年、契約更新を繰り返し、特に、清掃や警備の労働者の多くは、ずっと何年間も最低賃金に張りついたままです。多くの場合、契約から半年間は、年次有給休暇もなく、4月から半年間であれば10月までということになりますから、例えば、子どもの運動会や夏休み期間中も、お盆も年休がとれないという状況が毎年続くのです。

こういう状態が続くことを、労使当事者間の自主的な取り決めと言うのであれば、道の姿勢は無責任だと言わざるを得ないと思います。

今回議論させていただいた指定管理者における雇用環境については、道は、まさに当事者であり、みずからの立場をきちんと自覚すべきです。ですから、全国では公契約条例の制定が進んでいるのであります。

今後、道発注のさまざまな契約にかかわる労働環境の改善及び公契約条例制定について、引き続き道の姿勢をただしていくということを申し上げて、私の質問を終わります。

以上です。

○松山丈史委員長 宮川委員の質疑並びに質問は終了いたしました。

以上で通告の質疑並びに質問は終わりました。

総括質疑に保留された事項については本委員会において質疑を行うこととし、これをもって、総務部所管にかかわる質疑並びに質問は終結と認めます。

以上をもちまして、本分科会に付託されました議案に対する質疑並びに質問は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

付託議案の審査経過に関する委員長報告文については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松山丈史委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

1. 委員長の閉会の挨拶

1. 閉 会

○松山丈史委員長 本分科会を閉じるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

本分科会は、6月27日に設置以来、付託議案を初め、道政各般にわたり審議を尽くされ、本日ここに一切の審査を終了することができましたことは、丸岩副委員長を初め、委員各位の御協力によるものであり、厚く御礼を申し上げます。

以上、簡単ではありますが、御挨拶といたします。

これをもって第1分科会を閉会いたします。（拍手）

午後4時43分閉会